

平成十三年農林水産省令第一号

農林水産省組織規則
号)及び農林水産省組織令(平成十二年政令第二百五十三条)の規定に基づき、並びに同法及び同令を実施するため、農林水産省組織規則を次のようく定める。

目次

第一章 本省

第一節 内部部局

第一款 大臣官房 (第一条―第十七条の二)

第二款 消費・安全局 第十八条―第二十一条

第三款 輸出・国際局 第二十五条―第三十条

第四款 農産局 (第三十一条―第三十八条)

第五款 畜産局 (第三十九条―第四十五条)

第六款 経営局 (第四十六条―第五十三条)

第七款 農振興局 (第五十四条―第六十条)

第八款 動物検疫所 (第一百一条―第一百二十一条)

第九款 農村振興局 (第五十四条―第六十条)

第十款 農林水産研修所 (第一百三十七条―八条)

第十一款 農林水産政策研究所 (第一百四十八条)

第十二款 地方支分部局 (第一百五十七条)

第十三款 地方農政局 (第一百五十八条―第二百三十三条)

第十四款 内部部局 (第二百八十七条―第二百八十九条)

第十五款 北海道農政事務所

第十六款 削除

第十七款 削除

第十八款 削除

第十九款 削除

第二十款 削除

第二十一款 削除

第二十二款 削除

第二十三款 削除

第二十四款 削除

第二十五款 削除

第二十六款 削除

第二十七款 削除

第二十八款 削除

第二十九款 削除

第三十款 削除

第三十一款 削除

第三十二款 削除

第三十三款 削除

第三十四款 削除

第三十五款 削除

第三十六款 削除

第三十七款 削除

第三十八款 削除

第三十九款 削除

第四十款 削除

第四十一款 削除

第四十二款 削除

第四十三款 削除

第一節 削除	
第一款 内部部局	林野庁
第二目 林政部 (第三百八十六条―第三百九十条)	森林整備部 (第三百九十二条―第三百九十四条)
第三目 国有林野部 (第三百九十五条)	第三百九十八条)
第四目 施設等機関	第三百九十九条)
第五目 水産庁	第四百十条―第五百四十九条)
第六目 資源管理部 (第五百三十六条)	第五百三十七条)
第七目 漁政部 (第五百三十二条―第五百三十五条)	五百三十五条)
第八目 増殖推進部 (第五百四十条―第五百四十二条)	五百四十二条)
第九目 渔港漁場整備部 (第五百四十三条)	第五百四十三条)
第十目 秘書課 (第五百四十五条)	第五百四十五条)
第十一目 その他 (第五百四十六条)	第五百四十六条)
第十二目 地方支分部局 (第五百四十七条)	第五百四十七条)
第十三目 第五百八十二条 (第五百八十三条)	第五百八十二条)
第十四目 雜則 (第五百八十四条)	第五百八十四条)

第二節 削除

第一款 内部部局

第一節 内部部局

第一款 大臣官房

(国際食料情報特別分析官)

第二款 大臣官房に、国際食料情報特別分析官一人を置く。

第三款 本省

第一節 内部部局

第一款 大臣官房

(国際食料情報特別分析官)

第二款 大臣官房に、国際食料情報特別分析官一人を置く。

第三款 本省

第一節 内部部局

第一款 大臣官房

(国際食料情報特別分析官)

第二款 大臣官房に、国際食料情報特別分析官一人を置く。

第三款 本省

第一節 内部部局

第一款 大臣官房

(国際食料情報特別分析官)

第二款 大臣官房に、国際食料情報特別分析官一人を置く。

第三款 本省

第一節 内部部局

第一款 大臣官房

(国際食料情報特別分析官)

第二款 大臣官房に、国際食料情報特別分析官一人を置く。

第三款 本省

第一節 内部部局

第一款 大臣官房

(国際食料情報特別分析官)

第二款 大臣官房に、国際食料情報特別分析官一人を置く。

第三款 本省

第一節 内部部局

第一款 大臣官房

(国際食料情報特別分析官)

第二款 大臣官房に、国際食料情報特別分析官一人を置く。

第三款 本省

第一節 内部部局

第一款 大臣官房

(国際食料情報特別分析官)

第二款 大臣官房に、国際食料情報特別分析官一人を置く。

第三款 本省

第一節 内部部局

第一款 大臣官房

(国際食料情報特別分析官)

第二款 大臣官房に、国際食料情報特別分析官一人を置く。

第三款 本省

第一節 内部部局

第一款 大臣官房

(国際食料情報特別分析官)

第二款 大臣官房に、国際食料情報特別分析官一人を置く。

第三款 本省

第一節 内部部局

第一款 大臣官房

(国際食料情報特別分析官)

第二款 大臣官房に、国際食料情報特別分析官一人を置く。

評価専門官、リスク管理指導官、栄典専門官及び監査官、	監査官は、秘書課の所掌事務に関する監査に
	関する事務を行う。
第二条 秘書課に、調査官一人、業務改革推進専門官一人、企画官及び法令審査官	(調査官、企画官及び法令審査官)
第三条 文書課に、調査官二人、企画官一人及び管理官二十人、人事企画調整官一人、秘書専門官一人、企画官一人、任用専門官一人、給与専門官一人、人事評価専門官一人、リスク管理指導官一人、栄典専門官一人及び監査官一人を置く。	管理官四人を置く。
第二款 内部部局	法令審査官は、命を受けて、文書課の所掌事務に
第三目 第三百九十四条)	関し調整を要する重要事項についての企画及び連絡調査を行つての調査、企画及び連絡調整を行う。
第三節 地方支分部局	企画官は、命を受けて、文書課の所掌事務に
第一目 内部部局 (第四百十一条―第五百四十九条)	関し調整を要する事項についての企画及び連絡調査を行つての調査、企画及び連絡調整を行う。
第二目 森林整備部 (第三百九十二条―第三百九十四条)	企画官は、命を受けて、文書課の所掌事務に
第三目 第三百九十五条)	関し調整を要する重要事項についての企画及び連絡調査を行つての調査、企画及び連絡調整を行う。
第四目 資源管理部 (第五百三十六条―第五百三十九条)	企画官は、命を受けて、文書課の所掌事務に
第五目 増殖推進部 (第五百四十条―第五百四十二条)	関し調整を要する重要事項についての企画及び連絡調査を行つての企画及び連絡調整を行う。
第六目 渔港漁場整備部 (第五百四十三条―五百四十二条)	企画官は、命を受けて、文書課の所掌事務に
第七目 秘書課 (第五百四十五条)	関し調整を要する重要事項についての企画及び連絡調査を行つての企画及び連絡調整を行う。
第八目 公文書類の審査に関する事務 (第五百三十六条)	企画官は、命を受けて、文書課の所掌事務に
第九目 予算調査官、経理調査官、企画官、調査専門官、予算決算管理官、会計専門官、營繕専門官及び施設管理専門官	関し調整を要する事項についての企画及び連絡調査を行つての企画及び連絡調整を行う。
第十目 予算調査官は、命を受けて、農林水産省の所掌事務に係る経費及び収入の予算及び決算に関し調整を要する重要な事項 (予算の執行に関するもの除外)についての調査、企画及び連絡調査を行つての企画及び連絡調整を行う。	企画官は、命を受けて、予算調査官一人、企画官二人、調査専門官四人、予算決算管理官一人、会計専門官十人、營繕専門官六人及び施設管理専門官二人を置く。
第十一目 経理調査官は、命を受けて、予算課の所掌事務に係る経費及び収入の予算及び決算に関し調整を要する重要な事項 (予算の執行に関するもの除外)についての調査、企画及び連絡調査を行つての企画及び連絡調整を行う。	予算調査官は、命を受けて、予算課の所掌事務に係る経費及び収入の予算及び決算に関し調整を要する重要な事項 (予算の執行に関するもの除外)についての調査、企画及び連絡調査を行つての企画及び連絡調整を行う。
第十二目 企画官は、命を受けて、予算課の所掌事務に係る経費及び収入の予算及び決算に関し調整を要する重要な事項 (予算の執行に関するもの除外)についての調査、企画及び連絡調査を行つての企画及び連絡調整を行う。	企画官は、命を受けて、予算調査官一人、企画官二人、調査専門官四人、予算決算管理官一人、会計専門官十人、營繕専門官六人及び施設管理専門官二人を置く。
第十三目 調査専門官は、命を受けて、予算課の所掌事務に係る経費及び収入の予算及び決算に関し調整を要する重要な事項 (予算の執行に関するもの除外)についての調査、企画及び連絡調査を行つての企画及び連絡調整を行う。	予算調査官は、命を受けて、予算課の所掌事務に係る絏費及び収入の予算及び決算に関し調整を要する重要な事項 (予算の執行に関するもの除外)についての調査、企画及び連絡調査を行つての企画及び連絡調整を行う。
第十四目 会計専門官は、命を受けて、農林水産省の所掌事務に係る絏費及び収入の会計に関する専門の事項についての調査、企画及び連絡調査を行つての企画及び連絡調整を行う。	企画官は、命を受けて、予算調査官一人、企画官二人、調査専門官四人、予算決算管理官一人、会計専門官十人、營繕専門官六人及び施設管理専門官二人を置く。
第十五目 営繕専門官は、命を受けて、農林水産省所管の建築物の營繕工事に関する専門技術上の事項についての調査及び指導並びに營繕工事の設計及び施工の監督に関する事務を行う。	予算調査官は、命を受けて、予算課の所掌事務に係る絏費及び収入の予算及び決算に関し調整を要する重要な事項 (予算の執行に関するもの除外)についての調査、企画及び連絡調査を行つての企画及び連絡調整を行う。

9	施設管理専門官は、命を受けて、府内の管理に関する専門の事項についての調整及び指導に関する事務を行う。
10	技術政策室及び食料安全保障室並びに調査官、企画官、調整官、技術企画専門官、食料安全保障専門官及び食料自給率専門官
11	政策課に、技術政策室及び食料安全保障室並びに調査官二十人、企画官七十八人、調整官九人、技術企画専門官三人、食料安全保障専門官及び食料自給率専門官一人を置く。
12	技術政策室は、技術政策室に係る専門の事項についての企画及び立案に係る事務を行つたる事務をつかさどる。
13	政策立案室は、次に掲げる事務をつかさどる。
14	一 食料の安定供給の確保に関する政策（食品衛生に係るもの）を除く。の企画及び立案に係ること（新事業・食品産業部の所掌に属するものを除く）。
15	二 食料自給率の目標に關すること。
16	三 食料の需給の見通しに關すること。
17	四 農林水産省の所掌事務に係る物資（農林水産業専用物品を除く。）についての物価対策に關する事務のうち農林水産省の所掌に係るもの（総括に關すること）。
18	五 食料安全保障室に、室長を置く。
19	六 農林水産省の所掌事務に係る専門の事項についての企画及び連絡調整を行つたる事務を行ふ。
20	七 企画官は、命を受けて、政策課の所掌事務に關し調整を要する事項についての企画及び連絡調整を行つたる事務を行ふ。
21	八 調整官は、命を受けて、農林水産省の所掌事務に關する基本的な政策に係る専門の事項についての企画及び連絡調整を行つたる事務を行ふ。
22	九 技術企画専門官は、命を受けて、農林水産省の所掌事務に係る技術に関する総合的な政策に關する専門の事項についての企画及び連絡調整を行つたる事務を行ふ。
23	十 食料安全保障専門官は、命を受けて、第四項第一号、第三号及び第四号に掲げる事務に係る専門の事項についての企画及び連絡調整を行つたる事務を行ふ。
24	十一 食料自給率専門官は、命を受けて、第四項第一号、第三号及び第四号に掲げる事務に係る専門の事項についての企画及び連絡調整を行つたる事務を行ふ。

25	（広報室、報道室、情報管理室及び情報分析室並びに業務推進専門官、情報企画官、広報・報道審査官、評価専門官、政策立案企画官、デジタル企画官、データ活用企画専門官、セキュリティ対策調整官及び文書管理専門官）
26	第六条 広報評価課に、広報室、報道室、情報管理室及び情報分析室並びに業務推進専門官一人、情報企画官一人、広報・報道審査官一人、評価専門官三人、政策立案企画官一人、デジタル企画官二人、データ活用企画専門官一人、セキュリティ対策調整官一人及び文書管理専門官一人を置く。
27	一 広報室は、広報に関する事務（報道室の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。
28	二 報道室は、報道に関する事務（報道室の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。
29	三 広報室に、室長を置く。
30	四 情報管理室は、次に掲げる事務をつかさどる。
31	一 農林水産省の保有する情報の安全の確保に關すること。
32	二 前号に掲げるもののほか、農林水産省の所掌事務に係る情報の収集、整理、分析及び提供に關する総合的な企画及び立案並びに推進（情報を除く。）。
33	三 農林水産省の保有する情報の公開に関する事務のこと。
34	四 農林水産省の保有する個人情報の保護に関する事務のこと。
35	五 公文書類の接受、発送、編集及び保存に関する事務のこと。
36	一 農林水産省の所掌事務に係る基本的な政策に関する情報の分析に關すること。
37	二 食料・農業・農村基本法（平成十一年法律第一百六十六号）第十六条の規定による食料・農業及び農村の動向及び施策に關する年次報告に関する事務のこと。
38	三 情報分析室は、次に掲げる事務をつかさどる。
39	一 農林水産省の所掌事務に係る基本的な政策に関する事務のこと。
40	二 情報管理室に、室長を置く。
41	三 情報分析室は、次に掲げる事務をつかさどる。
42	一 農林水産省の所掌事務に係る基本的な政策に関する事務のこと。
43	二 情報分析室に、室長を置く。
44	三 業務推進専門官は、命を受けて、広報評価課の所掌事務に關する専門の事項についての企画及び連絡調整を行つたる事務を行ふ。
45	四 情報企画官は、命を受けて、広報評価課の所掌事務に關する専門の事項についての企画及び連絡調整を行つたる事務を行ふ。

46	（企画、連絡調整及び指導に關する事務を行ふ。）
47	五 地方企画調整官は、命を受けて、地方課の所掌事務に關する重要事項（地方農政局及び北海道農政事務所の職員の人事管理に関するもの）を除く。）についての企画及び連絡調整に關する事務を行う。
48	六 災害対策調整官は、命を受けて、農林水産省の所掌事務に關する政策立案の推進に係る合理的な根拠に基づく政策立案の推進に關する専門の事項についての企画、連絡調整及び指導に關する事務を行う。
49	七 原子力災害対策調整官は、命を受けて、農林水産省の所掌事務に係る原子力災害対策に關する専門の事項についての企画及び連絡調整に關する事務を行う。
50	八 地球環境対策室及び再生可能エネルギー室並びに環境企画官、持続的食料システム調整官、バイオマス専門官及び再生可能エネルギー専門官
51	九 地球環境対策室は、農林水産省の所掌事務に係る地球環境の保全に關する総合的な政策の企画及び立案に關する事務をつかさどる。
52	十 文書管理専門官は、農林水産省の所掌事務に關する公文書類の管理及びこれに関連する情報の公開の適正な実施の確保に關する専門の事項についての連絡調整及び指導に關する事務を行う。
53	十一 文書管理専門官は、農林水産省の所掌事務に關する公文書類の管理及びこれに関連する情報の公開の適正な実施の確保に關する専門の事項についての連絡調整及び指導に關する事務を行う。
54	十二 広報・報道審査官は、命を受けて、広報についての審査及び連絡調整に關する事務を行う。
55	十三 評価専門官は、命を受けて、農林水産省の所掌事務に關する政策及び業務の実施状況に關する事項についての調査、評価及び連絡調整に關する事務を行う。
56	十四 政策立案企画官は、農林水産省の所掌事務に關する合理的な根拠に基づく政策立案の推進に關係する専門の事項についての企画、連絡調整及び指導に關する事務を行う。
57	十五 デジタル企画官は、命を受けて、農林水産省の所掌事務に關する政策のうちデジタル技術の活用に係るものの企画及び立案並びにデジタル技術を活用した事務の運営の改善及び効率化に關する専門の事項についての企画、連絡調整及び指導に關する事務を行う。
58	十六 データ活用企画専門官は、農林水産省の所掌事務に係るデータのマネジメント及び活用に關する専門の事項についての企画、連絡調整及び指導に關する事務を行ふ。
59	十七 セキュリティ対策調整官は、農林水産省の所掌事務に關するサイバーセキュリティ（サイバーセキュリティ基本法（平成二十六年法律第四号）第二条に規定するサイバーセキュリティをいう。以下この項において同じ。）の確保並びにサイバーセキュリティの確保に支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがある重大な事象の発生時における被害の拡大及び発生の防止に關する専門の事項についての連絡調整及び指導に關する事務を行う。
60	十八 文書管理専門官は、農林水産省の所掌事務に關する公文書類の管理及びこれに関連する情報の公開の適正な実施の確保に關する専門の事項についての連絡調整及び指導に關する事務を行う。
61	十九 環境バイオマス政策課に、環境環境対策室及び再生可能エネルギー室並びに環境企画官三人、持続的食料システム調整官一人、バイオマス専門官二人及び再生可能エネルギー専門官一人を置く。
62	二十 地球環境対策室は、農林水産省の所掌事務に係る地球環境の保全に關する総合的な政策の企画及び立案に關する事務をつかさどる。
63	二十一 再生可能エネルギー室は、農林水産省の所掌事務に係るバイオマスその他の資源の有効な利用の確保に關する事務のうち再生可能エネルギーに關する総合的な政策の企画及び立案に關する事務をつかさどる。
64	二十二 再生可能エネルギー室に、室長を置く。
65	二十三 環境企画官は、命を受けて、環境バイオマス政策課の所掌事務に關する専門の事項についての企画、連絡調整及び指導に關する事務を行ふ。
66	二十四 持続的食料システム調整官は、持続的な食料システムの確立に關する事務のうち環境バイオマス政策課の所掌事務に關するものに關し調整を要する重要な事項についての企画及び連絡調整に關する事務を行ふ。
67	二十五 バイオマス専門官は、命を受けて、農林水産省の所掌事務に係るバイオマスに關する専門の

68	（の職員の人事管理に關する重要事項についての企画及び連絡調整に關する事務を行う。）
69	二十六 地方企画調整官は、命を受けて、地方課の所掌事務に關する重要事項についての企画及び連絡調整に關する事務を行う。
70	二十七 地方企画調整官は、命を受けて、地方課の所掌事務に關する重要事項についての企画及び連絡調整に關する事務を行う。
71	二十八 災害総合対策室は、農林水産省の所掌事務に關する専門の事項についての企画及び連絡調整に關する事務を行う。
72	二十九 災害総合対策室は、農林水産省の所掌事務に關する専門の事項についての企画及び連絡調整に關する事務を行う。
73	三十 災害総合対策室に、室長を置く。

（統計品質向上室並びに業務改革推進専門官、
管理官、総務・会計専門官、統計技能向上指導官、統計品質管理官及び統計デジタル審査専門官）

第十三条 管理課に、統計品質向上室並びに業務改革推進専門官一人、管理官一人、総務・会計専門官一人、統計技能向上指導官一人、統計品質管理官二人及び統計デジタル審査専門官一人を置く。

統計品質向上室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 農林水産省の所掌事務に係る統計の品質の向上のための審査に関すること。

二 前号に掲げるもののほか、農林水産省の所掌事務に係る統計の品質の管理に関すること。

統計品質向上室に、室長を置く。

4 3 業務改革推進専門官は、統計部の所掌に係る業務改革の推進に関する専門の事項についての企画、連絡調整及び指導に関する事務を行う。

4 3 管理官は、職員の人事管理に関する重要事項についての企画及び連絡調整に関する事務を行う。

6 総務・会計専門官は、職員の人事管理並びに予算、決算及び会計に関する専門の事項についての企画及び連絡調整に関する事務を行う。

7 統計技能向上指導官は、農林水産省の所掌事務に係る統計に関する職員の技能の向上に関する専門の事項についての企画、連絡調整及び指導に関する事務を行なう。

8 統計品質管理官は、命を受けて、農林水産省の所掌事務に係る統計の品質の管理に関する専門の事項についての企画、連絡調整及び指導に関する事務を行なう。

9 統計デジタル審査専門官は、農林水産省の所掌事務に係る統計の品質の向上のためのデジタル技術を活用した審査に関する専門の事項についての企画、連絡調整及び指導に関する事務を行う。

（センサス統計室並びにセンサス統計調整官、統計管理官、経営統計分析専門官及び統計デジタル分析専門官）

第十四条 経営・構造統計課に、センサス統計室並びにセンサス統計調整官、統計管理官、経営統計分析専門官一人及び統計デジタル分析専門官それぞれ一人を置く。

センサス統計室は、次に掲げる事務をつかさどる。

正	行	監査室に開示する事務
8	7	会計監査室に、室長を置く。
9	8	検査評定調整官は、命を受けて、協同組合等検査を実施する（次条第二項に規定する協同組合等検査を除く。）を行う。（第十一項において同じ。）の評定に係る審査及び連絡調整に関する事務を行う。
10	9	行政監察官は、命を受けて、行政監察に関する事務（行政監察報告書の審査に関する事務を除く。）を行う。
11	10	会計監査官は、命を受けて、会計監査に関する事務（会計監査報告書の審査に関する事務を除く。）を行う。
12	11	検査調整官は、職員の人事管理に関する重要な事項並びに協同組合等検査、行政監察及び会計監査に関する職員の養成に関する事項についての企画及び連絡調整に関する事務を行う。（検査官、上席検査官、次席検査官及び検査情報分析官）
13	12	第十七条の二 検査課に、検査官百二人、上席検査官七人、次席検査官十八人及び検査情報分析官二人を置く。
14	13	検査官は、命を受けて、次に掲げる団体の業務及び会計の検査、農水産業協同組合貯金保険機構、独立行政法人農林漁業信用基金及び株式会社日本政策金融公庫に対する立入検査並びに商品市場における取引及び商品投資の監督に関する事務のうち農林水産省の所掌に係る立入検査（以下「協同組合等検査」という。）の実施に関する事務を行つ。
15	14	一 農業協同組合、農業協同組合連合会及び農事組合法人 二 森林組合、生産森林組合及び森林組合連合会 三 水産業協同組合
16	15	四 農業共済組合、農業共済組合連合会及び農業保険法（昭和二十二年法律第八百八十五号） 第五百七条第一項に規定する共済事業を行う市町村
17	16	五 漁船保険組合、漁業共済組合及び漁業共済組合連合会 六 土地改良区、土地改良区連合及び土地改良事業団体連合会 七 農林中央金庫 八 農業信用基金協会及び漁業信用基金協会 九 中央卸売市場を開設する者

第二節 施設等機関

名称	位置	管轄区域
横浜植物防疫所	横浜市	北海道 青森県 岩手県 宮城県 秋田県 山形県 福島県 埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県 新潟県 山梨県
名古屋植物防疫所	名古屋市	滋賀県 京都府 大阪府 兵庫県 奈良県 和歌山県 岐阜県 静岡県 愛知県
神戸植物防疫所	神戸市	福井県 長野県
門司植物防疫所	門司市	福岡県 下関市及び宇部市を除く。徳島県 香川県 愛媛県
北九州市植物防疫所	北九州市	山口県（下関市及び宇部市を除く。）福岡県 佐賀県 長崎県 熊本県 大分県 宮崎県 鹿児島県

植物防疫所の名称、位置及び管轄区域
第六十五条 植物防疫所の名称、位置及び管轄区域は、次のとおりとする。

名称	位置	管轄区域
（植物防疫所等）		
第六十六条 植物防疫所の位置及び管轄区域		
第六十七条 那覇植物防疫事務所は、那覇市に置く。（那覇植物防疫事務所は、那覇市に置く、その管轄区域は、沖縄県とする。 所長）		
第六十八条 那覇植物防疫事務所に、事務所長を置く。		
第六十九条 那覇植物防疫事務所の事務を掌理する。（事務所長）		
第七十条 横浜植物防疫所に、次四部並びに業務管理官及び研修指導官それぞれ一人を置く。		
第七十一条 総務部は、次に掲げる事務をつかさどる。		
（総務部の所掌事務）		
第七十二条 調査研究部は、命を受けて、次に掲げる事務を置く。		
（調査研究部の所掌事務）		
第七十三条 リスク分析部は、次に掲げる事務をつかさどる。		
（リスク分析部の所掌事務）		
第七十四条 業務部は、次に掲げる事務をつかさどる。		
（業務部の所掌事務）		
第七十五条 研修指導官は、命を受けて、次に掲げる事務を置く。		
（研修指導官の職務）		
第七十六条 調査研究部は、次に掲げる事務をつかさどる。		
（調査研究部の所掌事務）		
第七十七条 調査官は、命を受けて、次に掲げる事務を置く。		
（統括調査官）		
第七十八条 植物検疫官は、命を受けて、次に掲げる事務を置く。		
（植物検疫官の職務）		
第七十九条 研修指導官は、命を受けて、次に掲げる事務を置く。		
（研修指導官の職務）		
第八十条 植物検疫官は、命を受けて、次に掲げる事務を置く。		
（植物検疫官の職務）		

一 所長の官印及び所印の保管に関する事。	二 職員の人事に関する事。	三 公文書類の接受、発送、編集及び保存に関する事。	四 経費及び収入の予算、決算及び会計に関する事。	五 国有財産の管理及び処分並びに物品の管理に関する事。	六 営繩に関する事。	七 庁内の管理に関する事。	八 植物検疫及び病菌害虫防除技術に関する講習に関する事。	九 前各号に掲げるもののほか、植物防疫所の所掌事務で他の所掌に属しないものに関する事。	十 前各号に掲げるもののほか、植物防疫所の所掌事務で他の所掌に属しないものに関する事。
（植物防疫法（昭和二十五年法律第百五十一号。以下この款において「法」という。））	八条第七項の隔離栽培に関する事。	八植物の病菌害虫の防除並びにその方法の調査及び研究に関する事。	八植物の病菌害虫の同定及びその方法の指導に関する事。	八植物の病菌害虫の同定及びその方法の指導に関する事。	八植物の病菌害虫の同定及びその方法の指導に関する事。	八植物の病菌害虫の同定及びその方法の指導に関する事。	八植物の病菌害虫の同定及びその方法の指導に関する事。	八植物の病菌害虫の同定及びその方法の指導に関する事。	八植物の病菌害虫の同定及びその方法の指導に関する事。
（二第一項若しくは第六条の三第一項の規定により移動が制限され、若しくは禁止された植物等の検査及び取締りに関する事。	八植物の病菌害虫の同定及びその方法の指導に関する事。	八植物の病菌害虫の同定及びその方法の指導に関する事。	八植物の病菌害虫の同定及びその方法の指導に関する事。	八植物の病菌害虫の同定及びその方法の指導に関する事。	八植物の病菌害虫の同定及びその方法の指導に関する事。	八植物の病菌害虫の同定及びその方法の指導に関する事。	八植物の病菌害虫の同定及びその方法の指導に関する事。	八植物の病菌害虫の同定及びその方法の指導に関する事。	八植物の病菌害虫の同定及びその方法の指導に関する事。
（二第一項若しくは第六条の三第一項の規定により移動が制限され、若しくは禁止された植物等の検査及び取締りに関する事。	八植物の病菌害虫の同定及びその方法の指導に関する事。	八植物の病菌害虫の同定及びその方法の指導に関する事。	八植物の病菌害虫の同定及びその方法の指導に関する事。	八植物の病菌害虫の同定及びその方法の指導に関する事。	八植物の病菌害虫の同定及びその方法の指導に関する事。	八植物の病菌害虫の同定及びその方法の指導に関する事。	八植物の病菌害虫の同定及びその方法の指導に関する事。	八植物の病菌害虫の同定及びその方法の指導に関する事。	八植物の病菌害虫の同定及びその方法の指導に関する事。
（二第一項若しくは第六条の三第一項の規定により移動が制限され、若しくは禁止された植物等の検査及び取締りに関する事。	八植物の病菌害虫の同定及びその方法の指導に関する事。	八植物の病菌害虫の同定及びその方法の指導に関する事。	八植物の病菌害虫の同定及びその方法の指導に関する事。	八植物の病菌害虫の同定及びその方法の指導に関する事。	八植物の病菌害虫の同定及びその方法の指導に関する事。	八植物の病菌害虫の同定及びその方法の指導に関する事。	八植物の病菌害虫の同定及びその方法の指導に関する事。	八植物の病菌害虫の同定及びその方法の指導に関する事。	八植物の病菌害虫の同定及びその方法の指導に関する事。

二 植物防疫法（昭和二十五年法律第百五十一号。以下この款において「法」という。）	二 植物の病菌害虫の危険性の評価及び植物検疫上の適切な保護の水準を達成するために適用される措置の決定に関する調査及び研究に関する事。	二 植物を輸入する者その他の関係者（諸外国）との情報の交換に関する事。
（二第一項若しくは第六条の三第一項の規定により移動が制限され、若しくは禁止された植物等の検査及び取締りに関する事。	二植物の病菌害虫の同定及びその方法の指導に関する事。	二植物の病菌害虫の同定及びその方法の指導に関する事。

二 植物検疫及び病菌害虫防除技術の改善に関する調査及び研究に関する事。	二 諸外国における病菌害虫発生状況の調査に関する事。	二 諸外国植物防疫機関との情報の交換に関する事。
（リスク分析部の所掌事務）	（リスク分析部の所掌事務）	（リスク分析部の所掌事務）
第七十七条 調査研究部は、命を受けて、次に掲げる事務を置く。	第七十七条 調査官は、命を受けて、次に掲げる事務を置く。	第七十七条 調査官は、命を受けて、次に掲げる事務を置く。
（統括調査官）	（統括調査官）	（統括調査官）
第七十八条 植物検疫官は、命を受けて、次に掲げる事務を置く。	第七十八条 植物検疫官は、命を受けて、次に掲げる事務を置く。	第七十八条 植物検疫官は、命を受けて、次に掲げる事務を置く。
（植物検疫官の職務）	（植物検疫官の職務）	（植物検疫官の職務）
第七十九条 研修指導官は、命を受けて、次に掲げる事務を置く。	第七十九条 研修指導官は、命を受けて、次に掲げる事務を置く。	第七十九条 研修指導官は、命を受けて、次に掲げる事務を置く。
（研修指導官の職務）	（研修指導官の職務）	（研修指導官の職務）
第八十条 植物検疫官は、命を受けて、次に掲げる事務を置く。	第八十条 植物検疫官は、命を受けて、次に掲げる事務を置く。	第八十条 植物検疫官は、命を受けて、次に掲げる事務を置く。
（植物検疫官の職務）	（植物検疫官の職務）	（植物検疫官の職務）

四 動物用の医薬品、医薬部外品、医療機器及び再生医療等製品の製造及び検査に関する技術の講習に關すること。	五 動物用の医薬品、医薬部外品、医療機器及び再生医療等製品の検査に關する技術的事項についての審査、調査、評価及び指導に関する事務。
六 動物用の医薬品、医薬部外品、医療機器及び再生医療等製品の検査成績並びに標準製剤の保証並びに病原微生物その他の危険物の管理に関する監査に關すること。	(企画連絡室に置く課)
第七百三十二条の二 企画連絡室に、次の三課を置く。	(企画調整課の所掌事務)
企画調整課 審査調整課 技術指導課	企画連絡室に、次の三課を置く。

第七百三十二条の三 企画調整課は、次に掲げる事務をつかさどる。	一 動物用の医薬品、医薬部外品、医療機器及び再生医療等製品の検査に關する総合的な企画及び立案並びに調整調整に關すること。(審査調整課の所掌事務)
三 動物用の医薬品、医薬部外品、医療機器及び再生医療等製品の検査に關する資料の収集、整理及び提供に關すること。	二 動物用の医薬品、医薬部外品、医療機器及び再生医療等製品の検査に關する資料の収集、整理及び提供に關すること。
四 動物用の医薬品、医薬部外品、医療機器及び再生医療等製品の製造及び検査に關する技術の講習に關すること。(審査調整課の所掌事務)	三 動物用の医薬品、医薬部外品、医療機器及び再生医療等製品の検査に關する事務を行ふこと。
第五百三十三条 企画連絡室に、動物用医療機器審査官、官三人、動物用医療機器審査官一人、動物用医	六 動物用の医薬品、医薬部外品、医療機器及び再生医療等製品の検査に關する技術的事項についての審査、調査、評価及び指導に関する事務をつかさどる。

第六百三十四条 庶務課は、次に掲げる事務をつかさどる。	一 病原微生物管理専門官は、病原微生物の管理に関する専門技術上の事項についての企画及び連絡調整並びに資料の収集及び整理に關すること。
三 公文書類の接受、発送、編集及び保存に関する事務。	二 職員の人事に關すること。
四 前各号に掲げるもののほか、動物用医薬品検査所の所掌事務で他の所掌に屬しないものに關すること。	三 公文書類の接受、発送、編集及び保存に関する事務。
(会計課の所掌事務)	四 前各号に掲げるもののほか、動物用医薬品検査所の所掌事務で他の所掌に屬しないものに關すること。

第六百三十五条 檢査第一部は、次に掲げる事務をつかさどる。	一 国有財産の管理及び処分並びに物品の管理に關すること。
一 動物用の生物学的製剤及び再生医療等製品の検査を行ふこと。	二 庁内の管理に關すること。
二 動物用の生物学的製剤及び再生医療等製品の検査に關する事務をつかさどる。	三 庁内の管理に關すること。
三 庁内の管理に關すること。	四 経費及び収入の予算、決算及び会計に關すること。
(検査第一部の所掌事務)	五 行政財産及び物品の管理に關すること。
第六百三十六条 檢査第一部は、次に掲げる事務をつかさどる。	六 庁内の管理に關すること。
官三人、動物用医療機器審査官一人、動物用医	七 前各号に掲げるもののほか、農林水産研修所の所掌事務で他の所掌に屬しないものに關すること。

<p>第五款 農林水産政策研究所</p> <p>第一百四十九条 農林水産政策研究所に、所長及び次長一人を置く。</p> <p>第二百五十三条 会計課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 経費及び収入の予算、決算及び会計に関する事務。</p> <p>二 物品の管理に関する事務。</p> <p>三 庁内の管理に関する事務。</p>	<p>(所長及び次長)</p> <p>3 次長は、所長を助け、農林水産政策研究所の事務を整理する。</p> <p>(農林水産政策研究所に置く室等)</p> <p>第二百五十条 農林水産政策研究所に、次の二室及び二課並びに総括上席研究官三人及び政策研究調整官四人を置く。</p> <p>企画広報室</p> <p>庶務課</p> <p>会計課</p> <p>(企画広報室の所掌事務)</p> <p>第一百五十一条 企画広報室は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 調査及び研究の総合的な企画及び立案並びに調整に関する事。</p> <p>二 調査及び研究に関する連絡調整に関する事。</p> <p>三 調査及び研究に関する広報に関する事。</p> <p>四 図書その他の調査及び研究に関する資料の収集、整理及び保管に関する事。</p> <p>五 調査及び研究に関する情報の分析及び提供に関する事。</p> <p>(庶務課の所掌事務)</p> <p>第一百五十二条 庶務課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 所長の官印及び所印の保管に関する事。</p> <p>二 職員の人事に関する事。</p> <p>三 公文書類の接受、発送、編集及び保存に関する事。</p> <p>(会計課の所掌事務)</p> <p>第一百五十三条 会計課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 前各号に掲げるもののほか、農林水産政策研究所の所掌事務で他の所掌に属しないものに関する事。</p> <p>二 研究所の所掌事務で他の所掌に属しないものに関する事。</p> <p>三 研究所の所掌事務で他の所掌に属しないものに関する事。</p> <p>四 前各号に掲げるもののほか、農林水産政策研究所の所掌事務で他の所掌に属しないものに関する事。</p> <p>五 農林水産省の所掌事務に係る災害対策に関する事務の総括に関する事。</p> <p>六 農畜産物、飲食料品及び油脂についての物価対策に関する事務のうち地方農政局の所掌に係るものに関する事。</p> <p>七 農林水産省の所掌事務に係る情報の収集、整理、分析及び提供に関する事。(総務部)</p> <p>(北陸農政局、東海農政局、近畿農政局及び中國四国農政局にあっては、総務課)及び消費・安全部の所掌に属するものを除く。</p> <p>八 国有財産の管理及び処分並びに物品の管理に関する事。</p> <p>九 職員の福利厚生に関する事。</p> <p>十 職員に貸与する宿舎に関する事。</p> <p>十一 営繕に関する事。</p> <p>十二 庁内の管理に関する事。</p> <p>十三 地方農政局の所掌事務の運営の改善に関する事。</p> <p>十四 食料安定供給特別会計の食糧管理勘定、業務勘定及び国営土地改良事業勘定の經理並</p>
<p>第一百五十四条 総括上席研究官は、命を受けて、農林水産省の所掌事務に関する政策に関する調査及び研究に係る重要な事項についての企画及び連絡調整に関する事務をつかさどる。</p> <p>(政策研究調整官の所掌事務)</p>	<p>第一百五十五条 政策研究調整官は、命を受けて、農林水産省の所掌事務に関する政策に関する調査及び研究に係る重要な事項についての企画及び連絡調整に関する事務をつかさどる。</p> <p>(参考)</p>
<p>第一百五十六条 農林水産政策研究所に、参与を置くことができる。</p> <p>農林水産省の所掌事務に関する政策に関する調査及び研究に係る重要な事項についての企画及び連絡調整に関する事務をつかさどる。</p>	<p>第一百五十七条 農林水産政策研究所に、専門委員を置くことができる。</p> <p>専門委員は、所長の指揮を受けて、専門事項を調査する。</p>
<p>第一百五十八条 地方農政局に、各地方農政局を通じて地方参事官は、命を受けて、地方農政局の所掌事務に関する重要な事項に関する事務を行う。</p> <p>(地方参事官)</p>	<p>第一百五十九条 地方農政局に、企画調整室を置く。</p> <p>企画調整室は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 地方農政局の所掌事務に関する総合的な政策の企画及び立案に関する事。</p> <p>二 地方農政局の所掌事務に関する総合調整に関する事。</p> <p>三 公文書類の接受、発送、編集及び保存に関する事。</p> <p>四 地方農政局の保有する情報の公開に関する事。</p>
<p>第一百六十条 企画調整室に、企画調整官二人、企画官三人(東北農政局にあっては、四人)及び地域農政調整官一人(中国四国農政局にあっては、二人)を置く。</p> <p>(企画調整室)</p>	<p>第一百六十一条 総務部は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 局長の官印及び局印の保管に関する事。</p> <p>二 職員の人事並びに教養及び訓練に関する事。</p> <p>三 公文書類の接受、発送、編集及び保存に関する事。</p> <p>四 地方農政局の保有する情報の公開に関する事。</p>
<p>第一百六十二条 総務部に、企画調整室に置く。</p> <p>企画調整室は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 地方農政局の所掌事務に関する総合的な政策の企画及び立案に関する事。</p> <p>二 地方農政局の所掌事務に関する総合調整に関する事。</p> <p>三 公文書類の審査に関する事。</p> <p>四 地方農政局の所掌事務に関する総合的な政策の企画及び立案に関する事。</p> <p>五 農林水産省の所掌事務に係る災害対策に関する事。</p> <p>六 農畜産物、飲食料品及び油脂についての物価対策に関する事務のうち地方農政局の所掌に係るものに関する事。</p> <p>七 農林水産省の所掌事務に係る情報の収集、整理、分析及び提供に関する事。(総務部)</p> <p>(北陸農政局、東海農政局、近畿農政局及び中國四国農政局にあっては、総務課)及び消費・安全部の所掌に属するものを除く。</p> <p>八 国有財産の管理及び処分並びに物品の管理に関する事。</p> <p>九 職員の福利厚生に関する事。</p> <p>十 職員に貸与する宿舎に関する事。</p> <p>十一 営繕に関する事。</p> <p>十二 庁内の管理に関する事。</p> <p>十三 地方農政局の所掌事務の運営の改善に関する事。</p> <p>十四 食料安定供給特別会計の食糧管理勘定、業務勘定及び国営土地改良事業勘定の經理並</p>	<p>第九百四十九条 農林水産省の所掌事務に関する相談に関する事。</p> <p>前各号に掲げるもののほか、地方農政局の所掌事務で他の所掌に属しないものに関する事。</p> <p>(調整官、企画官及び地域農政調整官)</p>

八 農林水産省の所掌事務に関する相談に関すること。

びに東日本大震災復興特別会計の經理（農林水産省の所掌に係るものに限る。）に関すること。

十五 食料安定供給特別会計の食糧管理勘定及び業務勘定に属する国有財産の管理及び処分並びに東日本大震災復興特別会計に属する国物品の管理並びに東日本大震災復興特別会計に属する物品の管理（農林水産省の所掌に係るものに限る。）に関すること。

十六 食料安定供給特別会計の食糧管理勘定及び業務勘定に属する国有財産の管理及び処分並びに東日本大震災復興特別会計に属する国物品の管理並びに東日本大震災復興特別会計に属する物品の管理（農林水産省の所掌に係るものに限る。）に関すること。

（消費・安全部の所掌事務）

第一百六十二条 消費・安全部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 農林水産省の所掌事務に係る一般消費者の利益の保護に関する事務。

二 食品表示法第四条第六項に規定する食品表示基準（酒類に係るものを除く。以下「食品表示基準」という。）及び飲食料品以外の農林物資の品質に関する表示の基準に関する事務（これららの基準の策定に関する事務を除く。第一百七十六条第一号、第二百九十五条第一号及び第三百七十七条第一号において同じ。）。

三 指定農林物資に係る表示に関する事務（登録認証機関等に関する事務を除く。）。

四 農産物検査の適正かつ確実な実施を確保する事務に係る情報の記録及び产地情報の伝達に関する事務。

五 米穀の出荷又は販売の事業を行う者の遵守事項に関する事務（当該遵守事項の策定に係ることとを除く。）。

六 農産物検査の適正かつ確実な実施を確保するための措置に関する事務。

七 特定第一種水産動植物等の取引等に係る情報の記録及び伝達に関する事務（勧告等に係るものに限る。）。

八 健全な食生活その他の食料の消費に関する知識の普及に関する事務の総括に関する事務。

九 農林水産物の食品としての安全性の確保に関する事務のうち生産過程に係るものに関する事務（食品衛生に関する事務及び環境省の所掌に係る農薬の安全性の確保に関する事務を除く。）。

- | | | | |
|-----|--|-----|---|
| 十一 | 農地の土壤の汚染の防止及び除去に関する事務 | 十一 | 病虫害の防除（蚕病の予防に関する事務） |
| 十二 | 獸医療に関する事務 | 十二 | 輸入飼料の買入れ、保管及び売渡しの実施に関する事務 |
| 十三 | 肥料、農薬、飼料及び飼料添加物並びに衛生に関する事務 | 十三 | 動物用の医薬品、医薬部外品、医療機器及び再生医療等製品の生産、流通及び消費の増進、改善及び調整に関する事務 |
| 十四 | 主要食糧の輸入に係る納付金の徵収に関する事務 | 十四 | 輸出入植物の検疫に関する情報の収集及び提供に関する事務 |
| 十五 | 輸入飼料の買入れ、保管及び売渡しの実施に関する事務 | 十五 | 輸出入植物の検疫に関する情報の収集及び提供に関する事務 |
| 十六 | 農産物検査に関する事務（消費・安全部の所掌に属するものを除く。） | 十六 | 農産物検査に関する事務（消費・安全部の所掌に属するものを除く。） |
| 十七 | 農業協同組合その他の農業者の協同組織の発達に関する事務 | 十七 | 農業経営の改善及び安定に関する事務 |
| 十八 | 農業水産省の所掌に係る事業における標準化に関する事務の総括に関する事務 | 十八 | 農業水産省の所掌に属するものを除く。） |
| 十九 | 農業水産省の所掌に係る事業における標準化に関する事務の総括に関する事務 | 十九 | 農業協同組合その他の農業者の協同組織の発達に関する事務 |
| 二十 | 農業を担うべき者の確保に関する事務 | 二十 | 農業を担うべき者の確保に関する事務 |
| 二十一 | 農業労働に関する事務 | 二十一 | 農業労働に関する事務 |
| 二十二 | 国有農地等の管理及び処分に関する事務 | 二十二 | 国有農地等の管理及び処分に関する事務 |
| 二十三 | 農地の権利移動（転用のためのものを除く。）その他の農地関係の調整に関する事務 | 二十三 | 農地の権利移動（転用のためのものを除く。）その他の農地関係の調整に関する事務 |
| 二十四 | 農業構造の改善に関する事務 | 二十四 | 農業構造の改善に関する事務 |
| 二十五 | 農業委員会に関する事務 | 二十五 | 農業委員会に関する事務 |
| 二十六 | 農畜産業の振興のための資金についての調整に関する事務 | 二十六 | 農畜産業の振興のための資金についての調整に関する事務 |
| 二十七 | 農畜産業の振興のための金融上の措置に関する助成に関する事務 | 二十七 | 農畜産業の振興のための金融上の措置に関する助成に関する事務 |
| 二十八 | 農業信用基金協会の業務の監督に関する事務 | 二十八 | 農業信用基金協会の業務の監督に関する事務 |
| 二十九 | 農住組合の設立及び業務に関する事務（交換合併に関する事務を除く。） | 二十九 | 農住組合の設立及び業務に関する事務（交換合併に関する事務を除く。） |
| 三十 | 農村振興部の所掌事務 | 三十 | 農村振興部の所掌事務 |
| 三十一 | 農業の有する多面的機能の發揮の促進に関する事務 | 三十一 | 農業の有する多面的機能の發揮の促進に関する事務 |
| 三十二 | 高齢者及び障害者の農業に関する活動の促進に関する事務 | 三十二 | 高齢者及び障害者の農業に関する活動の促進に関する事務 |
| 三十三 | 農業振興地域整備計画その他農山漁村の総合的な振興計画の作成及び実施についての指導及び助成に関する事務 | 三十三 | 農業振興地域整備計画その他農山漁村の総合的な振興計画の作成及び実施についての指導及び助成に関する事務 |
| 三十四 | 農業就業構造の改善に関する事務 | 三十四 | 農業就業構造の改善に関する事務 |
| 三十五 | 地域資源を活用した農林漁業等による農業の総括に関する事務 | 三十五 | 地域資源を活用した農林漁業等による農業の総括に関する事務 |
| 三十六 | 林漁業及び関連事業の総合化に関する事務 | 三十六 | 林漁業及び関連事業の総合化に関する事務 |
| 三十七 | 畜産物の生産された地域における当該農林漁業従事者の生活に関する知識の普及交換に関する事務 | 三十七 | 畜産物の生産された地域における当該農林漁業従事者の生活に関する知識の普及交換に関する事務 |
| 三十八 | 主要食糧の流通及び加工に関する事業の発達、改善及び調整に関する事務 | 三十八 | 主要食糧の流通及び加工に関する事業の発達、改善及び調整に関する事務 |
| 三十九 | 主要食糧の生産、集荷、消費その他需給に関する事務 | 三十九 | 主要食糧の生産、集荷、消費その他需給に関する事務 |
| 四十 | 農業技術の改良及び発達並びに農業及び農林漁業従事者の生活に関する知識の普及交換に関する事務 | 四十 | 農業技術の改良及び発達並びに農業及び農林漁業従事者の生活に関する知識の普及交換に関する事務 |
| 四十一 | 農業の有する多面的機能の發揮の促進に関する事務 | 四十一 | 農業の有する多面的機能の發揮の促進に関する事務 |
| 四十二 | 高齢者及び障害者の農業に関する活動の促進に関する事務 | 四十二 | 高齢者及び障害者の農業に関する活動の促進に関する事務 |
| 四十三 | 農業振興地域整備計画その他農山漁村の総合的な振興計画の作成及び実施についての指導及び助成に関する事務 | 四十三 | 農業振興地域整備計画その他農山漁村の総合的な振興計画の作成及び実施についての指導及び助成に関する事務 |
| 四十四 | 農業就業構造の改善に関する事務 | 四十四 | 農業就業構造の改善に関する事務 |
| 四十五 | 地域資源を活用した農林漁業等による農業の総括に関する事務 | 四十五 | 地域資源を活用した農林漁業等による農業の総括に関する事務 |
| 四十六 | 林漁業及び関連事業の総合化に関する事務 | 四十六 | 林漁業及び関連事業の総合化に関する事務 |
| 四十七 | 畜産物の生産された地域における当該農林漁業従事者の生活に関する知識の普及交換に関する事務 | 四十七 | 畜産物の生産された地域における当該農林漁業従事者の生活に関する知識の普及交換に関する事務 |
| 四十八 | 農業の有する多面的機能の發揮の促進に関する事務 | 四十八 | 農業の有する多面的機能の發揮の促進に関する事務 |
| 四十九 | 高齢者及び障害者の農業に関する活動の促進に関する事務 | 四十九 | 高齢者及び障害者の農業に関する活動の促進に関する事務 |
| 五十 | 農業振興地域整備計画その他農山漁村の総合的な振興計画の作成及び実施についての指導及び助成に関する事務 | 五十 | 農業振興地域整備計画その他農山漁村の総合的な振興計画の作成及び実施についての指導及び助成に関する事務 |
| 五十一 | 農業就業構造の改善に関する事務 | 五十一 | 農業就業構造の改善に関する事務 |
| 五十二 | 地域資源を活用した農林漁業等による農業の総括に関する事務 | 五十二 | 地域資源を活用した農林漁業等による農業の総括に関する事務 |
| 五十三 | 林漁業及び関連事業の総合化に関する事務 | 五十三 | 林漁業及び関連事業の総合化に関する事務 |
| 五十四 | 畜産物の生産された地域における当該農林漁業従事者の生活に関する知識の普及交換に関する事務 | 五十四 | 畜産物の生産された地域における当該農林漁業従事者の生活に関する知識の普及交換に関する事務 |
| 五十五 | 農業の有する多面的機能の發揮の促進に関する事務 | 五十五 | 農業の有する多面的機能の發揮の促進に関する事務 |
| 五十六 | 高齢者及び障害者の農業に関する活動の促進に関する事務 | 五十六 | 高齢者及び障害者の農業に関する活動の促進に関する事務 |
| 五十七 | 農業振興地域整備計画その他農山漁村の総合的な振興計画の作成及び実施についての指導及び助成に関する事務 | 五十七 | 農業振興地域整備計画その他農山漁村の総合的な振興計画の作成及び実施についての指導及び助成に関する事務 |
| 五十八 | 農業就業構造の改善に関する事務 | 五十八 | 農業就業構造の改善に関する事務 |
| 五十九 | 地域資源を活用した農林漁業等による農業の総括に関する事務 | 五十九 | 地域資源を活用した農林漁業等による農業の総括に関する事務 |
| 六十 | 林漁業及び関連事業の総合化に関する事務 | 六十 | 林漁業及び関連事業の総合化に関する事務 |
| 六十一 | 畜産物の生産された地域における当該農林漁業従事者の生活に関する知識の普及交換に関する事務 | 六十一 | 畜産物の生産された地域における当該農林漁業従事者の生活に関する知識の普及交換に関する事務 |
| 六十二 | 農業の有する多面的機能の發揮の促進に関する事務 | 六十二 | 農業の有する多面的機能の發揮の促進に関する事務 |
| 六十三 | 高齢者及び障害者の農業に関する活動の促進に関する事務 | 六十三 | 高齢者及び障害者の農業に関する活動の促進に関する事務 |
| 六十四 | 農業振興地域整備計画その他農山漁村の総合的な振興計画の作成及び実施についての指導及び助成に関する事務 | 六十四 | 農業振興地域整備計画その他農山漁村の総合的な振興計画の作成及び実施についての指導及び助成に関する事務 |
| 六十五 | 農業就業構造の改善に関する事務 | 六十五 | 農業就業構造の改善に関する事務 |
| 六十六 | 地域資源を活用した農林漁業等による農業の総括に関する事務 | 六十六 | 地域資源を活用した農林漁業等による農業の総括に関する事務 |
| 六十七 | 林漁業及び関連事業の総合化に関する事務 | 六十七 | 林漁業及び関連事業の総合化に関する事務 |
| 六十八 | 畜産物の生産された地域における当該農林漁業従事者の生活に関する知識の普及交換に関する事務 | 六十八 | 畜産物の生産された地域における当該農林漁業従事者の生活に関する知識の普及交換に関する事務 |
| 六十九 | 農業の有する多面的機能の發揮の促進に関する事務 | 六十九 | 農業の有する多面的機能の發揮の促進に関する事務 |
| 七十 | 高齢者及び障害者の農業に関する活動の促進に関する事務 | 七十 | 高齢者及び障害者の農業に関する活動の促進に関する事務 |
| 七十一 | 農業振興地域整備計画その他農山漁村の総合的な振興計画の作成及び実施についての指導及び助成に関する事務 | 七十一 | 農業振興地域整備計画その他農山漁村の総合的な振興計画の作成及び実施についての指導及び助成に関する事務 |
| 七十二 | 農業就業構造の改善に関する事務 | 七十二 | 農業就業構造の改善に関する事務 |
| 七十三 | 地域資源を活用した農林漁業等による農業の総括に関する事務 | 七十三 | 地域資源を活用した農林漁業等による農業の総括に関する事務 |
| 七十四 | 林漁業及び関連事業の総合化に関する事務 | 七十四 | 林漁業及び関連事業の総合化に関する事務 |
| 七十五 | 畜産物の生産された地域における当該農林漁業従事者の生活に関する知識の普及交換に関する事務 | 七十五 | 畜産物の生産された地域における当該農林漁業従事者の生活に関する知識の普及交換に関する事務 |
| 七十六 | 農業の有する多面的機能の發揮の促進に関する事務 | 七十六 | 農業の有する多面的機能の發揮の促進に関する事務 |
| 七十七 | 高齢者及び障害者の農業に関する活動の促進に関する事務 | 七十七 | 高齢者及び障害者の農業に関する活動の促進に関する事務 |
| 七十八 | 農業振興地域整備計画その他農山漁村の総合的な振興計画の作成及び実施についての指導及び助成に関する事務 | 七十八 | 農業振興地域整備計画その他農山漁村の総合的な振興計画の作成及び実施についての指導及び助成に関する事務 |
| 七十九 | 農業就業構造の改善に関する事務 | 七十九 | 農業就業構造の改善に関する事務 |
| 八十 | 地域資源を活用した農林漁業等による農業の総括に関する事務 | 八十 | 地域資源を活用した農林漁業等による農業の総括に関する事務 |
| 八十一 | 林漁業及び関連事業の総合化に関する事務 | 八十一 | 林漁業及び関連事業の総合化に関する事務 |
| 八十二 | 畜産物の生産された地域における当該農林漁業従事者の生活に関する知識の普及交換に関する事務 | 八十二 | 畜産物の生産された地域における当該農林漁業従事者の生活に関する知識の普及交換に関する事務 |
| 八十三 | 農業の有する多面的機能の發揮の促進に関する事務 | 八十三 | 農業の有する多面的機能の發揮の促進に関する事務 |
| 八十四 | 高齢者及び障害者の農業に関する活動の促進に関する事務 | 八十四 | 高齢者及び障害者の農業に関する活動の促進に関する事務 |
| 八十五 | 農業振興地域整備計画その他農山漁村の総合的な振興計画の作成及び実施についての指導及び助成に関する事務 | 八十五 | 農業振興地域整備計画その他農山漁村の総合的な振興計画の作成及び実施についての指導及び助成に関する事務 |
| 八十六 | 農業就業構造の改善に関する事務 | 八十六 | 農業就業構造の改善に関する事務 |
| 八十七 | 地域資源を活用した農林漁業等による農業の総括に関する事務 | 八十七 | 地域資源を活用した農林漁業等による農業の総括に関する事務 |
| 八十八 | 林漁業及び関連事業の総合化に関する事務 | 八十八 | 林漁業及び関連事業の総合化に関する事務 |
| 八十九 | 畜産物の生産された地域における当該農林漁業従事者の生活に関する知識の普及交換に関する事務 | 八十九 | 畜産物の生産された地域における当該農林漁業従事者の生活に関する知識の普及交換に関する事務 |
| 九〇 | 農地の保全に関する事務 | 九〇 | 農地の保全に関する事務 |
| 九一 | 農地の転用に関する事務 | 九一 | 農地の転用に関する事務 |
| 九二 | 農地改良事業 | 九二 | 農地改良事業 |
| 九三 | 土地改良財産の管理及び処分に関する事務 | 九三 | 土地改良財産の管理及び処分に関する事務 |
| 九四 | 農業水利に関する事務 | 九四 | 農業水利に関する事務 |
| 九五 | 商品市場における取引及び商品投資の監督に関する事務 | 九五 | 商品市場における取引及び商品投資の監督に関する事務 |
| 九六 | 農地の転用に関する事務 | 九六 | 農地の転用に関する事務 |
| 九七 | 農地改良事業 | 九七 | 農地改良事業 |
| 九八 | 土地、水その他の資源の農業上の利用の確保に関する事務 | 九八 | 土地、水その他の資源の農業上の利用の確保に関する事務 |

四 前各号に掲げるもののほか、経営・事業支援助部の所掌事務で他の所掌に属しないものに關すること。
 (輸出促進課の所掌事務)

第一百九十条 輸出促進課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 農林水産省の所掌事務に係る物資についての輸出の促進に關すること。
- 二 食品産業その他の農林水産省の所掌に係る事業の海外事業活動に關すること。
- 三 農畜産業及び食品産業その他の農林水産省の所掌に係る事業における知的財産の活用に關すること。

四 特定農林水産物等の名称の保護に關すること。

五 種苗の生産、流通及び消費の増進、改善及び調整に關すること（生産部の所掌に属するものを除く）。

（食品企業課の所掌事務）

第一百九十一条 食品企業課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 飲食料品（米穀を主な原料とするものを除く）及び油脂の生産、流通及び消費の増進、改善及び調整に關すること。
- 二 農畜産物、飲食料品及び油脂の流通及び消費の増進、改善及び調整に關すること。
- 三 食文化の振興に關する事務のうち農林水産省の所掌に係るものに關すること。
- 四 農林水産業及び食品産業その他の農林水産省の所掌に係る事業の振興のための農林水産省の所掌に係る事業とこれらに関連する事業との連携に關すること。
- 五 農林水産業及び食品産業その他の農林水産省の所掌に係る事業に關すること（農村振興部の所掌に属するものを除く）。
- 六 農林水産省の所掌事務に係るバイオマスその他資源の有効な利用の確保に關すこと。
- 七 食品産業その他の農林水産省の所掌に係る事業における資源の有効な利用の確保に關すること。
- 八 食品産業その他の農林水産省の所掌に係る事業の発達、改善及び調整に關すること（生

産部及び輸出促進課の所掌に属するものを除く）。

九 中央卸売市場の監督その他卸売市場に關すること。

（商品市場における取引及び商品投資の監督に関する事務）

十 商品市場における取引及び商品投資の監督に關する事務のうち農林水産省の所掌に係るものに關すること。

十一 農林水産省の所掌に係る事業における標準化に關する事務の総括に關すること。

十二 日本農林規格に属するものを除く）。（消費・安全部の所掌に属するもの）

（農地政策推進課の所掌事務）

第一百九十二条 農地政策推進課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 農地の権利移動（転用のためのものを除く）その他農地関係の調整に關すること。
- 二 農地の利用の集積に關すること。
- 三 国有農地等の管理及び処分に關すること。
- 四 農業委員会に關すること。

（経営支援課の所掌事務）

第一百九十三条 経営支援課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 農業を担うべき者の確保に關すること。
- 二 農業構造の改善に關すること（農地政策推進課の所掌に属するものを除く）。
- 三 農業労働に關すること。
- 四 農業協同組合その他の農業者の協同組織の発達に關すること。

（地域計画推進指導官、証務官、小作官、管理官及び農地集積指導官）

第一百九十七条 農地政策推進課に、地域計画推進指導官二人、証務官二人（北陸農政局にあつては、一人）、小作官一人及び管理官一人を置く。

2 地域計画推進指導官は、命を受けて、地方農政局の管轄区域内における農業經營基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）第十九条第一項に規定する地域計画に關する事項についての企画、連絡調整及び指導に關する事務を行う。

3 訟務官は、命を受けて、地方農政局の管轄区域内における農地法に基づく処分に係る不服申立て及び訴訟並びに国有農地等の管理及び処分に係る訴訟に關する事務を行ふ。

4 小作官は、地方農政局の管轄区域内における小作關係その他の農地の利用關係の争議の調停に關する事務を行う。

5 管理官は、地方農政局の管轄区域内における国有農地等の管理及び売払並びに所管換及び所属替に關する事務（訴訟に關するものを除く）を行ふ。

6 第一項に掲げるもののほか、東北農政局、関東農政局、近畿農政局、中国四国農政局及び九州農政局の経営・事業支援部農地政策推進課に、それぞれ農地集積指導官一人を置く。

7 農地集積指導官は、地方農政局の管轄区域内における農地の利用の集積に關する重要な事項に

の改善を図るための事業を行う組織の育成に關する事項についての企画、連絡調整及び指導に關する事務を行う。

（人材確保支援企画官）

第一百九十八条 経営支援課（近畿農政局の経営・事業支援部経営支援課を除く）に、人材確保支援企画官一人を置く。

2 人材確保支援企画官は、地方農政局の管轄区域内における農業労働力の確保に対する支援に當・事業支援部輸出促進課に知的財産監視官二人を置く。

（農村振興部に置く課等）

第一百九十九条 農村振興部に、次の十一課を置く。

2 設計課
農村計画課
都市農村交流課
土地改良管理課
農村環境課
事業計画課
用地課
水利整備課
農地整備課
地域整備課
防災課

前項に掲げるもののほか、九州農政局の農村振興部に事業管理調整官一人を置く。

2 前二項に掲げるもののほか、農村振興部に洪水調節機能強化対策官一人を置く。

3 前二項に掲げるもののほか、東北農政局の農村振興部に福島復旧復興対策官一人を置く。

4 前二項に掲げるもののほか、東北農政局の農村振興部に福島復旧復興対策官一人を置く。

5 水資源の農業上の利用の確保に關すること。

6 農業水利に属するものを除く）。

7 土地改良事業に用いる機械器具の管理に關すること。

五 水資源の農業上の利用の確保に關すること。

六 農業水利に属するものを除く）。

七 土地改良事業に用いる機械器具の管理に關すること。

八 前各号に掲げるもののほか、農村振興部の所掌事務で他の所掌に属しないものに関する事務をつかさどる。	（農村計画課の所掌事務）	第一百二条 農村計画課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一 農業の有する多面的機能の發揮の促進に関する事務。 二 農業振興地域整備計画その他の農山漁村の総合的な振興計画の作成についての指導及び助成に関する事務。 三 中山間地域等における農業の生産条件に関する不利を補正するための支援に関する事務。
（農村環境課の所掌事務）	第二百三条 農村環境課は、次に掲げる事務をつかさどる。 （農村環境課の所掌事務）	一 土地改良事業のうち農用地及び農業用施設に関する災害防除事業及び災害復旧事業に関する事務。
（農村環境課の所掌事務）	第二百四条 農村環境課は、土地改良事業計画に画及び立案に関する事務。	二 土地改良事業に係る環境の保全に関する企画及び立案に関する事務。
（農村環境課の所掌事務）	第二百五条 農村環境課は、土地改良事業計画に画及び立案に関する事務。	三 鳥獣害の防除に関する事務。

一 土地その他の開発資源の調査に関する事務。	（事業計画課の所掌事務）	第一百六条 水利整備課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一 土地改良事業並びに農地ための地域計画に関する事務。
二 土地改良事業に係る環境の保全に関する企画及び立案に関する事務。	（事業計画課の所掌事務）	二 土地改良事業のうち前号に掲げる事務以外の事業に関する事務。
三 農地の保全に係る海岸の整備、利用、保全その他の管理に関する事務。	（事業計画課の所掌事務）	三 農業農村灾害緊急派遣隊に関する事務。
四 農地の保全に係る地すべり防止に関する事務。	（事業計画課の所掌事務）	四 農地の保全に係る地すべり防止に関する事務。
五 農地の転用に関する事務。	（事業計画課の所掌事務）	五 農業農村灾害緊急派遣隊に関する事務。
六 土地改良事業を基幹事業とする農業開発の関すること。	（事業計画課の所掌事務）	六 土地改良事業を基幹事業とする農業開発の関すること。
七 土地その他の資源の農業上の利用の確保に関する事務。	（事業計画課の所掌事務）	七 土地その他の資源の開発に関する企画及び立案に関する事務。
八 市民農園の整備の促進に関する事務。	（事業計画課の所掌事務）	八 都市及びその周辺における農業の振興に関する事務。
九 都市及びその周辺における農業の振興に関する事務。	（都市農村交流課の所掌事務）	（都市農村交流課の所掌事務）

一 土地改良事業のうち区画整理、干拓及び農用地の造成の事業並びに農業用道路の整備を行う事業に関する事務。	（農地整備課の所掌事務）	第一百七条 農地整備課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一 土地改良事業に係る営農計画の実施に関する事務。
二 農業就業構造の改善に関する事務。	（農地整備課の所掌事務）	二 土地改良事業のうち前号に掲げる事務以外の事業に関する事務（他課の所掌に属するものを除く）。
三 地域資源を活用した農林漁業等による農林漁業及び関連事業の総合化に関する事務。	（農地整備課の所掌事務）	三 土地改良財産の管理及び処分に関する事務。
四 農山漁村に滞在しつつ行う農林漁業の体験その他の農山漁村と都市との地域間交流に関する事務。	（農地整備課の所掌事務）	（農地整備課の所掌事務）
五 高齢者及び障害者の農業に関する活動の促進に関する事務。	（土地改良管理課の所掌事務）	第一百八条 地域整備課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一 土地改良事業のうち農業集落排水施設の整備を行う事業に関する事務。

一 土地改良事業のうち農業集落排水施設の整備を行う事業に関する事務。	（防災課の所掌事務）	第一百九条 防災課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一 土地改良事業のうち農用地及び農業用施設に関する事務。
二 交換分合（国立研究開発法人森林研究・整備機構の行うものを除く。）の指導及び助成に関する事務。	（農村環境課の所掌事務）	二 農業振興地域整備計画その他の農山漁村の総合的な振興計画の実施についての指導及び助成に関する事務。
三 土地改良管理課は、次に掲げる事務をつかさどる。 （土地改良管理課の所掌事務）	（農村環境課の所掌事務）	三 第一百一項に規定するもののほか、近畿農政局の管轄区域内における土地改良事業の実施並びに土地改良事業の実施についての指導及び助成に関し調整を要する事項についての企画、連絡調整及び指導に関する事務をつかさどる。
四 技術審査官は、地方農政局の管轄区域内における土地改良事業の工事並びに工事のための調査、測量及び設計についての契約に必要な専門連絡調整及び指導に関する事務を行なう。	（農村環境課の所掌事務）	四 農業土木専門官は、命を受けて、地方農政局の管轄区域内における土地改良事業の工事並びに工事のための調査、測量及び設計についての企画、連絡調整及び指導に関する事務を行なう。
五 農業土木専門官は、農村計画課の所掌事務に係る東日本大震災による被害を受けた地域の復	（農村環境課の所掌事務）	五 中山間地域振興調整官は、地方農政局の管轄区域内における農業振興地域整備計画の作成に関する事務についての企画、連絡調整及び指導に関する事務を行なう。

興に関する事項についての調査、連絡調整及び指導に関する事務を行う。 （企画官及び地域資源活用専門官）	2 地質官は、命を受けて、地方農政局の管轄区域内における土地改良事業に係る地質及び地下水に関する専門技術上の事項についての指導に水に関する事務を行う。
第二百三十三条の二 都市農村交流課に、企画官及び地域資源活用専門官それぞれ一人を置く。	2 企画官は、都市農村交流課の所掌事務に関し調整を要する事項についての企画及び連絡調整に関する事務を行う。
3 地域資源活用専門官は、第二百一条の二第三号及び第四号に掲げる事務に関する専門の事項についての調査、連絡調整及び指導に関する事務を行う。（農政調整官、土地改良指導官及び農地集団化推進官）	3 地域資源活用専門官は、都市農村交流課の所掌事務に関し調整を要する事項についての企画及び連絡調整に関する専門の事項についての調査、連絡調整及び指導に関する事務を行う。
第二百三十四条 土地改良管理課に、農政調整官一人及び土地改良指導官一人（東北農政局にあっては、二人）を置く。	2 地政調整官は、土地改良管理課の所掌事務に関し調整を要する事項のうち地方農政局長が指定する専門の事項についての調査、連絡調整及び指導に関する事務を行う。
3 土地改良指導官は、命を受けて、地方農政局の管轄区域内における土地改良区、土地改良区連合及び土地改良事業団体联合会の業務及び会計に関する事務、交換分合その他土地改良事業による農用地の集団化の促進に関する重要な事項についての指導及び連絡調整に関する事務を行なう。	3 第二項に規定するもののほか、中国四国農政局及び九州農政局の農村振興部農村環境課に、それぞれ鳥獣対策専門官一人を置く。
4 第一項に規定するもののほか、関東農政局、近畿農政局及び中国四国農政局の農村振興部土地改良管理課に、それぞれ農地集団化推進官一人を置く。	4 鳥獣対策専門官は、地方農政局の管轄区域内における農村地域の環境の保全に関する専門技術上の事項についての調査、連絡調整及び指導に関する事務を行う。
5 農地集団化推進官は、地方農政局の管轄区域内における農地中間管理機構に関連する交換分合その他の土地改良事業による農用地の集団化の促進に関する重要な事項についての指導及び連絡調整に関する事務並びに国営の土地改良事業に係る換地に関する事務を行なう。（地質官、リスク対策調査官、環境保全局官及び鳥獣対策専門官）	5 第一項に規定するもののほか、中国四国農政局及び九州農政局の農村振興部農村環境課に、それぞれ鳥獣対策専門官一人を置く。
第二百三十五条 農村環境課に、地質官一人（北陸農政局及び東海農政局にあっては、一人）、リスク対策調査官一人及び環境保全局官一人を置く。	6 鳥獣対策専門官は、地方農政局の管轄区域内における鳥獣による被害の防止、捕獲した鳥獣の有効な利用その他の鳥獣害の防除に関する専門技術上の事項についての連絡調整及び指導に関する事務を行う。（事業計画管理官及び環境計画専門官）
第二百三十六条 事業計画課に、事業計画管理官一人を置く。	2 放射性物質対策調整官は、地方農政局の管轄区域内における農業水利施設の放射性物質に係る対策に関する事項についての調査、連絡調整及び指導に関する事務を行う。（多面的機能支払推進室及び多面的機能企画官）
2 事業計画管理官は、地方農政局の管轄区域内における土地改良事業計画の管理に関する事項についての調査及び連絡調整に関する事務を行う。	3 第一項に規定するもののほか、東北農政局及び中国四国農政局の農村振興部事業計画課に、それぞれ環境計画専門官一人を置く。
3 第一項に規定するものにはか、東北農政局及び中国四国農政局の農村振興部事業計画課に、それぞれ環境計画専門官一人を置く。	4 多面的機能支払推進室は、地方農政局の管轄区域内における農地その他の農業資源の保全を図るために活動に対する支援に関する事務を行う。
4 第一項に規定するものにはか、東北農政局及び中国四国農政局の農村振興部農地整備課に、それぞれ多面的機能企画官一人を置く。	5 災害査定官は、命を受けて、地方農政局の管轄区域内における農用地及び農業用施設並びに農地の保全に係る海岸保全施設、地すべり防止施設及び減災対策に係る地質及び地下水に関する専門技術上の事項についての調査、連絡調整及び指導に関する事務を行う。（統計部に置く課等）
5 農地集団化推進官は、地方農政局の管轄区域内における農地改良事業に係る換地に関する事務を行なう。（農地集団化推進官の所掌に属するものを除く）。	2 前項に掲げるもののほか、統計部（近畿農政局の統計部を除く。）に、統計管理官一人（東北農政局にあっては二人、東海農政局及び九州農政局にあっては三人）を置く。
第二百三十七条 用地課に、用地官一人（東海農政局にあっては一人、九州農政局にあっては三人）及び用地調整官一人を置く。	3 前二項に掲げるもののほか、統計部（北陸農政局及び東海農政局の統計部を除く。）に、地政局及び東海農政局の統計課に、統計企画課（経営・構造統計課、生産流通消費統計課）を置く。
2 用地官は、命を受けて、地方農政局の管轄区域内における土地改良事業計画の環境との調和への配慮に関する事項についての調査、連絡調整及び指導に関する事務を行なう。（用地官及び用地調整官）	4 防災・減災対策官は、地方農政局の管轄区域内における農用地及び農業用施設に係る防災対策及び減災対策に関する事務並びに農業農村灾害緊急派遣隊の管理及び運営に関する事務を行う。
3 第一項に規定するものにはか、東北農政局及び中国四国農政局の農村振興部地城整備課に、集落排水資源循環専門官一人を置く。	5 災害査定官は、命を受けて、地方農政局の管轄区域内における農地改良事業並びに農地の保全に係る海岸保全施設に関する事業、地すべり防止に関する事業及びぼた山の崩壊の防止に関する事業の用に供する土地、工作物その他の物件及び権利の買収及び補償に伴うこれらの物件及び権利の評価に関する事務を行う。（災害対策室並びに防災・減災対策官及び災害査定官）
第二百三十八条 農村振興部防災課に、災害対策室を置く。	2 灾害対策室は、地方農政局の管轄区域内における農用地及び農業用施設並びに農地の保全に係る海岸保全施設、地すべり防止施設に係る災害復旧事業に関する事務を行う。
第二百三十九条 農地整備課に、多面的機能支払推進室を置く。	3 第一項に規定するもののほか、防災課に、防災・減災対策官一人及び災害査定官一人を置く。
第二百四十条 用地課に、用地官一人（東海農政局にあっては一人、九州農政局にあっては三人）及び用地調整官一人を置く。	4 防災・減災対策官は、地方農政局の管轄区域内における農用地及び農業用施設に係る防災対策及び減災対策に関する事務並びに農業農村灾害緊急派遣隊の管理及び運営に関する事務を行う。
2 用地官は、命を受けて、地方農政局の管轄区域内における土地改良事業並びに農地の保全に係る海岸保全施設に関する事業、地すべり防止に関する事業及びぼた山の崩壊の防止に関する事業の用に供する土地、工作物その他の物件及び権利の買収及び補償に伴うこれらの物件及び権利の評価に関する事務を行う。（災害対策室並びに防災・減災対策官及び災害査定官）	5 災害査定官は、命を受けて、地方農政局の管轄区域内における農地改良事業並びに農地の保全に係る海岸保全施設、地すべり防止施設に係る災害復旧事業に関する事務を行う。
第二百四十二条 農村振興部防災課に、災害対策室を置く。	2 灾害対策室は、地方農政局の管轄区域内における農用地及び農業用施設並びに農地の保全に係る海岸保全施設、地すべり防止施設に係る災害復旧事業に関する事務を行う。
第二百四十三条 統計企画課に、統計企画課の所掌事務についての調査、連絡調整及び指導に関する事務を行なう。（統計企画課の所掌事務）	3 第一項に規定するもののほか、統計部に置く課等に、統計企画課（統計部に置く課等）を置く。
2 前二号に掲げるもののほか、統計部の所掌事務で他の所掌に属しないものに関する事務を行なう。	4 防災・減災対策官は、地方農政局の管轄区域内における農用地及び農業用施設に係る防災対策及び減災対策に関する事務並びに農業農村灾害緊急派遣隊の管理及び運営に関する事務を行う。
3 第二項に掲げる事務をつとめる統計企画課（統計企画課の所掌事務）	5 災害査定官は、命を受けて、地方農政局の管轄区域内における農地改良事業並びに農地の保全に係る海岸保全施設、地すべり防止施設に係る災害復旧事業に関する事務を行う。
第二百四十四条 統計企画課は、次に掲げる事務を行なう。（統計企画課の所掌事務）	2 地方農政局の所掌事務に係る統計に関する調査に係る事務（統計部の所掌に属する事務の調整に係る事務）。
2 前二号に掲げるもののほか、統計部の所掌事務で他の所掌に属しないものに関する事務を行なう。	3 地方農政局の所掌事務に係る統計に関する調査に係る事務（統計部の所掌に属する事務の調整に係る事務）。
3 第二項に掲げる事務をつとめる統計企画課（統計企画課の所掌事務）	4 地方農政局の所掌事務に係る統計に関する調査に係る事務（統計部の所掌に属する事務の調整に係る事務）。
第二百四十五条 統計企画課は、次に掲げる事務を行なう。（統計企画課の所掌事務）	5 地方農政局の所掌事務に係る統計に関する調査に係る事務（統計部の所掌に属する事務の調整に係る事務）。
2 前二号に掲げるもののほか、統計部の所掌事務で他の所掌に属しないものに関する事務を行なう。	2 地方農政局の所掌事務に係る統計に関する調査に係る事務（統計部の所掌に属する事務の調整に係る事務）。
3 第二項に掲げる事務をつとめる統計企画課（統計企画課の所掌事務）	3 地方農政局の所掌事務に係る統計に関する調査に係る事務（統計部の所掌に属する事務の調整に係る事務）。
第二百四十六条 統計企画課は、次に掲げる事務を行なう。（統計企画課の所掌事務）	4 地方農政局の所掌事務に係る統計に関する調査に係る事務（統計部の所掌に属する事務の調整に係る事務）。
2 前二号に掲げるもののほか、統計部の所掌事務で他の所掌に属しないものに関する事務を行なう。	5 地方農政局の所掌事務に係る統計に関する調査に係る事務（統計部の所掌に属する事務の調整に係る事務）。
3 第二項に掲げる事務をつとめる統計企画課（統計企画課の所掌事務）	2 地方農政局の所掌事務に係る統計に関する調査に係る事務（統計部の所掌に属する事務の調整に係る事務）。
第二百四十七条 統計企画課は、次に掲げる事務を行なう。（統計企画課の所掌事務）	3 地方農政局の所掌事務に係る統計に関する調査に係る事務（統計部の所掌に属する事務の調整に係る事務）。
2 前二号に掲げるもののほか、統計部の所掌事務で他の所掌に属しないものに関する事務を行なう。	4 地方農政局の所掌事務に係る統計に関する調査に係る事務（統計部の所掌に属する事務の調整に係る事務）。
3 第二項に掲げる事務をつとめる統計企画課（統計企画課の所掌事務）	5 地方農政局の所掌事務に係る統計に関する調査に係る事務（統計部の所掌に属する事務の調整に係る事務）。
第二百四十八条 統計企画課は、次に掲げる事務を行なう。（統計企画課の所掌事務）	2 地方農政局の所掌事務に係る統計に関する調査に係る事務（統計部の所掌に属する事務の調整に係る事務）。
2 前二号に掲げるもののほか、統計部の所掌事務で他の所掌に属しないものに関する事務を行なう。	3 地方農政局の所掌事務に係る統計に関する調査に係る事務（統計部の所掌に属する事務の調整に係る事務）。
3 第二項に掲げる事務をつとめる統計企画課（統計企画課の所掌事務）	4 地方農政局の所掌事務に係る統計に関する調査に係る事務（統計部の所掌に属する事務の調整に係る事務）。
第二百四十九条 統計企画課は、次に掲げる事務を行なう。（統計企画課の所掌事務）	5 地方農政局の所掌事務に係る統計に関する調査に係る事務（統計部の所掌に属する事務の調整に係る事務）。
2 前二号に掲げるもののほか、統計部の所掌事務で他の所掌に属しないものに関する事務を行なう。	2 地方農政局の所掌事務に係る統計に関する調査に係る事務（統計部の所掌に属する事務の調整に係る事務）。
3 第二項に掲げる事務をつとめる統計企画課（統計企画課の所掌事務）	3 地方農政局の所掌事務に係る統計に関する調査に係る事務（統計部の所掌に属する事務の調整に係る事務）。
第二百五十条 農村環境課に、地質官一人（北陸農政局及び東海農政局にあっては、一人）、リスク対策調査官一人及び環境保全局官一人を置く。	4 地方農政局の所掌事務に係る統計に関する調査に係る事務（統計部の所掌に属する事務の調整に係る事務）。
2 農政局及び東海農政局にあっては、一人、リス	5 地方農政局の所掌事務に係る統計に関する調査に係る事務（統計部の所掌に属する事務の調整に係る事務）。

14	権利保全対策官は、第一項の事業によつて造成された施設の保全に関する事務のうち当該施設の用に供する権利の保全に関する事項についての調査及び連絡調整を行う。
15	保全整備専門官は、第一項の事業によつて造成された施設の保全に関する事務のうち当該施設の用に供する権利の保全に関する事項についての調査及び連絡調整を行う。
16	保全整備専門官は、第一項の事業によつて造成された施設の保全に関する事務のうち当該施設の用に供する権利の保全に関する事項についての調査及び連絡調整を行う。
17	西奥羽土地改良調査管理事務所に、最上川支所及び村山北部支所を置く。 (阿武隈土地改良調査管理事務所)
2	阿武隈土地改良調査管理事務所に、次長一人を置く。
3	次長は、所長を助け、阿武隈土地改良調査管理事務所の事務を整理する。
4	阿武隈土地改良調査管理事務所に、次の七課並びに企画情報管理官、施設監視専門官、水利調整専門官、農業水利総合対策官、洪水調節機能強化専門官、調査計画専門官、環境調査専門官、権利保全対策官、保全整備専門官及び施設復旧対策専門官それぞれ一人を置く。
5	府務課は人事、文書、会計、職員の福利厚生及び労務並びに他の所掌に属しない事務に関する事務を、企画課は第一項の事業の実施に関する技術上の企画及び連絡調整を行う。
6	施設監視専門官は、第一項の事業によつて造成された施設の監視に関する情報の管理及び分析に関する専門の事項についての連絡調整及び指導に関する事務を行う。
7	水利調整専門官は、河川の流水の農業上の利用に関する専門の事項についての連絡調整及び指導に関する事務を行う。
8	農業水利総合対策官は、農業水利に係る総合的な対策に関する専門の事項についての調査、連絡調整及び指導に関する事務を行う。
9	洪水調節機能強化専門官は、第一項の事業によつて造成されたダムその他のえん堤の洪水調節機能の強化に関する専門の事項についての調査、連絡調整及び指導に関する事務を行う。
10	調査計画専門官は、第一項の事業に関する専門の事項についての調査及び計画の作成に関する専門の事項(環境調査専門官の所掌に属する事務)を行
11	計画課 財産管理課 企画課 調査課 保全整備課
12	環境調査専門官は、調査及び計画の作成に関する専門の事項についての連絡調整及び指導を行う。
13	権利保全対策官は、第一項の事業によつて造成された施設の保全に関する事務のうち当該施設の用に供する権利の保全に関する事項についての調査及び計画についての企画及び連絡調整に関する事務(調査課及び計画課の所掌に属するものを除く。)を、調査課は同項の事業の実施に関する土地その他の開発資源の調査、農業開発のための地域計画、土地利用計画及び営農計画の作成、経済効果の測定並びに同項の事業の相互間又は他事業との関連において必要な調査その他の必要な調査に関する事務(計画課の所掌に属するものを除く。)を、計画課は同項の事業の実施に関する水その他の開発資源の調査並びに建設工事計画及びその技術的可能性の調査に関する事務並びに実施設計の作成に関する事務を、財産管理課は同項の事業によつて造成された施設並びに当該施設に係る土地、工作物その他の物件及び権利の管理に関する事務(保全計画課及び保全整備課の所掌に属するものを除く。)を、保全計画課は同項の事業によつて造成された施設の保全に関する事務のうち整備及び計画に関する事務その他の当該施設の管理に関する事務(保全整備課の所掌に属するものを除く。)を、保全整備課は同項の事業によつて造成された施設の保全に関する事務のうち整備及び計画に関する事務をつかさどる。
14	権利保全対策官は、第一項の事業によつて造成された施設の保全に関する事務のうち当該施設の用に供する権利の保全に関する事項についての調査及び連絡調整に関する事務を行う。
15	保全整備専門官は、第一項の事業によつて造成された施設の保全に関する事務のうち当該施設の用に供する権利の保全に関する事項についての調査及び連絡調整に関する事務を行う。
16	保全整備専門官は、第一項の事業によつて造成された施設の保全に関する事務のうち当該施設の用に供する権利の保全に関する事項についての調査及び連絡調整に関する事務を行う。
17	阿武隈土地改良調査管理事務所に、羽鳥ダム管理所及び角田支所を置く。
18	(利根川水系土地改良調査管理事務所)
19	第二百七十二条 利根川水系地域(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県及び東京都の区域をいう)における国営の土地改良事業の実施に関する調査並びに国営の土地改良事業によつて造成された施設並びに当該施設に係る土地、工作物その他の物件及び権利の管理に関する事務(技術調整課、保全計画課及び保全整備課の所掌に属するものを除く。)を、技術調整課は同項の事業によつて造成された施設の保全に関する事務のうち整備及び計画に関する事務をつかさどる。
20	企画情報管理官は、調査及び計画に係る情報の管理及び分析並びに品質の確保に関する専門の事項(施設監視専門官、調査計画専門官及び企画課の所掌に属するものを除く。)についての連絡調整及び指導に関する事務を行う。
21	施設監視専門官は、第一項の事業によつて造成された施設の監視に関する情報の管理及び分析に関する専門の事項についての連絡調整及び指導に関する事務を行う。
22	水利調整専門官は、河川の流水の農業上の利用に関する専門の事項についての連絡調整及び指導に関する事務を行う。
23	次長は、所長を助け、利根川水系土地改良調査管理事務所の事務を整理する。
24	利根川水系土地改良調査管理事務所に、次の八課並びに企画情報管理官一人、施設監視専門官一人、水利調整専門官二人、農業水利総合対策官一人、調査計画専門官一人、環境調査専門官一人、耐震対策専門官一人、管理調整官一人、技術調整官一人、技術情報専門官一人、防災情報管理官一人、権利保全対策官一人、保全整備専門官一人及び施設復旧対策専門官一人を置く。
25	府務課は人事、文書、会計、職員の福利厚生及び労務並びに他の所掌に属しない事務に関する事務を、企画課は第一項の事業の実施に関する技術上の企画及び連絡調整に関する事務(計画課の所掌に属するものを除く。)を、企画課は第一項の事業の実施に関する土地その他の開発資源の調査、農業開発のための地域計画、土地利用計画及び営農計画の作成、経済効果の測定並びに同項の事業の相互間又は他事業との関連において必要な調査その他の必要な調査に関する事務(計画課の所掌に属するものを除く。)を、計画課は同項の事業の実施に関する水その他の開発資源の調査並びに建設工事計画及びその技術的可能性の調査に関する事務並びに実施設計の作成に関する事務を、財産管理課は同項の事業によつて造成された施設並びに当該施設に係る土地、工作物その他の物件及び権利の管理に関する事務(保全計画課及び保全整備課の所掌に属するものを除く。)を、保全計画課は同項の事業によつて造成された施設の保全に関する事務のうち調査及び計画に関する事務その他の当該施設の管理に関する事務を、企画課及び企画課の所掌に属するものを除く。)を、企画課は第一項の事業によつて造成された施設の保全に関する事務のうち整備及び計画に関する事務をつかさどる。
26	企画情報管理官は、調査及び計画に係る情報の管理及び分析並びに品質の確保に関する専門の事項(施設監視専門官、調査計画専門官及び環境調査専門官の所掌に属するものを除く。)についての連絡調整及び指導に関する事務を行う。
27	施設監視専門官は、第一項の事業によつて造成された施設の監視に関する事務のうち整備及び計画に関する事務をつかさどる。
28	企画情報管理官は、調査及び計画に係る情報の管理及び分析並びに品質の確保に関する専門の事項(施設監視専門官、調査計画専門官及び環境調査専門官の所掌に属するものを除く。)についての連絡調整及び指導に関する事務を行う。
29	水利調整専門官は、命を受けて、河川の流水の農業上の利用に関する専門の事項についての連絡調整及び指導に関する事務を行う。

9 農業水利総合対策官は、農業水利に係る総合的な対策に関する専門の事項についての調査、連絡調整及び指導に関する事務を行う。

10 調査計画専門官は、調査及び計画の作成に関する専門の事項（環境調査専門官及び耐震対策専門官の所掌に属するものを除く。）についての連絡調整及び指導に関する事務を行う。

11 環境調査専門官は、調査及び計画の作成に関する専門の事項、環境との調和に配慮するため必要な専門の事項についての連絡調整及び指導に関する事務を行う。

12 耐震対策専門官は、調査及び計画の作成に関する専門の事項のうち耐震対策に関するものについての連絡調整及び指導に関する事務を行う。

13 管理調整官は、第一項の事業によって造成された施設に係る土地、工作物その他の物件及び権利の管理に関する事項についての調査及び連絡調整に関する事務を行う。

14 技術調整官は、施設の保全に関する専門技術上の事項（技術情報専門官の所掌に属するものを除く。）についての連絡調整及び指導に関する事務を行う。

15 技術情報専門官は、施設の保全に関する専門技術上の事項に関する情報の収集、分析及び評価についての連絡調整及び指導に関する事務を行う。

16 防災情報管理官は、農業用施設の防災に関する情報の管理に関する専門の事項についての連絡調整及び指導に関する事務を行う。

17 権利保全対策官は、第一項の事業によって造成された施設の保全に関する事務のうち該施設の用に供する権利の保全に関する事項についての調査及び連絡調整に関する事務を行う。

18 保全整備専門官は、第一項の事業によって造成された施設の保全に関する事務のうち整備に関する技術上の専門の事項についての連絡調整及び指導に関する事務を行う。

19 施設復旧対策専門官は、第一項の事業によって造成された施設の保全に関する事務のうち該施設の突発事故被害の復旧に関する技術上の専門の事項についての連絡調整及び指導に関する事務を行う。

20 利根川水系土地改良調査管理事務所に、鬼怒川支所、大利根用水支所、赤城西麓支所及び利根川中流支所を置く。

（西関東土地改良調査管理事務所）

2	西関東土地改良調査管理事務所に、次長二人を置く。
3	次長は、所長を助け、西関東土地改良調査管理事務所の事務を整理する。
4	西関東土地改良調査管理事務所に、次の七課並びに企画情報管理官、施設再編専門官、施設監視専門官、水利調整専門官、調査計画専門官、環境調査専門官、耐震対策専門官、管理調整官、権利保全対策官、保全整備専門官及び施設復旧対策専門官それぞれ一人を置く。
5	庶務課 企画課 調査課 計画課 財産管理課 保全計画課 保全整備課
	庶務課は人事、文書、会計、職員の福利厚生及び労務並びに他の所掌に属しない事務に関する事務を、企画課は第一項の事業の実施に関する調査及び計画についての企画及び連絡調整に関する事務（調査課及び計画課の所掌に属するものを除く。）を、調査課は同項の事業の実施に関する土地その他の開発資源の調査、農業開発のための地域計画、土地利用計画及び営農計画の作成、経済効果の測定並びに同項の事業の相互間又は他事業との関連において必要な調査その他必要な調査に関する事務（計画課の所掌に属するものを除く。）を、計画課は同項の事業の実施に関する水その他の開発資源の調査並びに建設工事計画及びその技術的可能性的調査その他の物件及び権利の管理に関する事務（保全計画課及び保全整備課の所掌に属するものを除く。）を、保全計画課は同項の事業によって造成された施設並びに当該施設に係る土地、工作物そび計画に関する事務その他の当該施設の管理に関する事務（保全整備課の所掌に属するものを除く。）を、保全整備課は同項の事業によつて造成された施設の保全に関する事務のうち調査及

造成された施設の保全に関する事務のうち整備に関する事務をつかさどる。

企画情報管理官は、調査及び計画に係る情報の管理及び分析並びに品質の確保に関する専門の事項（施設監視専門官、調査計画専門官及び環境調査専門官の所掌に属するものを除く。）についての連絡調整及び指導に関する事務を行う。

施設再編専門官は、第一項の事業によつて造成された施設の再編に関する専門の事項についての連絡調整及び指導に関する事務を行う。

施設監視専門官は、第一項の事業によつて造成された施設の監視に関する情報の管理及び分析に関する専門の事項についての連絡調整及び指導に関する事務を行つう。

水利調整専門官は、河川の流水の農業上の利用に関する専門の事項についての連絡調整及び指導に関する事務を行つう。

調査計画専門官は、調査及び計画の作成に関する専門の事項（環境調査専門官及び耐震対策専門官の所掌に属するものを除く。）についての連絡調整及び指導に関する事務を行つう。

環境調査専門官は、調査及び計画の作成についての連絡調整及び指導に関する事務を行つう。

耐震対策専門官は、調査及び計画の作成についての連絡調整及び指導に関する事務を行つう。

管理調整官は、第一項の事業によつて造成された施設に係る土地、工作物その他の物件及び権利の管理に関する事項についての調査及び連絡調整に関する事務を行つう。

権利保全対策官は、第一項の事業によつて造成された施設の保全に関する事務のうち当該施設の用に供する権利の保全に関する事項についての調査及び連絡調整に関する事務を行つう。

保全整備専門官は、第一項の事業によつて造成された施設の保全に関する事務のうち整備に関する技術上の専門の事項についての連絡調整及び指導に関する事務を行つう。

施設復旧対策専門官は、第一項の事業によつて造成された施設の保全に関する事務のうち当該施設の突発事故被害の復旧に関する技術上の専門の事項についての連絡調整及び指導に関する事務を行つう。

15	14	13	12	11	10	9	8	7	6							
成された施設の保全に関する事務のうち調査及び計画に関する事務その他の当該施設の管理に関する事務(保全整備課の所掌に属するものを除く。)を、保全整備課は同項の事業によつて造成された施設の保全に関する事務のうち整備に関する事務をつかさどる。	企画情報管理官は、調査及び計画に係る情報の管理及び分析並びに品質の確保に関する専門の事項(施設監視専門官、調査計画専門官及び環境調査専門官の所掌に属するものを除く。)についての連絡調整及び指導に関する事務を行つう。	施設再編専門官は、第一項の事業によつて造成された施設の再編に関する専門の事項についての連絡調整及び指導に関する事務を行う。	成された施設の監視に関する情報の管理及び分析に関する専門の事項についての連絡調整及び指導に関する事務を行う。	成された施設の監視に関する専門の事項についての連絡調整及び指導に関する事務を行う。	農業水利総合対策官は、農業水利に係る総合的な対策に関する専門の事項についての調査、連絡調整及び指導に関する事務を行う。	洪水調節機能強化専門官は、第一項の事業によつて造成されたダムその他のえん堤の洪水調節機能の強化に関する専門の事項についての連絡調整及び指導に関する事務を行う。	調査計画専門官は、調査及び計画の作成に関する専門の事項(環境調査専門官の所掌に属するものを除く。)についての連絡調整及び指導に関する事務を行う。	保全整備専門官は、第一項の事業によつて造成された施設の保全に関する事務のうち整備に関する技術上の専門の事項についての連絡調整及び指導に関する事務を行う。	施設復旧対策専門官は、第一項の事業によつて造成された施設の保全に関する事務のうち当該施設の突発事故被害の復旧に関する技術上の専門の事項についての連絡調整及び指導に関する事務を行う。	(西北陸土地改良調査管理事務所)	第二百七十四条 西北陸地域(富山県、石川県及び福井県の区域をいう。)における国営の土地	西北陸土地改良調査管理事務所				

改良事業の実施に関する調査並びに国営の土地改 良事業によつて造成された施設並びに当該施 設に係る土地、工作物その他の物件及び権利の 管理に関する事務を分掌させるため、北陸農政 局に、西北陸土地改良調査管理事務所を置く。 西北陸土地改 良調査管理事務所に、次長二人 を置く。	2
理事務所の事務を整理する。	3
西北陸土地改 良調査管理事務所に、次の七課 並びに企画情報管理官、施設監視専門官、水利 調整専門官、調査計画専門官、環境調査専門 官、管理調整官、保全整備専門官及び施設復旧 対策専門官それぞれ一人を置く。	4
企画課 調査課 計画課 財産管理課 保全計画課 保全整備課	5
庶務課は人事、文書、会計、職員の福利厚生 及び労務並びに他の所掌に属しない事務に閑す る事務を、企画課は第一項の事業の実施に閑す る調査及び計画についての企画及び連絡調整に 関する事務（調査課及び計画課の所掌に属する ものを除く。）を、調査課は同項の事業の実施 に関する土地その他の開発資源の調査、農業開 発のための地域計画、土地利用計画及び営農計 画の作成、経済効果の測定並びに同項の事業の 相互間又は他事業との関連において必要な調査 その他必要な調査に関する事務（計画課の所掌 に属するものを除く。）を、計画課は同項の事 業の実施に関する水その他の開発資源の調査並 びに建設工事計画及びその技術的可能性的調査 に関する事務並びに実施設計の作成に関する事 務を、財産管理課は同項の事業によつて造成さ れた施設並びに当該施設に係る土地、工作物そ の他の物件及び権利の管理に関する事務（保全 計画課及び保全整備課の所掌に属するものを除 く。）を、保全計画課は同項の事業によつて造成 された施設の保全に関する事務のうち調査及 び計画に関する事務その他の当該施設の管理に 関する事務（保全整備課の所掌に属するものを 除く。）を、保全整備課は同項の事業によつて 造成された施設の保全に関する事務のうち整備	

企画情報管理官は、調査及び計画に係る情報の管理及び分析並びに品質の確保に関する専門の事項（施設監視専門官、調査計画専門官及び環境調査専門官の所掌に属するものを除く。）についての連絡調整及び指導に関する事務を行なう。

7 施設監視専門官は、第一項の事業によつて造成された施設の監視に関する情報の管理及び分析に関する専門の事項についての連絡調整及び指導に関する事務を行なう。

8 水利調整専門官は、河川の流水の農業上の利用に関する専門の事項についての連絡調整及び指導に関する事務を行なう。

9 調査計画専門官は、調査及び計画の作成に関する専門の事項（環境調査専門官の所掌に属するものを除く。）についての連絡調整及び指導に関する事務を行なう。

10 環境調査専門官は、調査及び計画の作成に關し、環境との調和に配慮するため必要な専門の事項についての連絡調整及び指導に関する事務を行なう。

11 管理調整官は、第一項の事業によつて造成された施設に係る土地、工作物その他の物件及び権利の管理に関する事項についての調査及び連絡調整に關する事務を行なう。

12 保全整備専門官は、第一項の事業によつて造成された施設の保全に関する事務のうち整備に関する技術上の専門の事項についての連絡調整及び指導に關する事務を行なう。

13 施設復旧対策専門官は、第一項の事業によつて造成された施設の保全に関する事務のうち当該施設の突発事故被害の復旧に関する技術上の専門の事項についての連絡調整及び指導に關する事務を行なう。

14 西北陸土地改良調査管理事務所に、早月川支所を置く。

（木曽川水系土地改良調査管理事務所）

第二百七十五条 木曽川水系地域（岐阜県、愛知県及び三重県の区域をいう。）における国営の土地改良事業の実施に關する調査並びに国営の土地改良事業によつて造成された施設並びに當該施設に係る土地、工作物その他の物件及び権利の管理に関する事務を分掌させるため東海農政局に、木曽川水系土地改良調査管理事務所に、次長二人を置く。

<p>4 次長は、所長を助け、木曽川水系土地改良調査管理事務所に、次の 七課並びに企画情報管理官、施設監視専門官、 水利調整専門官、洪水調節機能強化専門官、 査計画専門官、環境調査専門官、耐震対策専門官、 官、権利保全対策官、保全整備専門官、施設監視 旧対策専門官及び施設管理調整官それぞれ一人 を置く。</p>
5
企画課
調査課
計画課
財産管理課
保全計画課
保全整備課
庶務課
企画課
調査課
計画課
庶務課
企画課
調査課
計画課
財産管理課
保全計画課
保全整備課
庶務課
人事、文書、会計、職員の福利厚生等 及び労務並びに他の所掌に属しない事務に関する事務を、企画課は第一項の事業の実施に 関する調査及び計画についての企画及び連絡調整に 関する事務（調査課及び計画課の所掌に属する ものを除く。）を、調査課は同項の事業の調査、農業開 発のための地域計画、土地利用計画及び當農計 画の作成、経済効果の測定並びに同項の事業の 相互間又は他事業との関連において必要な調査專 門官、権利保全対策官、保全整備専門官、施設監視 官の所掌に属するものを除く。）を、計画課は同項の事 業の実施に関する水その他の開発資源の調査並 びに建設工事計画及びその技術的可能性的の調査専 門官の所掌に属するものを除く。）を、企画課は同項の事業によ つて造成された施設並びに当該施設に係る土地、工作物そ の他の物件及び権利の管理に関する事務（保全計 画課及び保全整備課の所掌に属するものを除く。）を、保全計 画課は同項の事業によつて造成された施設の保全に 関する事務その他の当該施設の管理に関する事務（ 企画情報管理官は、調査及び計画に係る情報 の管理及び分析並びに品質の確保に関する専門 の事項（施設監視専門官、調査計画専門官及び 環境調査専門官の所掌に属するものを除く。）

- 7 う。についての連絡調整及び指導に関する事務を行ふ。

8 施設監視専門官は、第一項の事業によつて造成された施設の監視に関する情報の管理及び分析に関する専門の事項についての連絡調整及び指導に関する事務を行う。

9 水利調整専門官は、河川の流水の農業上の利用に関する専門の事項についての連絡調整及び指導に関する事務を行う。

10 洪水調節機能強化専門官は、第一項の事業によつて造成されたダムその他のえん堤の洪水調節機能の強化に関する専門の事項についての連絡調整及び指導に関する事務を行う。

11 調査計画専門官は、調査及び計画の作成に関する専門の事項（環境調査専門官及び耐震対策専門官の所掌に属するものを除く。）についての連絡調整及び指導に関する事務を行う。

12 環境調査専門官は、調査及び計画の作成に関する専門の事項についての連絡調整及び指導に関する事務を行う。

13 権利保全対策専門官は、第一項の事業によつて造成された施設の保全に関する事務のうち当該施設の用に供する権利の保全に関する事項についての調査及び連絡調整に関する事務を行う。

14 保全整備専門官は、第一項の事業によつて造成された施設の保全に関する事務のうち整備に関する技術上の専門の事項についての連絡調整及び指導に関する事務を行う。

15 施設復旧対策専門官は、第一項の事業によつて造成された施設の保全に関する事務のうち当該施設の突發事故被害の復旧に関する技術上の専門の事項についての連絡調整及び指導に関する事務を行う。

16 施設管理調整官は、国営の土地改良事業によつて造成された施設の操作及び保守に関する連絡調整及び指導に関する事務を行う。

17 木曽川水系土地改良調査管理事務所に、大山頭首工管理所及び中勢支所を置く。
（淀川水系土地改良調査管理事務所）

第二百七十六条 淀川水系地域（滋賀県、京都府、大阪府及び兵庫県の区域並びに奈良県の区域（奈良市の大字旧添上郡月ヶ瀬村及び旧山辺

3 次長は、所長を助け、淀川水系土地改良調査 管理事務所の事務を整理する。
4 淀川水系土地改良調査管理事務所に、次の七 課並びに企画情報管理官、施設監視専門官、水 利調整専門官、洪水調節機能強化専門官、調査 計画専門官、環境調査専門官、権利保全対策専 門官、保全整備専門官、施設復旧対策専門官及び 用地調整官それぞれ一人を置く。
5 淀川水系土地改良調査管理事務所に、次の七 課並びに企画情報管理官、施設監視専門官、水 利調整専門官、洪水調節機能強化専門官、調査 計画専門官、環境調査専門官、権利保全対策専 門官、保全整備専門官、施設復旧対策専門官及び 用地調整官それぞれ一人を置く。
2 淀川水系土地改良調査管理事務所に、次長二 人を置く。
1 次長は、所長を助け、淀川水系土地改良調査 管理事務所の事務を整理する。

6 企画情報管理官は、調査及び計画に係る情報の管理及び分析並びに品質の確保に関する専門の事項（施設監視専門官、調査計画専門官及び環境調査専門官の所掌に属するものを除く。）についての連絡調整及び指導に関する事務を行ふ。

7 施設監視専門官は、第一項の事業によつて造成された施設の監視に関する情報の管理及び分析に関する専門の事項についての連絡調整及び指導に関する事務を行ふ。

8 水利調整専門官は、河川の流水の農業上の利用に関する専門の事項についての連絡調整及び指導に関する事務を行ふ。

9 洪水調節機能強化専門官は、第一項の事業によつて造成されたダムその他のえん堤の洪水調節機能の強化に関する専門の事項についての連絡調整及び指導に関する事務を行ふ。

10 調査計画専門官は、調査及び計画の作成に関する専門の事項（環境調査専門官の所掌に属するものを除く。）についての連絡調整及び指導に関する事務を行ふ。

11 環境調査専門官は、調査及び計画の作成に関する専門の事項（環境調査専門官の所掌に属する専門の事項についての連絡調整及び指導に関する事務を行ふ。

12 権利保全対策官は、第一項の事業によつて造成された施設の保全に関する事務のうち整備に関する技術上の専門の事項についての連絡調整及び指導に関する事務を行ふ。

13 保全整備専門官は、第一項の事業によつて造成された施設の保全に関する事務のうち整備に関する技術上の専門の事項についての連絡調整及び指導に関する事務を行ふ。

14 施設復旧対策専門官は、第一項の事業によつて造成された施設の保全に関する事務のうち整備に関する技術上の専門の事項についての連絡調整及び指導に関する事務を行ふ。

15 用地調整官は、工事に伴う土地、工作物その他の物件及び権利の買収及び補償に関する調査及び連絡調整に関する事務を行ふ。

16 淀川水系土地改良調査管理事務所に、加古川水系広域農業水利施設総合管理所、川代ダム管理所、鴨川・大川瀬ダム管理所、糲屋ダム管理所及び湖北支所を置く。

<p>第二百七十七条 <small>(南近畿土地改良調査管理事務所)</small></p> <p>第二百七十八条 <small>南近畿地域（奈良県の区域（奈良市のうち旧添上郡月ヶ瀬村及び旧山辺郡都木村、宇陀市、山辺郡並びに宇陀郡の区域を除く。）及び和歌山県の区域をいう。）における国営の土地改良事業の実施に関する調査並びに国営の土地改良事業によって造成された施設並びに当該施設に係る土地、工作物その他の物件及び権利の管理に関する事務を分掌させるため、近畿農政局に、南近畿土地改良調査管理事務所を置く。</small></p>
<p>2 南近畿土地改良調査管理事務所に、次長一人を置く。</p>
<p>3 次長は、所長を助け、南近畿土地改良調査管理事務所の事務を整理する。</p>
<p>4 南近畿土地改良調査管理事務所に、次の七課並びに企画情報管理官、施設監視専門官、水利調整専門官、洪水調節機能強化専門官、調査計画専門官、環境調査専門官、耐震対策専門官、保全整備専門官、施設復旧対策専門官及び施設管理調整官それぞれ一人を置く。</p>
<p>5 企画課 調査計画課 財産管理課 保全計画課 保全整備課 管理課</p> <p>庶務課は人事、文書、会計、職員の福利厚生及び労務並びに他の所掌に属しない事務に関する事務を、企画課は第一項の事業の実施に関する調査及び計画についての企画及び連絡調整に関する事務（調査計画課の所掌に属するものを除く。）を、調査計画課は同項の事業の実施に関する土地、水その他の開発資源の調査、農業開発のための地域計画、土地利用計画及び農業計画の作成、経済効果の測定並びに同項の事業の相互間又は他事業との関連において必要な調査その他の必要な調査に関する事務、建設工事計画及びその技術的的可能性の調査に関する事務を実施設計の作成に関する事務を、財産管理課は同項の事業によつて造成された施設並びに当該施設に係る土地、工作物その他の物件及び権利の管理に関する事務（保全計画課、保全整備課、管理課の所掌に属するものを除く。）を、保全計画課は同項の事業によつて造成された施</p>

- 造成された施設の保全に関する事務のうち整備に
関する事務をつかさどる。

企画情報管理官は、調査及び計画に係る情報
の管理及び分析並びに品質の確保に関する専門
の事項（調査計画専門官及び環境調査専門官の
所掌に属するものを除く。）についての連絡調
整及び指導に関する事務を行う。

施設監視専門官は、第一項の事業によつて造
成された施設の監視に関する情報の管理及び分
析に関する専門の事項についての連絡調整及び
指導に関する事務を行う。

8 水利調整専門官は、河川の流水の農業上の利
用に関する専門の事項についての連絡調整及び
指導に関する事務を行う。

9 洪水調節機能強化専門官は、第一項の事業に
よつて造成されたダムその他のえん堤の洪水調
節機能の強化に関する専門の事項についての連
絡調整及び指導に関する事務を行う。

10 調査計画専門官は、調査及び計画の作成に関
する専門の事項（環境調査専門官の所掌に属す
るものを除く。）についての連絡調整及び指導に
関する事務を行う。

11 環境調査専門官は、調査及び計画の作成に関
し、環境との調和に配慮するため必要な専門の
事項についての連絡調整及び指導に関する事務
を行う。

12 保全整備専門官は、第一項の事業によつて造
成された施設の保全に関する事務のうち整備に
関する技術上の専門の事項についての連絡調整
及び指導に関する事務を行う。

13 施設復旧対策専門官は、第一項の事業によつ
て造成された施設の保全に関する事務のうち當
該施設の突發事故被害の復旧に関する技術上の
専門の事項についての連絡調整及び指導に関する
事務を行う。

14 四国土地改良調査管理事務所に、南予用水支
所を置く。
(北部九州土地改良調査管理事務所)
第二百八十二条 北部九州地域（福岡県、佐賀
県、長崎県、熊本県及び大分県の区域をいう。）
における国営の土地改良事業の実施に関する調
査並びに国営の土地改良事業によつて造成され
た施設並びに当該施設に係る土地・工作物その
他の物件及び権利の管理に関する事務を分掌さ
せるため、九州農政局に、北部九州土地改良調
査管理事務所を置く。
2 北部九州土地改良調査管理事務所に、次長四
人を置く。

4 次長は、所長を助け、北部九州土地改良調査管理事務所の事務を整理する。

5 北部九州土地改良調査管理事務所に、次の八人
に企画情報管理官一人、施設再編専門官一人、
施設監視専門官一人、水利調整専門官一人、洪
水調節機能強化専門官一人、調査計画専門官一
人、環境調査専門官一人、権利保全対策官一
人、保全整備専門官二人、施設復旧対策専門官二
人、環境保全専門官二人及び用地調整官一人
を置く。

庶務課

企画課

調査課

計画課

財産管理課

保全計画課

保全整備課

環境調整課

庶務課は人事、文書、会計、職員の福利厚生
及び労務並びに他の所掌に属しない事務に関する事務を、企画課は第一項の事業の実施に関する調査及び計画についての企画及び連絡調整に関する事務（調査課及び計画課の所掌に属するものを除く。）を、調査課は同項の事業の実施に関する土地その他の開発資源の調査、農業開発のための地域計画、土地利用計画及び當農計画の作成、経済効果の測定並びに同項の事業の相互間又は他事業との関連において必要な調査その他必要な調査に関する事務（計画課の所掌に属するものを除く。）を、計画課は同項の事業の実施に関する水その他の開発資源の調査並びに建設工事計画及びその技術的可能性の調査に関する事務並びに実施設計の作成に関する事務を、財産管理課は同項の事業によって造成された施設の保全に当該施設に係る土地、工作物その他の物件及び権利の管理に関する事務（保全計画課、保全整備課及び環境調整課の所掌に属するものを除く。）を、保全計画課は同項の事業によって造成された施設の保全に関する事務のうち調査及び計画に関する事務その他の当該施設の管理に関する事務（保全整備課及び環境調整課の所掌に属するものを除く。）を、保全

6 川下流福岡国営施設機能保全事業に係る工事に伴う土地、工作物その他の物件及び権利の買収及び補償に関する事務並びに工事の施行に関する事務をつかさどる。

7 企画情報管理官は、調査及び計画に係る情報の管理及び分析並びに品質の確保に関する専門の事項（施設監視専門官、調査計画専門官及び環境調査専門官の所掌に属するものを除く。）についての連絡調整及び指導に関する事務を行う。

8 施設再編専門官は、第一項の事業によつて造成された施設の再編に関する専門の事項についての連絡調整及び指導に関する事務を行う。

9 施設監視専門官は、第一項の事業によつて造成された施設の監視に関する情報の管理及び分析に関する専門の事項についての連絡調整及び指導に関する事務を行つ。

10 水利調整専門官は、河川の流水の農業上の利用に関する専門の事項についての連絡調整及び指導に関する事務を行つ。

11 洪水調節機能強化専門官は、第一項の事業によつて造成されたダムその他のえん堤の洪水調節機能の強化に関する専門の事項についての連絡調整及び指導に関する事務を行つ。

12 調査計画専門官は、調査及び計画の作成に関する専門の事項（環境調査専門官の所掌に属するものを除く。）についての連絡調整及び指導に関する事務を行つ。

13 環境調査専門官は、調査及び計画の作成に関する専門の事項（環境調査専門官の所掌に属するものを除く。）についての連絡調整及び指導に関する事務を行つ。

14 権利保全対策官は、第一項の事業によつて造成された施設の保全に関する事務のうち当該施設の用に供する権利の保全に関する事項についての調査及び連絡調整に関する事務を行つ。

15 保全整備専門官は、命を受けて、第一項の事業によつて造成された施設の保全に関する事務のうち整備に関する技術上の専門の事項についての連絡調整及び指導に関する事務を行つ。

16 施設復旧対策専門官は、第一項の事業によつて造成された施設の保全に関する事務のうち当該施設の突発事故被害の復旧に関する技術上の

専門の事項についての連絡調整及び指導に関する事務を行う。

17 環境保全専門官は、命を受けて、第一項の事業によって造成された施設の保全その他の管理に関し、環境との調和に配慮するため必要な調査に関する専門の事項についての連絡調整及び指導に関する事務を行う。

18 用地調整官は、工事に伴う土地、工作物その他物件及び権利の買収及び補償に関する調査及び連絡調整に関する事務を行う。

19 北部九州土地改良調査管理事務所に、熊本支所、筑後川中流支所、駅館川支所及び上場支所を置く。

第二百八十二条の二 筑後川下流福岡農業水利事業建設所に、用地課及び工事課並びに技術専門官二人を置く。

2 用地課は筑後川下流福岡国営施設機能保全事業に係る工事に伴う土地、工作物その他の物件及び権利の買収及び補償に関する事務並びに工事課の所掌に属しない事務に関する事務を、工事課は筑後川下流福岡国営施設機能保全事業に係る工事の施行に関する事務をつかさどる。

3 技術専門官は、命を受けて、事業の実施に関する技術上の専門の事項についての連絡調整及び指導に関する事務を行う。

(南部九州土地改良調査管理事務所)

第二百八十三条 南部九州地域(宮崎県及び鹿児島県の区域をいう。)における国営の土地改良事業によって造成された施設並びに当該施設に係る土地、工作物その他の物件及び権利の管理に関する事務を分掌させるため、九州農政局に、南部九州土地改良調査管理事務所を置く。

2 南部九州土地改良調査管理事務所に、次長二人を置く。

3 次長は、所長を助け、南部九州土地改良調査管理事務所の事務を整理する。

4 南部九州土地改良調査管理事務所に、次の七課並びに企画情報管理官、施設再編専門官、施設監視専門官、水利調整専門官、農業水利総合対策官、洪水調節機能強化専門官、調査計画専門官、環境調査専門官、管理調整官、権利保全対策官、保全整備専門官、施設復旧対策専門官及び用地調整官それぞれ一人を置く。

- に、前項に掲げる国営の事業のうち二以上の事業の実施に関する事務を分掌させるため、土地改良建設事業所を置くことができる。

地方農政局長は、特に必要があると認めるときは、農林水産大臣の承認を受けて、事業所に次長を置くことができる。

4 次長は、所長を助け、事業所の事務を整理する。

5 地方農政局長は、特に必要があると認めるときは、農林水産大臣の承認を受けて、事業所に庶務課、用地課、調査課、工事課、施設機械課又は工区を置くことができるほか、建設所を置くことができる。

6 前項の場合にあつては、庶務課は人事、文書、会計、職員の福利厚生及び労務並びに他の所掌に属しない事務に關する事務を、用地課は工事に伴う土地、工作物その他の物件及び権利の買収及び補償に關する事務並びに土地改良財産の管理及び处分に關する事務を、調査課は工事の実施に關する調査及び試験に關する事務を、工事課は工事に關する事務（調査課を置く事業所にあつては調査課の所掌に属するものを、施設機械課を置く事業所にあつては施設機械課の所掌に属するものを除く。）を、施設機械課は農業用施設機械及び電気通信設備に關する事務を、工区は工区における工事の実施に關する事務を、工区を置く建設所にあつては建設所に属するものをお除く。）、建设所に属するものをお除く。

7 建設所は、事業所の所掌に係る事業のうち特定の事業に關する事務の一部をつかさどる。

8 地方農政局長は、特に必要があると認めるときは、農林水産大臣の承認を受けて、建設所に用地課、調査課、開発計画課又は工事課を置くことができる。

9 前項の場合にあつては、用地課は工事に伴う土地、工作物その他の物件及び権利の買収及び補償に關する事務並びに他の所掌に属しない事務に關する事務を、調査課は工事の実施に關する調査及び試験に關する事務を、開発計画課は第十八項の事務を、工事課は工事の実施に關する調査並びに工事の実施及び検査に關する事務（調査課を置く建設所にあつては、調査課の所掌に属するものを除く。）並びに農業用施設機械及び電気通信設備に關する事務をつかさどる。

10 地方農政局長は、特に必要があると認めるときは、農林水産大臣の承認を受けて、事業所

に、第五項の工事課に代えて工事第一課及び工事第二課を、同項の用地課に代えて用地第一課及び用地第二課を置くことができる。

前項の場合にあつては、工事第一課は工事の

工事の設計基準及び工種別実施設計の作成に関する事務並びに実施に関する調査及び調整に関する事務（調査課を置く事業所にあっては、調査課の所掌に属するものを除く。）を、工事第二課は請負工事の監督及び直営工事の実施に関する事務（調査課の所掌に属するものを除く。）を、工事第一課は農業用施設機械及び電気通信設備に関する事務（施設機械課を置く事業所にあっては、施設機械課の所掌に属するものを除く。）を、工事第一課及び工事第二課は工事に伴う土地、工作物その他の物件及び権利の補償に関する事務をつかさどる。

地方農政局長は、特に必要があると認めるときは、農林水産大臣の承認を受けて、建設所に、第八項の工事課に代えて、工事第一課及び工事第二課を置くことができる。

前項の場合にあっては、工事第一課は工事の実施に関する調査及び調整に関する事務並びに工事の設計基準及び工種別実施設計の作成に関する事務（調査課を置く建設所にあっては、調査課の所掌に属するものを除く。）を、工事第二課は請負工事の監督及び直営工事の実施に関する事務、工事の検査に関する事務、土質試験、コンクリート試験その他の工事用材料に関する試験にに関する事務（調査課を置く建設所にあっては、調査課の所掌に属するものを除く。）を、工事第一課及び工事第二課は農業用施設機械及び電気通信設備に関する事務をつかさどる。

地方農政局長は、特に必要があると認めるときは、農林水産大臣の承認を受けて、事業所の設計基準及び工種別実施設計の作成に関する事務（調査課を置くものを除く。）に、第十項の工事第一課及び工事第二課に代えて、調査設計課、工事第一課、工事第二課及び工事第三課を置くことができる。

工事用材料に関する試験に関する事務を、工事の実施及び検査その他の工事第二課及び工事第三課の所掌に属しない工事の実施及び検査に関する事務を、工事第二課は頭首工及び水路の工事の実施及び検査に関する事務並びに農業用施設機械及び電気通信設備に関する事務（施設機械課を置く事業所にあっては、施設機械課の所掌に属するものを除く。）を、工事第三課は地域用水機能の増進のための工事の実施に関する事務をつかさどる。

16 地方農政局長は、特に必要があると認めるときは、農林水産大臣の承認を受けて、事業所に、第十項の工事第一課及び工事第二課に代えて、企画設計課、工事第一課及び工事第二課を置くことができる。

17 前項の場合にあっては、企画設計課は事業の実施に関する企画及び立案並びに調整に関する事務並びに工事の設計基準の作成及び工事の検査に関する事務を、工事第一課は特定の事業の工事の実施に関する事務（調査課を置く事業所にあっては、調査課の所掌に属するものを除く。）を、工事第二課は工事第一課の所掌に属しない特定の事業の工事の実施に関する事務（調査課を置く事業所にあっては、調査課の所掌に属するものを除く。）並びに農業用施設機械及び電気通信設備に関する事務（施設機械課を置く事業所にあっては、施設機械課の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

18 地方農政局長は、特に必要があると認めるときは、第一項の規定にかかわらず、農林水産大臣の承認を受けて、事業所に、国営のかんがい排水事業、区画整理の事業又は農用地の造成の事業に係る地区についての農業生産の基盤及び農業環境の総合的な整備及び開発のための事業の実施に関する調査を分掌させることができるものである。

19 前項の場合にあっては、開発計画課は、第八項の事務をつかさどる。

20 地方農政局長は、特に必要があると認めるときは、農林水産大臣の承認を受けて、前項の事業所に、第五項、第十項、第十四項及び第十六項の規定により置くもののほか、開発計画課を置くことができる。

又は農用地の造成の事業に係る地区についての農業生産の基盤及び農環境の総合的な整備及び開発のための事業の実施に関する企画及び立案並びに調整に関する事務を分掌させることができる。

地方農政局長は、特に必要があると認めるときは、農林水産大臣の承認を受けて、前項の事業所に、第五項、第十項、第十四項及び第十六項の規定により置くもののはか、企画開発課を置くことができる。

前項の場合にあっては、企画開発課は、第二十一項の事務をつかさどる。

地方農政局長は、事業の効率的な運用上特に必要があると認めるときは、第一項の規定にかかるわらず、農林水産大臣の承認を受けて、事業所に、国営の他の事業に係る地区についての事業の実施に関する事務を分掌させることができるもの。

地方農政局長は、特に必要があると認めるときは、農林水産大臣の承認を受けて、事業所に用地調整官、管理調整官、企画官、事業推進調整官、技術専門官及び環境専門官を置くことができる。

用地調整官は、工事に伴う土地、工作物その他の物件及び権利の買収及び補償に関する調査及び連絡調整に関する事務を行う。

管理調整官は、土地改良財産の管理及び处分に関する事項についての調査及び連絡調整に関する事務を行う。

企画官は、事業の実施に関する専門の事項についての企画及び連絡調整に関する事務を行う。

事業推進調整官は、事業の推進に関する専門の事項についての調査及び連絡調整に関する事務を行う。

技術専門官は、事業の実施に関する技術上の専門の事項についての連絡調整及び指導に関する事務を行う。

環境専門官は、工事が環境に及ぼす影響に関する調査に関する事務を行う。

地方農政局長は、特に必要があると認めるときは、農林水産大臣の承認を受けて、建設所に用地調整官及び技術専門官を置くことができる。

34 建設所の技術専門官は、事業の実施に関する技術上の専門の事項についての連絡調整及び指導に関する事務を行う。

35 地方農政局長は、特に必要があると認めるときは、農林水産大臣の承認を受けて、所要の地に、事業所の支所を置くことができる。

(地方農政局の事務所及び事業所の所掌事務に関する特例)

第二百八十九条の二 地方農政局長は、特に必要があると認めるとときは、第二百五十一條から前条までの規定にかかわらず、農林水産大臣の承認を受けて、地方農政局の事務所又は事業所に、国営の農用地及び農業用施設並びに農地の保全に係る海岸保全施設及び地すべり防止施設に関する災害復旧事業に関する事務並びに土地改良施設の突發事故復旧事業に関する事務を分掌させることができる。

第二款 北海道農政事務所

第一目 内部部局

(次長、地方参事官及び地方調整官)

第二百八十七条 北海道農政事務所に、次長一人、地方参事官五人及び地方調整官二人を置く。

2 次長は、所長を助け、北海道農政事務所の事務を整理する。

3 地方参事官は、命を受けて、北海道農政事務所の所掌事務に関する重要な事項に関する事務を行なう。

4 地方調整官は、命を受けて、北海道農政事務所の所掌事務に関する重要な事項に関する事務を行なう。

(北海道農政事務所に置く部等)

第二百八十八条 北海道農政事務所に、次の二室及び三部並びに総務管理官一人を置く。

企画調整室 生産経営部 消費・安全部

統計部 会計課

2 北海道農政事務所に、前項に掲げる室及び部に置くものほか、次の二課を置く。

総務課

(企画調整室の所掌事務)

第二百八十九条 企画調整室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 北海道農政事務所の所掌事務に関する総合的な政策の企画及び立案に関すること。

二 北海道農政事務所の所掌事務に関する総合調整に関すること。

三 公文書類の審査に関すること。

四 広報に関すること。

五 農林水産省の所掌事務に係る災害対策に関する事務の総括に関すること。

六 農畜産物、飲食料品及び油脂についての物価対策に関する事務のうち北海道農政事務所の所掌に係るもの総括に関すること。

七 農畜産物の所掌事務に係る情報の収集、整理、分析及び提供に関すること(消費・安全部の所掌事務で他の所掌に属しないものに限る)。

八 農林水産省の所掌事務に関する相談に関すること。

九 前各号に掲げるもののほか、北海道農政事務所の所掌事務で他の所掌に属しないものに限る)に関する事務のこと。

第二百八十九条の二 企画調整室に、調整官二人を置く。

(調整官)

第二百八十九条の二 企画調整室に、調整官二人を置く。

2 調整官は、命を受けて、北海道農政事務所の所掌事務に関する総合的な政策に関し調整をする重要な事項についての企画及び連絡調整に関する事務を行う。

(生産経営産業部の所掌事務)

第二百九十条 生産経営産業部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 農畜産物(蚕糸を含む)、飲食料品及び油脂の生産、流通及び消費の増進、改善及び調整に関すること(消費・安全部の所掌に属するものを除く)。

二 地方競馬の監督に関すること。

三 主要食糧の生産、集荷、消費その他需給の調整に関すること。

四 主要食糧の輸入に係る納付金の徵収に関すること。

五 輸入飼料の買入れ、保管及び売渡しの実施に関すること。

六 農産物検査に関する事務のうち農林水産省の所掌に属するもの(除外)。

七 食文化の振興に関するものに限ること。

八 農畜産物の生産された地域における当該農畜産物の消費の増進、改善及び調整に関する事務のうち農林水産省の所掌事務に係る物資についての輸出の促進に関する事務。

九 農林水産物の食品安全性の確保に関する事務のうち生産過程に係るものに関する事務。

十 農林水産業とその他の事業とを一体的に行う事業活動の促進を通じた新たな事業の創出に関する事。

十一 農畜産業及び食品産業その他の農林水産省の所掌に係る事業における知的財産の活用に関する事。

十二 特定農林水産物等の名称の保護に関する事。

十三 農林水産省の所掌事務に係るバイオマスその他の資源の有効な利用の確保に関する事。

十四 食品産業その他の農林水産省の所掌に係る事業における資源の有効な利用の確保に関する事。

十五 食品産業その他の農林水産省の所掌に係る事業の発達、改善及び調整に関する事。

十六 農林水産省の所掌に係る事業における標準化に関する事務の総括に関する事。

十七 日本農林規格に関する事務の総括に関する事。

十八 農業経営の改善及び安定に関する事。

十九 食料安定供給特別会計の農業経営安定勘定の経理に関する事。

(消費・安全部の所掌事務)

第二百九十二条 消費・安全部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 農林水産省の所掌事務に係る一般消費者の利益の保護に関する事。

二 食品表示基準及び飲食料品以外の農林物資の品質に関する表示の基準に関する事。

三 指定農林物資に係る表示に関する事(登録認証機関等に関する事。

四 米穀及び米穀を原材料とする飲食料品の取引等に係る情報の記録及び产地情報の伝達に関する事。

五 稲穀の出荷又は販売の事業を行う者の遵守事項に関する事(当該遵守事項の策定に関する事。

六 農産物検査の適正かつ確実な実施を確保するための措置に関する事(勧告等に係るものに限る)。

七 特定第一種水産動植物等の取引等に係る情報の記録及び伝達に関する事(勧告等に係るものに限る)。

八 健全な食生活その他の食料の消費に関する知識の普及に関する事。

九 農林水産物の食品安全性の確保に関する事。

十 所掌に係る農薬の安全性の確保に関する事。

十一 愛玩動物用飼料の安全性の確保を図るために必要な報告の微収及び立入検査等の実施に関する事。

十二 輸出入植物の検疫に関する情報の収集及び提供に関する事。

十三 動物用の医薬品、医薬部外品、医療機器及び再生医療等製品の品質、有効性及び安全性の確保に関する事。

十四 統計部の所掌事務

第二百九十三条 統計部は、農林水産業及びこれに從事する者に関する統計その他農林水産省の所掌事務に係る統計の作成及び提供並びにその作成に必要な調査に関する事務をつかさどる。

(統計部の所掌事務)

第二百九十四条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 所長の官印及び所印の保管に関する事。

二 職員の人事並びに教養及び訓練に関する事。

三 公文書類の接受、発送、編集及び保存に関する事。

四 北海道農政事務所の保有する個人情報の保護に関する事。

五 北海道農政事務所の保有する情報の安全の確保に関する事。

六 北海道農政事務所の保有する個人情報の保護に関する事。

七 職員の福利厚生に関する事。

八 北海道農政事務所の所掌事務の運営の改善に関する事。

九 職員に貸与する宿舎に関する事。

十 経費及び収入の予算、決算及び会計に関する事。

十一 営繕の管理に関する事。

十二 庁内の管理に関する事。

六 食料安定供給特別会計の食糧管理勘定及び業務勘定の經理並びに東日本大震災復興特別会計の經理（農林水産省の所掌に係るものに限る。）に関すること。

七 食料安定供給特別会計の食糧管理勘定及び業務勘定に属する国有財産の管理及び処分並びに東日本大震災復興特別会計に属する国有財産の管理及び処分（農林水産省の所掌に係るものに限る。）に関すること。

八 食料安定供給特別会計の食糧管理勘定及び業務勘定に属する物品の管理並びに東日本大震災復興特別会計に属する物品の管理（農林水産省の所掌に係るものに限る。）に関すること。

（管理官）

第二百九十六条 総務課に、管理官一人を置く。

2 第二百九十七条 特別会計室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 食料安定供給特別会計の食糧管理勘定及び業務勘定の經理に關すること。

二 食料安定供給特別会計の食糧管理勘定及び業務勘定に属する国有財産の管理及び処分に關し調整を要する事項についての企画及び連絡調整に關する事務を行ふ。

（特別会計室）

第二百九十七条 特別会計室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 食料安定供給特別会計の食糧管理勘定及び業務勘定に属する物品の管理に關すること。

（生産經營產業部に置く課等）

二 生産經營產業部に、次の四課並びに食品企業調整官及び農產政策調整官それぞれ一人を置く。

第三章 業務管理課

一 生産支援課

（生産支援課の所掌事務）

第二百九十九条 生産文援課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 生産經營產業部の所掌に属する事務の調整に關すること。

二 農畜產物（蚕糸を含み、種苗（さとうきび）を除く）の所掌に属する事務の調整に關すること。

四 地方競馬の監督に関すること。
五 主要食糧の流通及び加工に関する事業の発達、改善及び調整に関すること。
六 米穀の需給計画の作成に関すること。
七 米穀の生産の調整に関すること。
八 農産物検査に関する事務（消費・安全部の所掌に属するものを除く。）
九 前各号に掲げるもののほか、生産經營産業部の所掌事務で他の所掌に属しないものに関する事と。
(業務管理課の所掌事務)

第三百三条 業務管理課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 主要食糧の輸入に係る納付金の徴収に関する事と。
- 二 主要食糧の集荷、買入れ、保管及び売渡しに関する事と。
- 三 輸入飼料の買入れ、保管及び売渡しの実施に関する事と。

(扱い手育成課の所掌事務)

第三百一条 扱い手育成課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 農業経営の改善及び安定に関する事と。
- 二 食料安定供給特別会計の農業経営安定勘定の経理に関する事と。

(事業支援課の所掌事務)

第三百二条 事業支援課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 飲食料品（米穀を主な原料とするものを除く。）及び油脂の生産、流通及び消費の増進、改善及び調整に関する事と（消費・安全部の所掌に属するものを除く。）。
- 二 食文化の振興に関する事務のうち農林水産省の所掌に係るものに関する事と。
- 三 農畜産物の生産された地域における当該農畜産物の消費の増進、改善及び調整に関する事務の総括に関する事と。
- 四 農林水産省の所掌事務に係る物資についての輸出の促進に関する事と。
- 五 農林水産業とその他の事業とを一体的に行う事業活動の促進を通じた新たな事業の創出に関する事と。

八 特定農林水産物等の名称の保護に関すること。

九 農林水産省の所掌事務に係るバイオマスその他の資源の有効な利用の確保に関すること。

十 食品産業その他の農林水産省の所掌に係る事業における資源の有効な利用の確保に関する事務の総括に関すること。

十一 食品産業その他の農林水産省の所掌に係る事業の発達、改善及び調整に関する事務の総括に関する事務の総括に関する事務を除く。)。

(生産支援課の所掌に属するものを除く。)。

十二 農林水産省の所掌に係る事業における標準化に関する事務の総括に関する事務を行う。

十三 日本農林規格に関する事務(消費・安全部の所掌に属するものを除く。)。

(食品企業調整官の職務)

第三百三条 食品企業調整官は、生産經營産業部の所掌事務に關し調整を要する事項についての企画、連絡調整及び指導に関する事務を行う。

(農産政策調整官の職務)

第三百三条の二 農産政策調整官は、生産經營産業部の所掌事務に關する専門の事項についての企画、連絡調整及び指導に関する事務を行ふ。

(上席農政業務管理官、農政調整官、競馬監督官及び検査技術指導官)

第三百四条 生産支援課に、上席農政業務管理官一人、農政調整官一人、競馬監督官二人及び検査技術指導官一人を置く。

上席農政業務管理官は、生産支援課の所掌事務に關し調整を要する事項のうち北海道農政事務所長が指定する専門の事項についての企画、連絡調整及び指導に関する事務を總括する。

農政調整官は、生産支援課の所掌事務に關し調整を要する事項のうち北海道農政事務所長が指定する専門の事項についての調査、連絡調整及び指導に関する事務を行う。

競馬監督官は、命を受けて、地方競馬の実施の監督に關する事務を行う。

検査技術指導官は、農產物検査に關する技術の指導及び検査方法の改善並びに調査及び連絡調整に關する事務を行ふ。

2 知的財産監視官は、北海道農政事務所の管轄区域内における特定農林水産物等の名称の保護に関する法律第二条第三項に規定する地理的表示及び同法第四条第一項に規定する登録標準に関する専門の事項についての調査、連絡調整及び指導、種苗に係る表示に関する事項についての調査、連絡調整及び指導並びに種苗の利用に関する専門の事項についての連絡調整に関する専門の事項についての調査、連絡調整及び指導を行ふ。

(消費・安全部に置く課等)

第三百五十五条 消費・安全部に、次の四課及び消費費・安全管理官一人を置く。

消費生活課

米穀流通・食品表示監視課

農産安全管理課

畜水産安全管理課

(消費生活課の所掌事務)

第三百六条 消費生活課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 消費・安全部の所掌に属する事務の調整につけること。

二 農林水産省の所掌事務に係る一般消費者の利益の保護すること。

三 健全な食生活その他の食料の消費に関する知識の普及に関する事務の総括に関すること。

四 前三号に掲げるもののほか、消費・安全部の所掌事務で他の所掌に属しないものに関するること。

(米穀流通・食品表示監視課の所掌事務)

第三百七条 米穀流通・食品表示監視課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 食品表示基準及び飲食料品以外の農林物資の品質に関する表示の基準に関すること。

二 指定農林物資に係る表示に関すること(登録認証機関等に関することを除く)。

三 米穀及び米穀を原材料とする飲食料品の取引等に係る情報の記録及び产地情報の伝達に関する事項。

四 米穀の出荷又は販売の事業を行う者の遵守事項に関すること(当該遵守事項の策定に關することを除く)。

五 農産物検査の適正かつ確実な実施を確保するための措置に関すること。

一 林業労働に関すること。	二 林業労働力の確保の促進に関する法律（平成八年法律第四十五号）第二条第二項に規定する事業主の林業経営の向上に関すること。
4 3 特用林産対策室は、林産物（木材を除く。）及び加工炭の生産、流通及び消費の増進、改善及び調整に関する事務をつかさどる。	4 3 林業労働・経営対策室に、室長を置く。
4 3 特用林産対策室に、室長を置く。	4 3 特用林産対策室は、林産物（木材を除く。）及び加工炭の生産、流通及び消費の増進、改善及び調整に関する事務をつかさどる。
4 3 経営対策官は、命を受けて、経営課の所掌事務に關し林野庁長官が指定する専門の事項についての企画、連絡調整及び指導に関する事務を行う。	4 3 経営対策官は、命を受けて、経営課の所掌事務に關し林野庁長官が指定する専門の事項についての企画、連絡調整及び指導に関する事務を行う。
5 3 林業労働安全衛生指導官は、林業労働に係る安全及び衛生に關する事項についての企画、連絡調整及び指導に関する事務を行う。	5 3 林業労働安全衛生指導官は、林業労働に係る安全及び衛生に關する事項についての企画、連絡調整及び指導に関する事務を行う。
6 5 特用林産物安全推進指導官は、命を受けて、林産物（木材を除く。）の食品安全性の確保に関する事項についての企画、連絡調整及び指導に関する事務を行う。	6 5 特用林産物安全推進指導官は、命を受けて、林産物（木材を除く。）の食品安全性の確保に関する事項についての企画、連絡調整及び指導に関する事務を行う。
7 3 林業病害虫検査官は、きのこ類の種菌の検査に関する事務を行う。	7 3 林業病害虫検査官は、きのこ類の種菌の検査に関する事務を行う。
8 3 特用林産物安全推進指導官は、命を受けて、林産物（木材を除く。）の食品安全性の確保に関する事項についての企画、連絡調整及び指導に関する事務を行う。	8 3 特用林産物安全推進指導官は、命を受けて、林産物（木材を除く。）の食品安全性の確保に関する事項についての企画、連絡調整及び指導に関する事務を行う。
9 3 種菌検査官は、木材の種菌の検査に関する事務を行う。	9 3 種菌検査官は、木材の種菌の検査に関する事務を行う。
10 3 （木材製品技術室並びに木材専門官及び上席木材専門官）	10 3 （木材製品技術室並びに木材専門官及び上席木材専門官）
11 3 第三百八十九条 木材産業課に、木材製品技術室並びに木材専門官四人及び上席木材専門官一人を置く。	11 3 第三百八十九条 木材産業課に、木材製品技術室並びに木材専門官四人及び上席木材専門官一人を置く。
12 3 木材製品技術室は、木材の生産に関する技術開発及び調査に關する事務をつかさどる。	12 3 木材製品技術室は、木材の生産に関する技術開発及び調査に關する事務をつかさどる。
13 3 木材専門官は、命を受けて、木材産業課の所掌事務に關し林野庁長官が指定する専門の事項についての企画、連絡調整及び指導に関する事務を行う。	13 3 木材専門官は、命を受けて、木材産業課の所掌事務に關し林野庁長官が指定する専門の事項についての企画、連絡調整及び指導に関する事務を行う。
14 3 上席木材専門官は、命を受けて、前項の事務を行い、及び同項の事務を総括する。	14 3 上席木材専門官は、命を受けて、前項の事務を行い、及び同項の事務を総括する。
15 3 木材貿易対策室並びに木材専門官及び建築物木材利用促進官	15 3 木材貿易対策室並びに木材専門官及び建築物木材利用促進官
16 3 第三百九十条 木材利用課に、木材貿易対策室並びに木材専門官四人及び建築物木材利用促進官	16 3 第三百九十条 木材利用課に、木材貿易対策室並びに木材専門官四人及び建築物木材利用促進官
17 3 木材貿易対策室に、室長を置く。	17 3 木材貿易対策室に、室長を置く。
18 3 木材専門官は、命を受けて、木材についての輸出入並びに関税及び国際協定に關する事務をつかさどる。	18 3 木材専門官は、命を受けて、木材についての輸出入並びに関税及び国際協定に關する事務をつかさどる。
19 3 木材貿易対策室に、室長を置く。	19 3 木材貿易対策室に、室長を置く。
20 3 木材専門官は、命を受けて、木材利用課の所掌事務に關し林野庁長官が指定する専門の事項についての企画、連絡調整及び指導に関する事務を行う。	20 3 木材専門官は、命を受けて、木材利用課の所掌事務に關し林野庁長官が指定する専門の事項についての企画、連絡調整及び指導に関する事務を行う。
21 3 第三百九十三条 木材貿易対策室並びに木材専門官は、命を受けて、木材についての輸出入並びに関税及び国際協定に關する事務をつかさどる。	21 3 第三百九十三条 木材貿易対策室並びに木材専門官は、命を受けて、木材についての輸出入並びに関税及び国際協定に關する事務をつかさどる。
22 3 国計画に關する事務のうち造林、林道事業及び治山事業の工事並びに工事のための調査、測量及び設計についての契約に必要な専門技術上の事項についての企画、連絡調整及び指導に関する事務を行う。	22 3 国計画に關する事務のうち造林、林道事業及び治山事業の工事並びに工事のための調査、測量及び設計についての契約に必要な専門技術上の事項についての企画、連絡調整及び指導に関する事務を行う。
23 3 事業効果分析専門官は、森林資源に關する全国計画に關する事務のうち造林、林道事業及び治山事業の工事並びに工事のための調査、測量及び設計についての契約に必要な専門技術上の事項についての企画、連絡調整及び指導に関する事務を行う。	23 3 事業効果分析専門官は、森林資源に關する全国計画に關する事務のうち造林、林道事業及び治山事業の工事並びに工事のための調査、測量及び設計についての契約に必要な専門技術上の事項についての企画、連絡調整及び指導に関する事務を行う。
24 3 森林整備部 第二目 森林整備部	24 3 森林整備部 第二目 森林整備部
25 3 第三百九十一條 計画課に、施工企画調整室及び海外林業協力室並びに森林計画官三人、首席森林計画官一人、森林調査技術専門官一人、入札契約技術企画官一人、事業効果分析専門官一人、国土強靭化推進官一人、森林情報利用推進官一人、森林情報高度化推進官一人、保険管理官一人、国際森林減少対策調整官一人及び海外植林指導官一人を置く。	25 3 第三百九十一條 計画課に、施工企画調整室及び海外林業協力室並びに森林計画官三人、首席森林計画官一人、森林調査技術専門官一人、入札契約技術企画官一人、事業効果分析専門官一人、国土強靭化推進官一人、森林情報利用推進官一人、森林情報高度化推進官一人、保険管理官一人、国際森林減少対策調整官一人及び海外植林指導官一人を置く。
26 3 第三百九十二条 施工企画調整室は、森林資源に關する専門の事項についての企画、連絡調整及び指導に関する事務を行なう。	26 3 施工企画調整室は、森林資源に關する専門の事項についての企画、連絡調整及び指導に関する事務を行なう。
27 3 海外林業協力室は、林野庁の所掌事務に係る国際協力に關する事務の総括に關する事務を行なう。	27 3 海外林業協力室は、林野庁の所掌事務に係る国際協力に關する事務の総括に關する事務を行なう。
28 3 首席森林計画官は、命を受けて、森林資源に關する事務を行なう。	28 3 首席森林計画官は、命を受けて、森林資源に關する事務を行なう。
29 3 海外植林指導官は、海外植林に關する専門技術上の事項についての企画、連絡調整及び指導に関する事務を行なう。	29 3 海外植林指導官は、海外植林に關する専門技術上の事項についての企画、連絡調整及び指導に関する事務を行なう。
30 3 森林計画官は、命を受けて、森林資源に關する事務を行なう。	30 3 森林計画官は、命を受けて、森林資源に關する事務を行なう。
31 3 森林調査技術専門官は、森林調査に關する事務を行なう。	31 3 森林調査技術専門官は、森林調査に關する事務を行なう。
32 3 入札契約技術企画官は、森林資源に關する全般計画に關する事務のうち造林、林道事業及び治山事業の工事並びに工事のための調査、測量及び設計についての契約に必要な専門技術上の事項についての企画、連絡調整及び指導に関する事務を行なう。	32 3 入札契約技術企画官は、森林資源に關する全般計画に關する事務のうち造林、林道事業及び治山事業の工事並びに工事のための調査、測量及び設計についての契約に必要な専門技術上の事項についての企画、連絡調整及び指導に関する事務を行なう。
33 3 森林整備室及び山村振興・緑化推進室並びに施業集約化推進官、森林經營技術者育成専門官、花粉發生源対策調整官、森林吸収源情報管理官、花粉發生源対策推進官、森林炭素取引活性化企画官、環境保全専門官、森林生物多様性専門官、森林環境教育推進官及び森林ボランティア企画官	33 3 森林整備室及び山村振興・緑化推進室並びに施業集約化推進官、森林經營技術者育成専門官、花粉發生源対策調整官、森林吸収源情報管理官、花粉發生源対策推進官、森林炭素取引活性化企画官、環境保全専門官、森林生物多様性専門官、森林環境教育推進官及び森林ボランティア企画官
34 3 森林整備室及び山村振興・緑化推進室は、森林經營管理法（平成三十年法律第三十五号）の施行に關する事務を行なう。	34 3 森林整備室及び山村振興・緑化推進室は、森林經營管理法（平成三十年法律第三十五号）の施行に關する事務を行なう。
35 3 森林整備室に、室長を置く。	35 3 森林整備室に、室長を置く。
36 3 山村振興・緑化推進室は、次に掲げる事務を行なう。	36 3 山村振興・緑化推進室は、次に掲げる事務を行なう。
37 3 造林間伐対策室並びに森林資源循環施業推進官、造林間伐指導官、低コスト森林施業指導官、森林土木専門官、路網ネットワーク整備指	37 3 造林間伐対策室並びに森林資源循環施業推進官、造林間伐指導官、低コスト森林施業指導官、森林土木専門官、路網ネットワーク整備指

導官、路網整備専門官、森林災害復旧指導官、林道災害復旧指導官及び災害査定官) 第三百九十二条 整備課に、造林間伐対策室並びに森林資源循環施業推進官一人、造林間伐指導官二人、低コスト森林施業指導官一人、森林土木専門官三人、路網ネットワーク整備指導官一人、路網整備専門官一人、森林災害復旧指導官一人、林道災害復旧指導官一人及び災害査定官二人を置く。

2 造林間伐対策室は、次に掲げる事務をつかさどる。
 一 森林整備全事業計画に関すること(造林及び間伐に関する事務を除く)。
 二 民有林野の間伐に関する事務。

3 前号に掲げるもののほか、民有林野の造林その他の森林の整備に関する事項(林道の開設及び改良に関する事務を除く)。

4 造林間伐対策室に、室長を置く。

5 造林間伐指導官は、命を受けて、民有林野の造林並びに間伐及び間伐の実施に伴う産物の有効利用に関する専門の事項についての企画、連絡調整及び指導に関する事務を行う。

6 森林資源循環施業推進官は、民有林野に係る森林施業の循環的な実施の促進に関する重要な事項についての企画、連絡調整及び指導に関する事務を行なう。

7 森林土木専門官は、命を受けて、整備課の所掌事務に係る森林土木工事に関する専門技術上の事項についての企画、連絡調整及び指導に関する事務を行う。

8 路網ネットワーク整備指導官は、民有林野の造林及び作業路網の整備に関する技術の普及並びに林道の耐久力の強化に関する事項についての企画、連絡調整及び指導に関する事務を行う。

9 路網整備専門官は、民有林野の林道及び作業路網の一体的な整備に関する専門の事項についての企画、連絡調整及び指導に関する事務を行う。

10 森林災害復旧指導官は、災害を受けた民有林野の復旧に関する専門の事項についての企画、連絡調整及び指導に関する事務を行う。

11 林道災害復旧指導官は、災害を受けた民有林野の林道の復旧に関する専門の事項についての企画、連絡調整及び指導に関する事務を行う。

12 地における情報収集及び技術指導並びに山地災害の防止に関する事務を行う。

第三百九十三条 治山課に、山地灾害対策室及び保安林・盛土対策室並びに業務推進専門官一人、森林土木専門官一人、治山対策官一人、災害復興指導官一人、海岸林復旧指導官一人、長寿寿命化推進官一人、山地防災緊急対策官一人、林地利用指導官一人、保安林調整官一人、訟務官一人及び災害査定官一人を置く。

2 山地灾害対策室は、山地灾害の防止及び復旧に関する事務をつかさどる。

3 山地灾害対策室に、室長を置く。

4 保安林・盛土対策室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 保安林及び保安施設地区に関する事務。

二 前号に掲げるもののほか、森林において行なう盛土その他の土地の形質の変更及び土石の堆積の規制に関する事務。

5 保安林・盛土対策室に、室長を置く。

6 業務推進専門官は、命を受けて、治山課の所掌事務に関する専門の事項についての企画、連絡調整及び指導に関する事務を行う。

7 森林土木専門官は、治山課の所掌事務に係る森林土木工事に関する専門技術上の事項についての企画、連絡調整及び指導に関する事務を行う。

8 治山対策官は、治山課の所掌事務に係る地殻変動による大規模な山地灾害の防止及び復旧に関する専門の事項についての企画、連絡調整及び指導に関する事務を行う。

9 災害復興指導官は、山地灾害からの復興についての企画、連絡調整及び指導に関する事務を行う。

10 海岸林復旧指導官は、災害を受けた海岸防災林の復旧に関する専門の事項についての企画、連絡調整及び指導に関する事務を行う。

11 長寿寿命化推進官は、民有林野の林地荒廃防止施設の耐久力の強化に関する事務についての企画、連絡調整及び指導に関する事務を行う。

12 地における情報収集及び技術指導並びに山地災害の防止に関する事務を行う。

第三百九十四条 研究指導課に、技術開発推進室及び森林保護対策室並びに研究企画官一人、首席研究企画官一人、国際研究連絡調整官一人、技術革新企画官一人、先進技術現場実装推進官及び林木育種専門官)

13 森林・林業技術者育成対策官は、森林及び林業に関する技術者の育成に関する専門技術上の事項についての企画、連絡調整及び指導に関する事務を行う。

14 森林保全専門官は、森林の保全における有害動物の駆除及び予防に関する専門の事項についての企画、連絡調整及び指導に関する事務を行う。

15 防除技術専門官は、民有林野における有害植物の駆除及び予防に関する専門技術上の事項についての企画、連絡調整及び指導に関する事務を行う。

16 森林鳥獣害対策指導官は、民有林野における鳥獣害防止対策に関する専門の事項についての企画、連絡調整及び指導に関する事務を行う。

17 林木育種専門官は、林木の育種事業に関する専門の事項についての企画、連絡調整及び指導に関する事務を行う。

第三百九十五条 (福利厚生室並びに企画官、管理官、災害補償専門官、厚生専門官及び營繕専門官)

18 福利厚生室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 林野庁の職員の衛生、医療その他の福利厚生及び災害補償に関する事務。

二 国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第百二十八号)第三条第二項第三号の規定により農林水産省に設けられた共済組合に関する事務。

19 技術革新企画官は、森林及び林業に関する試験及び研究についての企画に関する事務を行う。

20 國際研究連絡調整官は、海外の地域における森林及び林業に関する試験及び研究についての企画、連絡調整及び指導に関する事務を行う。

21 三 林野庁の職員(国立研究開発法人森林研究・整備機構の職員を含む。)に貸与する宿舎に関する事務。

四 林野庁所属の建築物の營繕に関する事務。

4 3	福利厚生室に、室長を置く。
5	企画官は、命を受けて、管理課の所掌事務に関し調整を要する事項のうち林野庁長官が指定する専門の事項についての企画及び連絡調整に関する事務を行う。
6	災害補償専門官は、国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第二百九十一号）の規定による補償に関する専門の事項についての調査、連絡調整及び指導に関する事務を行う。
7	厚生専門官は、国家公務員共済組合法の規定による長期給付に関する専門の事項についての調査、連絡調整及び指導に関する事務を行う。
8	當繪専門官は、林野庁所属の建築物の當繪工事に関する専門技術上の事項についての調査及び指導並びに當繪工事の設計及び施工の監督に関する事務を行う。
9	国有林野総合利用推進室及び国有林野生態系保全室並びに企画官、流域管理指導官、森林施業調整官、地域森林計画調整官、經營計畫官、森林情報指導官及び森林環境評価調整官
10	第三百九十六条 経営企画課に、国有林野生態系保全室並びに企画官、流域管理指導官一人、森林施業調整官一人、森林環境評価調整官一人、地域森林計画調整官一人、經營計畫官一人、森林情報指導官一人及び森林環境評価調整官一人を置く。
11	国有林野総合利用推進室は、国有林野に係る資源の総合的な利用に関する事務をつかさどる。
12	国有林野管理室並びに企画官、業務推進専門官、技術開発調査官、造林企画官、森林土木専門官、災害対策分析官、森林除染対策官、樹木採取権登録官、国有林野利用調整官、鑑定調整官及び測定専門官
13	第三百九十七条 業務課に、国有林野管理室並びに企画官十人、業務推進専門官一人、技術開発調査官一人、造林企画官一人、森林土木専門官二人、災害対策分析官一人、森林除染対策官一人、樹木採取権登録官一人、国有林野利用調整官一人、鑑定調整官一人及び測定専門官一人を置く。
14	第三百九十八条 第二款 削除 森林技術総合研修所に置く課等）
15	第三百九十九条 森林技術総合研修所は、東京都に置く。（所長）
16	第四百条 森林技術総合研修所に、所長を置く。（森林技術総合研修所の位置）
17	第四百一条 森林技術総合研修所に、次の三課及び林業機械化センター並びに教務指導官七人及び首席教務指導官一人を置く。（森林技術総合研修所に置く課等）
18	第四百二条 総務課、技術研修課、経営研修課（総務課の所掌事務）
19	第四百三条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。
20	一 所長の官印及び所印の保管に関する事務。
21	二 職員の人事に関する事務。
22	三 公文書類の接受、発送、編集及び保存に関する事務。
23	四 経費及び収入の予算、決算及び会計に関する事務。
24	五 行政財産及び物品の管理に関する事務。
25	六 庁内の管理に関する事務。
26	第七前各号に掲げるもののほか、森林技術総合研修所の所掌事務で他の所掌に属しないものに関する事務。
27	第四百四十三条 総務企画部は、森林及林業に関する専門技術並びに林業の経営に関する研修に関する事務。
28	（技術研修課の所掌事務）
29	二 広報に関する事務。
30	一 局長の官印及び局印の保管に関する事務。
31	事務（経営研修課及び林業機械化センターの所掌に属するものを除く。）をつかさどる。（研修企画官）
32	二 研修企画官は、命を受けて、技術研修課の所掌事務に関する研修の企画に関する事務を行う。
33	（第四百四十四条 技術研修課に、研修企画官四人を置く。）
34	二 研修企画官は、命を受けて、技術研修課の所掌事務に関する研修の企画に関する事務を行う。
35	（第四百四十五条 経営研修課は、森林及び林業に関する技術並びに林業の経営に関する研修の企画に関する事務のうち国有林野事業に係るもの（林業機械化センターの所掌に属するものを除く。）をつかさどる。）
36	（第四百四十六条 研修企画官は、命を受けて、技術研修課の所掌事務に関する研修の企画に関する事務を行う。
37	（第四百四十七条 林業機械化センターは、林業の機械化に関する研修の企画に関する事務を行う。
38	（第四百四十八条 林業機械化センターに、機械化指導官六人を置く。）
39	（第四百四十九条 教務指導官は、命を受けて、森林及び林業に関する技術並びに林業の経営に関する研修を行う。
40	（第四百五十条 首席教務指導官は、命を受けて、前項の事務を行い、及び同項の事務を総括する。）
41	（第四百五十二条 地方支分部局）
42	第一款 内部部局
43	（第四百五十三条 総務企画部は、森林及林業に関する専門技術並びに林業の経営に関する研修に関する事務）
44	（技術研修課の所掌事務）
45	二 広報に関する事務。
46	一 局長の官印及び局印の保管に関する事務。

は、同項第七号中「森林の経営の指導」とあるのは、「森林の経営についての技術相談」とする。	第五百七条 森林管理署に、次長一人を置く。
2 次長は、森林管理署長を助け、森林管理署の事務を整理する。	第五百八条から第五百二十三条まで 削除
(森林管理署の支署の名称、位置及び管轄区域)	第五百二十四条 森林管理署の支署の名称、位置及び管轄区域は、別表第五のとおりとする。
2 林産物の運搬設備の管理その他二以上の森林管理署の支署の管轄区域にわたる事項又は森林管理署と森林管理署の支署の管轄区域にわたる事項に関する必要があるときは、森林管理局長がその管轄森林管理署又は森林管理署の支署を指定することができる。	第五百二十五条から第五百三十条まで 削除
(船舶管理室並びに業務改革推進専門官、情報管理専門官、管理官、危機管理・災害対応専門官、船舶管理官及び船員管理官)	第三節 水産庁 第一款 内部部局 第一日 漁政部

8 船舶管理官は、水産庁の船舶に関する専門の事項についての企画及び連絡調整に関する事務を行う。	第五百三十二条 企画課に、水産業体質強化推進室並びに企画官二人及び新規就業専門官一人を置く。
9 船員管理官は、水産庁の船舶に係る船員に関する専門の事項についての企画及び連絡調整に関する事務を行う。	第五百三十三条 水産業体質強化推進室は、水産業の体質の強化に関する総合的な企画及び立案並びに調整に関する事務をつかさどる。
2 水産物貿易対策室に、室長を置く。	4 企画官は、命を受けて、企画課の所掌事務に閑し調整をする事項についての企画及び連絡調整に関する事務を行ふ。
2 水産加工専門官は、水産加工業に関する専門の事項についての企画及び連絡調整に関する事務を行う。	5 新規就業専門官は、漁業への新規就業に関する専門の事項についての企画及び連絡調整に関する事務を行ふ。
2 水産流通適正化推進室に、室長を置く。	6 水産物貿易交渉官は、水産物の貿易に関する事項についての企画及び連絡調整に関する事務を行ふ。

8 渔獲証明専門官は、漁獲証明(漁業に関する専門の事項についての企画及び連絡調整に関する事務)を行う。	7 水産流通適正化推進室の所掌に属するものを除く。)を行う。
7 水産流通指導官は、水産物の流通及び消費の改善に関する専門の事項についての企画及び指揮に関する事務を行う。	8 渔獲証明専門官は、漁獲証明(漁業に関する専門の事項についての企画及び連絡調整に関する事務)を行う。
6 水産加工専門官は、水産加工業に関する専門の事項についての企画及び連絡調整に関する事務を行う。	9 水産物貿易対策室に、室長を置く。
5 水産物貿易対策室並びに企画官二人及び新規就業専門官一人を置く。	10 水産物の輸入に關し証明を求める制度を有する国又は地域への水産物の輸出に係る証明に関する専門の事項についての連絡調整及び指導に関する事務(水産流通適正化推進室の所掌に属するものを除く。)を行う。
4 水産流通適正化推進室及び水産物貿易対策室並びに水産加工専門官、水産流通指導官、漁獲証明専門官、水産物貿易交渉官及び輸出証明指導官は、水産物の輸入に關し証明を求める制度を有する国又は地域への水産物の輸出に係る証明に関する専門の事項についての連絡調整及び指導に関する事務(水産流通適正化推進室の所掌に属するものを除く。)を行う。	11 漁業共済指導官は、漁業保険管理官のつかかる職務のうち漁船損害等補償に関する専門技術上の事項についての指導及び調査に関するもの助ける。

4 漁業共済指導官は、漁業保険管理官のつかかる職務のうち漁船損害等補償に関する専門技術上の事項についての指導及び調査に関するもの助ける。	12 操業指導調整官は、命を受けて、放射性物質による水産動植物への影響を踏まえた観点からの漁業の操業についての指導及び連絡調整に関する事務を行う。
3 漁船保険指導官は、漁業保険管理官のつかさどる職務のうち漁船損害等補償に関する専門技術上の事項についての指導及び調査に関するもの助ける。	13 釣人専門官は、釣りその他の方法により遊漁をする者に関する専門の事項についての企画及び連絡調整に関する事務を行う。
2 水産流通適正化推進室は、次に掲げる事務をつかさどる。	14 特定水産動植物対策官は、漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第百三十二条第一項
一 特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律(令和二年法律第七十九号)の施行に関する事項についての企画及び連絡調整室は、次に掲げる事務をつかさどる。	(資源管理推進室及び沿岸・遊漁室並びに資源管理指導官、漁業調整官、首席漁業調整官、漁業復興推進官、操業指導調整官、国際漁業管理官、漁場管理対策官、釣人専門官及び特定水産動植物対策官)
7 危機管理・災害対応専門官は、水産庁の所掌に係る事業に関する災害その他の事故への対処に関する専門の事項についての企画及び連絡調整に関する事務を行う。	一 沿岸及び内水面における漁業の指導及び監督(取締りを除く。次条第二項第二号及び第四項第二号において同じ。)に関すること。

に規定する特定水産動植物の密漁の防止に関する専門の事項についての企画、連絡調整及び指導に関する事務を行う（漁獲監理官の所掌に属するものを除く）。

（捕鯨室、かつお・まぐろ漁業室及び海外漁業協力室並びに漁業交渉官、国際専門官、国際訟務官、捕鯨調整官、かつお・まぐろ漁業企画官等及び海外まぐろ・かじき情報調整官）

第五百三十八条 国際課に、捕鯨室、かつお・まぐろ漁業室及び海外漁業協力室並びに漁業交渉官一人、国際専門官五人、国際訟務官一人、捕鯨調整官一人、かつお・まぐろ漁業企画官一人及び海外まぐろ・かじき情報調整官一人を置く。

連絡調整に関する事務を行う（漁獲監理官の所掌に属するものを除く。）
　海外まぐろ・かじき情報調整官は、輸入されるまぐろ及びかじきに関する情報の収集及び分析並びに連絡調整に関する事務を行う。
（外国漁船対策室並びに漁業監督指導官、上席漁業監督指導官、情報分析管理官、外国漁船取締官及び安全操業調整官）
第五百三十九条 漁業取締課に、**外国漁船対策室**並びに**漁業監督指導官三十三人**、**上席漁業監督指導官三人**、**情報分析管理官一人**、**外国漁船取締官二人**及び**安全操業調整官一人**を置く。
　外国漁船対策室は、**外国漁船の取締りに関する総合的な企画及び立案並びに連絡調整に関する事務をつかさどる。**

方	取	省	取	6
一	水産に関する技術に係る試験及び研究に關すること。	二	水産に関する技術の改良及び発達に關すること。	こと。
4	3	海洋技術室に、室長を置く。	研究管理官は、命を受けて、研究指導課の所掌事務に關し水産府長官が指定する専門の事項についての企画、連絡調整及び指導に関する事務を行う。	5
6	水産研究専門官は、研究指導課の所掌事務のうち放射性物質による水産動植物への影響に關する試験及び研究に關する専門の事項についての企画及び連絡調整に関する事務を行う。	告旨の推進に關する事務の構成	漁業構造改革推進官は、漁船に係る漁業の構成	告旨の推進に關する事務の構成

捕鯨室は、次に掲げる事務をつかがむこと。
一　捕鯨業及び海獸獵業に関する国際協定に関すること。
二　捕鯨業及び海獸獵業の指導及び監督に関するもの（漁獲監理官の所掌に属するものを除く。）
捕鯨室に、室長を置く。

4 3 外国漁船対策室に、室長を置く。
漁業監督指導官は、命を受けて、漁業の取締りに関する専門技術上の事項についての指導に関する事務を行う。

5 上席漁業監督指導官は、命を受けて、前項の事務を行い、及び同項の事務の一部を総括する。

6 情報分析管理官は、漁業の取締りに関する情

8 漁船検査官は、命を受けて、漁船の検査に問題及び連絡調整に関する事務を行ふ。

7 漁船国際専門官は、漁船に関する技術に係る国際関係事務に関する専門の事項についての公画及び連絡調整に関する事務を行う。

6 生態保全室並びに資源技術専門官及び資源

う。この企画、連絡調整及び指導に関する事務を負う。

7 陸上養殖専門官は、陸上における養殖業に關する専門の事項についての企画、連絡調整及び指導に関する事務を行う。

第四目 漁港漁場整備部
(計画官及び漁港防災・衛生管理専門官)

第五百四十三条 計画課に、計画官四人及び漁港
防災・衛生管理専門官一人を置く。

かさどる。

一 かつお・まぐろ漁業に関する国際協定に關すること。
二 かつお・まぐろ漁業の指導及び監督に關すること（漁獲監理官の所掌に屬するものを除く。）
かつお・まぐろ漁業室に、室長を置く。
海外漁業協力室は、水産庁の所掌事務に係る
国際協力に関する事務の総括に関する事務をつ

7 報の収集及び分析並びに連絡調整に関する事務を行う。

8 外国漁船取締企画官は、命を受けて、外国漁船の取締りに関する専門の事項についての企画及び連絡調整に関する事務を行う。

9 安全操業調整官は、命を受けて、我が国漁業者の安全な操業のために必要な事項についての連絡調整（漁業取締りの業務に使用する船舶により行うものに限る。）に関する事務を行う。（魚獲監理専門官）

第五百四十一條 漁場資源課に、生態系保全室並びに資源技術専門官及び資源評価高度化専門官を置く。
それぞれ一人を置く。

防災・衛生管理専門官	計画官	漁港防災・衛生管理専門官	漁港の区域及び漁村の防災に関する漁港漁場整備事業の計画及び実施並びに漁獲物の処理、保存及び加工を衛生的に行うことができる施設の整備に関する専門的事項についての企画、連絡調整及び指導に関する事務を行う。
1	2	3	4

9 8 7 海外漁業協力室に、室長を置く。
漁業交渉官は、命を受けて、漁業に関する外
国との交渉に関する事項についての企画及び連
絡調整に関する事務を行う。
国祭専門官は、命を受けて、国祭課の所掌事

第五百三十九条の二 資源管理部に、漁獲監理専門官十四人を置く。
2 漁獲監理専門官は、命を受け、漁獲監理官のつかさどる職務のうち特定水産資源の漁獲の旨事務に専念する。

5 細調整及び指導に関する事務を行う。
資源評価高度化専門官は、水産資源の評価の高度化に関する専門の事項についての企画、連絡調整及び指導に関する事務を行う。
(内水面魚業辰辰並びに改善義務専門官、成

(漁港漁場専門官、上席漁港漁場専門官、漁場防災・減災技術専門官及び海外水産土木専門官)

10 事務に係る専門の事項についての企画及び連絡調整に関する事務を行つ。国際証務官は、漁業に関する国際協定に係る訴訟に関する事務を行つ。

指導及び監督に関するものに助ける

培養殖復旧専門官、養殖國際専門官及び陸上善
殖専門官)

減災技術専門官一人及び海外水産土木専門官人を置く。

捕鯨調整官は、商業捕鯨に関する専門の事項についての企画、連絡調整及び指導に関する事務を行う（漁獲監理官の所掌に属するものを除く。）。

第五百四十条 研究指導課に、海洋技術室並びに研究管理官四人、水産研究専門官一人、漁業構造改革推進官一人、漁船国際専門官一人及び船検査官二人を置く。
2 海洋技術室は、次に掲げる事務をつかさどる。

官養殖國際専門官及び陸上養殖専門官それれ一人を置く。
内水面漁業振興室は、次に掲げる事務をつかさどる。
一 内水面漁業の振興に関する総合的な政策の企画及び立案に関する事。

工事に関する検査に関する事務並びに整備課の所掌事務に関する水産庁長官が指定する専門の事項についての企画、連絡調整及び指導に関する事務を行う。

上席漁港漁場専門官は、命を受けて、前項の事務を行い、及び同項の事務を総括する。

4 漁港漁場防災・減災技術専門官は、漁港及び漁場の整備に関する防災及び減災に関する専門技術上の事項についての企画及び連絡調整に関する事務を行う。	5 海外水産土木専門官は、漁港及び漁場の整備に関する国際協力に関する専門技術上の事項についての企画及び連絡調整に関する事務を行う。
（水産施設灾害対策室並びに防災計画官、防災技術専門官、灾害査定官、総括灾害査定官及び施設管理指導官）	（水産施設灾害対策室並びに防災計画官、防災人、灾害査定官五人、総括灾害査定官一人及び施設管理指導官一人を置く。）
第五百四十五条 防災漁村課に、水産施設灾害対策室並びに防災計画官一人、防災技術専門官一人、灾害査定官五人、総括灾害査定官一人及び施設管理指導官一人を置く。	第五百四十五条 防災漁村課に、水産業に係る施設に関する灾害復旧事業に関する事務をつかさどる。
2 水産施設灾害対策室は、水産業に係る施設に関する灾害復旧事業に関する事務をつかさどる。	2 水産施設灾害対策室は、水産業に係る施設に関する灾害復旧事業に関する事務をつかさどる。
3 水産施設灾害対策室に、室長を置く。	3 水産施設灾害対策室に、室長を置く。
4 防災計画官は、漁港の区域及び漁港の区域に係る海岸における防災についての企画及び連絡調整に関する事務を行なう。	4 防災計画官は、漁港の区域及び漁港の区域に係る海岸における防災についての企画及び連絡調整に関する事務を行なう。
5 防災技術専門官は、漁港の区域及び漁港の区域に係る海岸における防災に関する専門技術上の事務を行なう。	5 防災技術専門官は、漁港の区域及び漁港の区域に係る海岸における防災に関する専門技術上の事務を行なう。
6 災害査定官は、命を受けて、漁港及び漁港の区域に係る海岸保全施設並びに漁業用施設及び水産業協同組合その他常利を目的としない法人の所有に係る共同利用施設に関する災害復旧事業に係る事業費の査定に関する事務を行なう。	6 災害査定官は、命を受けて、漁港及び漁港の区域に係る海岸保全施設並びに漁業用施設及び水産業協同組合その他常利を目的としない法人の所有に係る共同利用施設に関する災害復旧事業に係る事業費の査定に関する事務を行なう。
7 総括災害査定官は、命を受けて、前項の事務を行い、及び同項の事務を総括する。	7 総括災害査定官は、命を受けて、前項の事務を行い、及び同項の事務を総括する。
8 施設管理指導官は、沿岸漁業の構造改善に関する事業に係る施設の管理、運営及び処分についての指導に関する事務を行なう。	8 施設管理指導官は、沿岸漁業の構造改善に関する事業に係る施設の管理、運営及び処分についての指導に関する事務を行なう。

（水産庁の漁業取締船及び調査船）	第五百四十六条 水産庁の漁業取締船及び調査船の名称は、別に告示するところによる。
第二款 地方支部分局	第五百四十七条 漁業調整事務所の管轄区域は、次とのおりとする。
（漁業調整事務所の管轄区域）	第五百四十七条 漁業調整事務所の管轄区域は、次とのおりとする。
第五百四十八条 漁業調整事務所は、水産庁の所掌事務のうち、次に掲げる事務を分掌する。	第五百四十八条 漁業調整事務所は、水産庁の所掌事務のうち、次に掲げる事務を分掌する。
一 漁業の取締りその他漁業調整に関する事務	一 漁業の取締りその他漁業調整に関する事務
二 大臣許可漁業（基地式捕鯨業、母船式捕鯨業及びかつお・まぐろ漁業を除く。）の許可	二 大臣許可漁業（基地式捕鯨業、母船式捕鯨業及びかつお・まぐろ漁業を除く。）の許可
三 外国人漁業の規制に関する法律（昭和四十年法律第六十号）の規定に基づく外国漁船の寄港の許可に関すること。	三 外国人漁業の規制に関する法律（昭和四十年法律第六十号）の規定に基づく外国漁船の寄港の許可に関すること。
四 海洋生物資源の保存及び管理に関すること。	四 海洋生物資源の保存及び管理に関すること。
五 海洋生物資源の保存及び管理に関すること。	五 海洋生物資源の保存及び管理に関すること。
六 内水面漁業の振興に関すること。	六 内水面漁業の振興に関すること。

（漁業調整事務所の管轄区域）	第五百四十九条 北海道漁業調整事務所、新潟漁業調整事務所及び境港漁業調整事務所にそれぞれ次長一人を、九州漁業調整事務所に次長二人を置く。
（漁業調整事務所の所掌事務）	（漁業調整事務所の所掌事務）
第五百五十一条 資源課は、次に掲げる事務をつかさどる。	第五百五十一条 資源課は、次に掲げる事務をつかさどる。
（資源課の所掌事務）	（資源課の所掌事務）
第五百五十二条 漁業監督課は、次に掲げる事務をつかさどる。	第五百五十二条 漁業監督課は、次に掲げる事務をつかさどる。

（漁業監督課の所掌事務）	第五百五十三条 上席漁業監督指導官は、命を受け、前条の事務を行い、及び同条の事務をつかさどる。
（漁業監督課の所掌事務）	第五百五十四条 資源管理推進官は、水産資源の管理についての企画及び連絡調整に関する事務をつかさどる。
第五百五十五条 仙台漁業調整事務所に、次の二課並びに漁業監督指導官十六人、上席漁業監督官一人、安全操業調整官一人及び資源管理推進官一人を置く。	第五百五十五条 仙台漁業調整事務所に、次の二課並びに漁業監督指導官七人及び資源管理推進官一人を置く。
（資源課）	（資源課）
（漁業監督課）	（漁業監督課）
第五百五十六条 仙台漁業調整事務所に、次の二課並びに漁業監督指導官七人及び資源管理推進官一人を置く。	第五百五十六条 仙台漁業調整事務所に、次の二課並びに漁業監督指導官七人及び資源管理推進官一人を置く。
（資源課）	（資源課）
（漁業監督課）	（漁業監督課）
第五百五十七条 漁業監督課は、次に掲げる事務をつかさどる。	第五百五十七条 漁業監督課は、次に掲げる事務をつかさどる。
（漁業監督課の所掌事務）	（漁業監督課の所掌事務）

この省令は、平成十七年三月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に掲げる日から施行する。

一 別表第三九州農政局の項の改正規定中「津久見市 南海部郡」を「津久見市」に改める部分

二 別表第三中国四国農政局の項の改正規定中「瀬戸内市」を「瀬戸内市 赤磐市」に改める部分

三 別表第三北陸農政局の項の改正規定中「中頸城郡」を「大分郡」に改める部分 平成十七年三月三日

四 別表第三九州農政局の項の改正規定中「朝倉郡 浮羽郡」を「うきは市 朝倉郡」に改める部分

五 別表第三北陸農政局の項の改正規定中「新潟市 五泉市 白根市」を「五泉市」に、「新發田市 豊栄市」を「新發田市」に改める部分及び別表第七関東の項の改正規定中「柄尾郡」を「柄尾市」、「南魚沼市 中蒲原郡 龜田町」を「南魚沼市」に、「新魚沼市」に、「新發田市 新津市」を「新發田市」に、「五泉市」を「新發田市」に、「五泉市 豊栄市」を「五泉市」に、「中蒲原郡(龜田町を除く。)」を「中蒲原郡」に、「中蒲原郡」を「中蒲原郡」に改める部分 平成十七年三月二十日

六 別表第二の改正規定、別表第三東北農政局の項名称の欄及び位置の欄の改正規定並びに同項管轄区域の欄の改正規定中「男鹿市」を「男鹿市 潟上市」に、「本莊市」を「由利本莊市」に、「大曲市」を「大仙市」に、「鹿角市」を「鹿角市 北秋田市」に改める部分、同表関東農政局の項名称の欄の改正規定中「守谷市」を「守谷市 平田市」に改める部分、「和氣郡 呪島郡」を「和氣郡」に改める部分、「豊田郡(本郷町及び瀬戸田町に限る。)」を「豊田郡瀬戸田町」に改める部分、「賀茂郡 豊

田郡（本郷町及び瀬戸田町を除く。）を「豊田郡（瀬戸田町を除く。）」に改める部分及び長門市大津郡を「長門市」に、小野田市美祢市厚狭郡を「美祢市（山陽小野田市）」に改める部分並びに同表九州農政局の項の改正規定中「玖珠郡（日田郡）」を「玖珠郡」に改める部分、別表第四秋田統計・情報センターの項目及び山口統計・情報センターの項の改正規定、別表第七東北の項の改正規定、同表近畿中国の項目の改正規定中「山県郡賀茂郡」を「山県郡（に）に改める部分及び同表九州の項の改正規定中「玖珠郡（日田郡）」を「玖珠郡」に改める部分並びに別表第八米代東部の項の改正規定平成十七年三月二十二日

〔真庭市 真庭郡〕に改める部分、「庄原市 比婆郡」を「庄原市」に改める部分及び「神石郡 甲奴郡」を「神石郡」に改める部分並びに同表九州農政局の項名称の欄及び位置の欄の改正規定並びに同項管轄区域の欄の改正規定中「宇佐郡」を削る部分及び「大野郡」を「豊後大野市」に改める部分、別表第四大分統計・情報センターの項の改正規定並びに別表第七近畿中国の項の改正規定中「神石郡 甲奴郡 比婆郡」を「神石郡」に改める部分並びに同表九州の項の改正規定中「竹田市」を「竹田市 豊後大野市」に改める部分、「大野郡 直入郡」を「直入郡」に改める部分及び「宇佐郡」を削る部分 平成十七年三月三十一日

附 則（平成一七年四月一日農林水産省令第五七号）

この省令は、公布の日から施行する。ただし、別表第三中国四國農政局の項名称の欄及び位置の欄の改正規定並びに同項管轄区域の欄の改正規定中「中村市 宿毛市 土佐清水市」を「宿毛市 土佐清水市 四十万市」に改める部分、別表第四高知統計・情報センターの項の改正規定並びに別表第七四国の項の改正規定は平成十七年四月十日から施行する。

附 則（平成一七年四月二八日農林水産省令第六九号）

この省令は、平成十七年五月一日から施行する。ただし、別表第三関東農政局の項の改正規定は同年六月十三日から、別表第八の改正規定は同年六月二十日から施行する。

附 則（平成一七年七月二九日農林水産省令第八五号）

この省令は、平成十七年八月一日から施行する。

附 則（平成一七年八月三一日農林水産省令第九六号）

この省令は、平成十七年九月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に掲げる日から施行する。

一 別表第三関東農政局の項の改正規定 平成十七年九月二日

二 别表第三東北農政局の項の改正規定中「大仙市」を「大仙市 仙北市」に改める部分及び

附 則 (平成十七年九月二二日農林水產省令第一〇五号) 抄
(施行期日)
別表第七東北の項管轄区域の欄中「大仙市」を「大仙市 仙北市」に改める部分 平成十七年九月二十日
第一条 この省令は、平成十七年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に掲げる日から施行する。
一 別表第三関東農政局の項の改正規定中「鹿島郡」を「鉢田市」に改める部分、「藤枝市」を「藤枝市 牧之原市」に改める部分、同表九州農政局の項の改正規定中「島原市」を「島原市 雲仙市」に改める部分及び「串木野市」を「日置市」を「日置市 いちき串木野市」に改める部分並びに別表第七関東の項の改正規定中「裾野市」を「裾野市 牧之原市」に改める部分及び同表九州の項の改正規定中「加西市」を「加西市」に改める部分
二 別表第三近畿農政局の項の改正規定中「枕崎市」を「枕崎市」に、「串木野市」を「日置市」に改める部分 同年十月十一日
三 別表第三中国四國農政局の項管轄区域の欄の改正規定及び別表第七近畿中国の項の改正規定 平成十七年十一月三日
四 別表第一の改正規定、別表第二の改正規定、別表第三北陸農政局の項管轄区域の欄の改正規定中「吉田郡 大野郡」を「吉田郡」に改める部分、同表第三中国四國農政局の項の改正規定、同表九州の項の改正規定 平成十七年十一月七日
五 別表第三関東農政局の項管轄区域の欄の改正規定中「勝浦市」を「勝浦市 いすみ市」に改める部分 平成十七年十二月五日
附 則 (平成十七年一二月二六日農林水產省令第一一二二号)
この省令は、平成十八年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に掲げる日から施行する。

一 別表第三関東農政局の項管轄区域の欄の改正規定中「小山市」を「小山市 下野市」に改め部分及び同表中国四國農政局の項管轄区域の欄の改正規定中「因島市 福山市 豊田郡瀬戸田町」を「福山市」に、「豊田郡(瀬戸田町を除く。)」を「豊田郡」に改める部分及び別表第七関東の項管轄区域の欄の改正規定中「真岡市 下野市」に改める部分及び同表近畿中國の項の改正規定 平成十八年一月十日

二 別表第三関東農政局の項名称の欄及び位置の欄の改正規定、同項管轄区域の欄の改正規定中「八日市場市 旭市」を「旭市 北埼玉市」に改める部分並びに同表東海農政局の項管轄区域の欄の改正規定中「土岐市 土岐郡」を「土岐市」に改める部分並びに別表第四千葉統計・情報センターラーの項の改正規定並びに別表第七中部の項の改正規定 平成十八年一月二十三日

三 別表第三北陸農政局の項管轄区域の欄の改正規定中「あわら市 足羽郡」を「あわら市」に改める部分、別表第五の改正規定及び別表第七北海道の項の改正規定 平成十八年二月一日

四 別表第三近畿農政局の項管轄区域の欄の改正規定中「淡路市 津名郡」を「淡路市」に改める部分及び同表九州農政局の項管轄区域の欄の改正規定中「山田市」を「山田市 宮若市」に改める部分 平成十八年二月十一日

五 別表第三東北農政局の項位置の欄の改正規定中「水沢市」を「奥州市」に改める部分、同項管轄区域の欄の改正規定中「水沢市 江刺市」を「奥州市」に改める部分及び同表関東農政局の項管轄区域の欄の改正規定中「甲斐市」を「甲斐市」に改める部分並びに別表第七東北の項位置の欄の改正規定及び同項管轄区域の欄の改正規定中「菊池市」を「菊池市 合志市」に改める部分及び別表第七九州の項管轄区域の欄の改正規定中「阿蘇市」を「阿蘇市 合志市」に改める部分 平成十八年二月二十七日

附 則 (平成一八年三月一日農林水産省)

この省令は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に掲げる日から施行する。

令第五号

この省令は、公布の日から施行する。たゞ

し、次の各号に掲げる規定は、当該各号に掲げ

る日から施行する。

る。

</

附 則（平成一九年三月三〇日農林水産省令第二八号）抄
第一条 この省令は、平成十九年四月一日から施行する。
附 則（平成一九年四月一日農林水産省令第三八号）
1 この省令は、公布の日から施行する。ただし、第二百八十六条の四第二項の改正規定（「菊池統計・情報センター」を「山鹿統計・情報センター」に改める部分に限る。）及び別表第三の改正規定は、平成十九年四月二十五日から施行する。
この省令による改正後の農林水産省組織規則附則第三項及び第四項の規定は、平成十九年三月三十一日から適用する。
附 則（平成一九年七月二〇日農林水産省令第六三号）
この省令は、平成十九年八月一日から施行する。
附 則（平成一九年九月二七日農林水産省令第七四号）
この省令は、平成十九年十月一日から施行する。ただし、別表第三鹿児島農政事務所の項管轄区域の欄の改正規定は同年十二月一日から、同表山口農政事務所の項管轄区域の欄の改正規定は平成二十年三月二十一日から施行する。
附 則（平成一九年一一月三〇日農林水産省令第九〇号）
この省令は、平成十九年十二月一日から施行する。
附 則（平成二〇年一二月二八日農林水産省令第九号）
この省令は、平成二十年三月一日から施行する。
附 則（平成二〇年三月三一日農林水産省令第二一号）抄
（施行期日）
第一条 この省令は、平成二十年四月一日から施行する。
附 則（平成二〇年四月一日農林水産省令第二八号）
この省令は、公布の日から施行する。
附 則（平成二〇年七月三一日農林水産省令第五一号）
この省令は、平成二十年八月一日から施行する。

附 則（平成二〇年九月三〇日農林水産省令第六二号）

「北設楽郡」に改める部分は同年二月一日から施行する。

この省令は、公布の日から施行する。

<p>附 則（平成二〇〇九年九月三〇日農林水産）</p> <p>この省令は、平成二十年十月一日から施行する。ただし、別表第三静岡農政事務所の項の改正規定中「牧之原市　庵原郡」を「牧之原市」に改める部分及び同表鹿児島農政事務所の項の改正規定並びに別表第七関東の項の改正規定中「富士郡　庵原郡」を「富士郡」に改める部分及び同表九州の項の改正規定中「大口市　薩摩川内市　薩摩郡　出水郡　伊佐郡」を「薩摩川内市　伊佐市　薩摩郡　出水郡」に改める部分は同年十一月一日から、別表第三静岡農政事務所の項の改正規定中「志太郡　榛原郡」を「榛原郡」に改める部分及び別表第七関東の項の改正規定中「志太郡　榛原郡」を「榛原郡」に改める部分は平成二十一年一月一日から、別表第三宮崎農政事務所の項の改正規定及び別表第七九州の項の改正規定中「串間市　南那珂郡」を「串間市」に改める部分は同年三月三十日から施行する。</p> <p>附 則（平成二〇〇年一二月二六日農林水産省令第八四号）</p> <p>この省令は、国家公務員法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第八八号）の施行の日（平成二十一年十二月三十一日）から施行する。</p> <p>附 則（平成二一年四月一日農林水産省令第二一号）</p> <p>この省令は、平成二十一年四月一日から施行する。ただし、別表第三群馬農政事務所の項の改正規定及び別表第七関東の項の改正規定は、同年五月五日から施行する。</p> <p>附 則（平成二一年八月二八日農林水産省令第五二号）</p> <p>この省令は、消費者庁及び消費者委員会設置法の施行の日（平成二十一年九月一日）から施行する。</p> <p>附 則（平成二一年九月三〇日農林水産省令第五九号）</p> <p>この省令は、平成二十一年十月一日から施行する。</p> <p>附 則（平成二二年一二月二八日農林水産省令第六九号）</p> <p>この省令は、平成二十二年一月一日から施行する。</p> <p>附 則（平成二二年一二月二八日農林水産省令第七号）抄</p> <p>（施行期日）</p> <p>附 則（平成二二年一二月二八日農林水産省令第一八号）</p> <p>この省令は、商品取引所法及び商品投資に関する事業の規制に関する法律の一部を改正する法律（平成二十一年法律第七十四号）の施行の日（平成二十三年一月一日）から施行する。</p> <p>附 則（平成二三年四月一日農林水産省令第一九号）</p> <p>（北設楽郡）に改める部分は同年二月一日から施行する。</p> <p>附 則（平成二二年三月一九日農林水産省令第一九号）</p> <p>この省令は、平成二十二年三月二十二日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に掲げる日から施行する。</p> <p>一 别表第三関東農政局の項の改正規定、同表静岡農政事務所の項の改正規定、同表九州農政局の項の改正規定、同表宮崎農政事務所の項の改正規定及び同表鹿児島農政事務所の項の改正規定並びに別表第七関東の項の改正規定中「駿東郡　富士郡」を「駿東郡」に、「周智郡　近名郡」を「周智郡」に改める部分及び同表九州の項の改正規定並びに別表第八の改正規定（平成二十二年三月二十三日）から施行する。</p> <p>二 别表第三新潟農政事務所の項の改正規定及び別表第七関東の項の改正規定中「三島郡　北魚沼郡」を「三島郡」に改める部分（平成二十二年三月三十一日）から施行する。</p>
--

この省令は、公布の日から施行する。
附 則（平成二十三年六月三十日農林水産省
省令第四三号）

高知農政事務所長（新組織規則別表第三に掲げる中国四国農政局高知地域センターの管轄区域に係る処分等又は届出等に係る場合に限る。）	福岡農政事務所長（新組織規則別表第三に掲げる九州農政局福岡地域センターの管轄区域に係る処分等又は届出等に係る場合に限る。）	福岡農政事務所長（新組織規則別表第三に掲げる九州農政局北九州地域センターの管轄区域に係る処分等又は届出等に係る場合に限る。）	福岡農政事務所長（新組織規則別表第三に掲げる九州農政局北九州地域センターの管轄区域に係る処分等又は届出等に係る場合に限る。）
中国四国農政局高知地域センター長	九州農政局福岡地域能セントラル長	九州農政局北九州地域能セントラル長	九州農政局北九州地域能セントラル長
九州農政	九州農政	九州農政	九州農政
地域セントラル長	地域セントラル長	地域セントラル長	地域セントラル長
改正前のそれぞれの省令の規定により従前の農	この省令の施行の際現にこの省令による改正前のそれぞれの省令の規定により従前の農	この省令の施行の際現にこの省令による改正前のそれぞれの省令の規定により従前の農	この省令の施行の際現にこの省令による改正前のそれぞれの省令の規定により従前の農

林水産省の機関に対してされている送付その他の行為は、この省令の施行後は、改正後のそれ	この省令は、平成二十三年十月一日から施行する。ただし、別表第三東北農政局の項の改正規定及び別表第七東北の項の改正規定は、公布の日から施行する。
の機関に対してされた送付その他の行為とみなす。	この省令は、平成二十三年十月一日から施行する。ただし、別表第三東北農政局の項の改正規定及び別表第七東北の項の改正規定は、公布の日から施行する。
附 則（平成二三年九月二六日農林水產省令第五五六号）	附 則（平成二四年三月三一日農林水產省令第二五号）
附 則（平成二三年九月二六日農林水產省令第五五六号）	附 則（平成二四年三月三一日農林水產省令第二五号）
附 則（平成二三年九月二六日農林水產省令第五五六号）	附 則（平成二四年三月三一日農林水產省令第二五号）

第一 条 この省令は、法の施行の日（平成二十九年四月一日）から施行する。	第一 条 この省令は、法の施行の日（平成二十九年三月三一日）から施行する。
（施行期日）	（施行期日）
附 則（平成二九年七月二八日農林水產省令第五八号）	附 則（平成二九年三月九日農林水產省令第一三号）
附 則（平成二九年七月二八日農林水產省令第五八号）	附 則（平成二九年三月九日農林水產省令第一三号）
附 則（平成二九年七月二八日農林水產省令第五八号）	附 則（平成二九年三月九日農林水產省令第一三号）

附 則（平成二八年一月一八日農林水產省令第五八号）抄	附 則（平成二八年一月一八日農林水產省令第五八号）抄

附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日
(平成三十二年六月二十一日)

附則(平成三十一年三月二十九日農林水産省
省令第二四号)抄

(施行期日)
この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。

附則(令和元年六月二八日農林水産省
令第二二号)抄

(施行期日)
この省令は、令和元年七月一日から施行する。

附則(令和元年七月二十五日農林水産省
令第一八号)抄

(施行期日)
この省令は、令和元年七月二十六日から施行する。

附則(令和元年九月三〇日農林水産省
令第三三号)抄

(施行期日)
この省令は、令和元年十月一日から施行する。

附則(令和元年九月三〇日農林水産省
令第二五号)抄

(施行期日)
この省令は、令和元年四月一日から施行する。

附則(令和二年六月三〇日農林水産省
令第四五号)抄

(施行期日)
この省令は、令和二年七月一日から施行する。

附則(令和二年三月三一日農林水産省
令第五号)抄

(施行期日)
この省令は、令和二年四月一日から施行する。

附則(令和二年六月三〇日農林水産省
令第六六号)抄

(施行期日)
この省令は、令和二年七月一日から施行する。

附則(令和二年九月三〇日農林水産省
令第二〇号)抄

(施行期日)
この省令は、令和二年十月一日から施行する。

附則(令和三年三月三一日農林水産省
令第二〇号)抄

(施行期日)
この省令は、令和三年四月一日から施行する。

附則(令和三年六月二八日農林水産省
令第四〇号)抄

(施行期日)
この省令は、令和三年七月一日から施行する。

附則(令和五年九月二九日農林水産省
令第三三号)抄

(施行期日)
この省令は、令和五年十月一日から施行する。

附則(令和六年三月二九日農林水産省
令第二二号)抄

(施行期日)
この省令は、令和二年十月一日から施行する。

附則(令和三年八月三一日農林水産省
令第五一号)抄

この省令は、令和三年九月一日から施行する。

この省令は、公布の日から施行する。

この省令は、令和四年四月一日から施行する。

この省令は、令和四年四月一日から施行する。

この省令は、法の施行の日(令和四十
二年一月一日)から施行する。

附則(令和四年九月三〇日農林水産省
令第五七号)抄

(施行期日)
この省令は、令和四年十月一日から施行する。

附則(令和五年二月一日農林水産省
令第五号)抄

(施行期日)
この省令は、令和五年二月一日から施行する。

附則(令和五年三月三〇日農林水産省
令第二二号)抄

(施行期日)
この省令は、令和五年四月一日から施行する。

附則(令和五年九月二九日農林水産省
令第二〇号)抄

(施行期日)
この省令は、令和五年十月一日から施行する。

附則(令和六年三月二九日農林水産省
令第二二号)抄

(施行期日)
この省令は、令和六年四月一日から施行する。

附則(令和六年六月五日農林水産省
令第二二号)抄

(施行期日)
この省令は、令和六年五月一日から施行する。

別表第一(第九十七条関係)

所 所 横浜植物防疫所札幌支所小樽出張	横浜植物防疫所札幌支所函館出張	横浜植物防疫所札幌支所函館出張	横浜植物防疫所札幌支所室蘭・苫小牧出張所	横浜植物防疫所札幌支所新千歳空港出張所	横浜植物防疫所札幌支所弘前出張	横浜植物防疫所塩釜支所八戸出張	横浜植物防疫所塩釜支所石巻出張	横浜植物防疫所塩釜支所八戸市	八戸市	千歳市	苦小牧市	釧路市
所 所 小樽市 函館市 札幌市	函館市	札幌市	函館市	札幌市	函館市	東京都	東京都	東京都	福岡市	伊万里市	鹿児島市	高知市

所 所 神戸植物防疫所広島支所水島出張	神戸植物防疫所広島支所水島出張	神戸植物防疫所広島支所水島出張	神戸植物防疫所広島支所水島出張	神戸植物防疫所広島支所水島出張	神戸植物防疫所広島支所水島出張	神戸植物防疫所広島支所水島出張	神戸植物防疫所広島支所水島出張	神戸植物防疫所広島支所水島出張	神戸植物防疫所広島支所水島出張	神戸植物防疫所広島支所水島出張	神戸植物防疫所広島支所水島出張	神戸植物防疫所広島支所尾道出張
所 所 倉敷市 境港市 広島市 大阪市 常滑市 南都田尻 町 町	境港市	広島市	大阪市	常滑市	南都田尻	大坂府泉	大坂府泉	大坂府泉	福岡市	伊万里市	鹿児島市	高知市
所 所 東京都市 成田市 名取市 函館市 千歳市 牧之原市 川崎市 岩手県	成田市	名取市	函館市	千歳市	牧之原市	川崎市	岩手県	岩手県	福岡市	伊万里市	鹿児島市	高知市

所 所 動物検疫所羽田空港支所	動物検疫所羽田空港支所	動物検疫所羽田空港支所	動物検疫所羽田空港支所	動物検疫所羽田空港支所	動物検疫所羽田空港支所	動物検疫所羽田空港支所	動物検疫所羽田空港支所	動物検疫所羽田空港支所	動物検疫所羽田空港支所	動物検疫所羽田空港支所	動物検疫所羽田空港支所	動物検疫所羽田空港支所
所 所 東京都市 成田市 名取市 函館市 千歳市 牧之原市 川崎市 岩手県	成田市	名取市	函館市	千歳市	牧之原市	川崎市	岩手県	岩手県	福岡市	伊万里市	鹿児島市	高知市

管理署	胆振東部森林	管理署	留萌南	管理署	網走南	署	林管理	空知森	管理署	網走中	署	十勝西	管理署	部森林	根釧西	署	後志森	管理署	上川中			
老郡	白町	市	留萌	町	清水里			沢岩見	戸郡常呂		市	帶広	市	釧路	町	知郡虻田	市	旭川	町	沢部		
道海北	道海北	道海北				道海北	道海北			道海北	道海北	道海北	道海北	道海北	道海北	道海北	道海北					
を除く。) を除く。 (占冠村)	苦小牧市 (白老郡)	前町 留萌郡	斜里郡	網走市	樺戸郡	良野町 及び南富良野町	市 空知郡 (上富良野町)	歌志内市 砂川市	滝川市 芦別市	赤平市 三笠市	夕張市 岩見沢市	北見市	及び 豊頃町 に限る。	上川郡 河西郡 中川郡 広尾郡	帯広市 河東郡 川上郡	阿寒郡 釧路市 白糠郡	古宇郡 虻田郡 岩内郡	寿都郡 伊達市 磯谷郡	室蘭市 登別市	下川町、 和寒町、 新得町及 び清水町を除く。)	旭川市 上川郡	奥尻郡 檜山郡
	苦前郡 增毛郡	苦前郡 苦		網走郡	雨竜郡	夕張郡					常呂郡								下川町、 劍淵町、 新得町及 び清水町を除く。)	爾志郡		

北東													
署 署 署 市 県	林 管 理 署 青 森 市	部 森 林 管 理 署 青 森 市	十 勝 東 部 森 林 管 理 署 寄 町 郡 足 足 寄 町 か ひ 郡 だ 新 高 町 日 高 町 沙 流	部 森 林 管 理 署 留 萌 北 部 森 林 管 理 署 塩 町 天 塩 郡 富 良 町 南 空 知 郡 津 町 標 津 郡 下 川 町 上 川 北 部 森 林 管 理 署 上 川 南 部 森 林 管 理 署 根 釧 東 部 森 林 管 理 署 上 川 北 部 森 林 管 理 署 網 走 西 部 森 林 管 理 署 上 川 北 部 森 林 管 理 署 軽 町 郡 遠 紋 別 市 稚 内 市	宗 谷 森 林 管 理 署 市 稚 内 市								
市 青 森	青 森 市	寄 町 郡 足 足 寄 町 か ひ 郡 だ 新 高 町 日 高 町 沙 流	高 南 部 森 林 管 理 署 高 北 部 森 林 管 理 署 天 塩 町 天 塩 郡 二 海 郡 八 海 二 海	塩 町 天 塩 郡 富 良 町 南 空 知 郡 津 町 標 津 郡 下 川 町 上 川 北 部 森 林 管 理 署 上 川 南 部 森 林 管 理 署 根 釧 東 部 森 林 管 理 署 上 川 北 部 森 林 管 理 署 網 走 西 部 森 林 管 理 署 上 川 北 部 森 林 管 理 署 軽 町 郡 遠 紋 別 市 稚 内 市	川 町 郡 下 川 町 上 川 北 部 森 林 管 理 署 上 川 北 部 森 林 管 理 署 軽 町 郡 遠 紋 別 市 稚 内 市								
県 森 青	道 青 森	道 海 北	道 海 北	道 海 北	道 海 北	道 海 北	道 海 北	道 海 北	道 海 北	道 海 北	道 海 北	道 海 北	道 海 北
青 森 市 東 津 輕 郡	青 森 市 足 寄 郡 十 勝 郡	び 本 別 町 に 限 る 。	中 川 郡 様 似 郡 新冠 郡 浦 河 郡 幌 泉 郡 延 郡	沙 流 郡 町 を 除 く 。	苦 前 郡 (豊 富 町 及 び 幌 延 郡 天 塩 郡 久 遠 郡	瀬 棚 郡 山 越 郡 龟 田 郡 茅 部 郡 二 海 郡 富 良 野 町 及 び 南 富 良 野 町 に 限 る 。	富 良 野 市 (上 富 良 野 町 、 中 富 良 野 町 及 び 南 富 良 野 町 に 限 る 。	士 別 市 上 川 郡 劍 淵 町 及 び 下 川 町 (幕 別 町 、 池 田 町 、 豊 頃 町 及 び 本 別 町 を 除 く 。)	根 室 市 標 津 郡 野 付 郡 目 梨 郡	枝 幸 郡 天 塩 郡 名 寄 市 上 川 郡 (和 寒 町 、 劍 淵 町 及 び 下 川 町 に 限 る 。)	稚 内 市 市 別 市 上 川 郡 劍 淵 町 及 び 下 川 町 に 限 る 。)	稚 内 市 市 別 市 上 川 郡 劍 淵 町 及 び 下 川 町 に 限 る 。)	稚 内 市 市 別 市 上 川 郡 劍 淵 町 及 び 下 川 町 に 限 る 。)

津輕森 林管理署	宮城北 部森林管 理署	仙台森 林管理署	岩手北 部森林管 理署	岩手南 部森林管 理署	三陸中 部森林管 理署	三陸北 部森林管 理署	盛岡森 林管理署	下北森 林管理署	三八上 北森林管 理署	市弘前 大崎
市仙台	市仙台	平八幡	市奥州	渡大船	市宮古	市盛岡	市むつ	田十和	市弘前	
県城宮	県城宮	県手岩	県手岩	県手岩	県手岩	県手岩	県森青	県森青	県森青	
郡市	郡市	石卷市	角田市	仙台市	二戸郡	胆沢郡	奥州市	花巻市	下閉伊郡	盛岡市
牡鹿郡	加美郡	東富谷市	柴田郡	岩沼市	二戸郡	岩手郡	遠野市	(軽米町及 び久戸村に 限る。)	伊賀郡	岩手郡
本吉	遠田	黒川大崎	多賀城市	名取市	八幡平市	西磐井郡	一関市	釜石市	久慈市	滝沢市
		宮城郡	伊具郡	刈田郡				気	九戸郡	(葛巻町を 除く。)

署 林 奈 川 東 京 管 理 森 神	署 林 吾 妻 管 理 森	署 田 利 根 森 沼	署 林 群 馬 森	署 林 塩 那 森	署 林 日 光 森	署 林 茨 城 森	
市 平 塚	町 之 条 中 妻	市 沼 田	市 前 橋	原 大 市	市 日 光	市 水 戸	町 棚 倉
県 川 奈 神	都 京 東	県 馬 群	県 馬 群	県 馬 群	県 木 柄	県 木 柄	県 城 茨
神 奈 川 県	を 除 く。) 東 京 都 (小 笠 原 村	吾 妻 郡	沼 田 市	樂 郡 馬 郡 み ど り 市 佐 波 郡 多 野 郡 北 群 邑 甘	桐 生 市 太 田 市 伊 勢 崎 市 高 崎 市 市 芳 賀 郡 茂 木 町 塩 谷 市 塩 谷 郡 塩 谷 町 前 橋 市 那 須 郡 塩 谷 郡 塩 谷 町 那 須 烏 山 市 大 田 原 市 下 野 市 鹿 沼 市 小 山 市 芳 賀 郡 大 原 市 市 下 都 賀 町 宇 都 宮 市 市 河 内 郡 真 岡 市 日 光 市 佐 野 市 足 利 市	町 郡 を 除 く。) 塩 谷 郡 高 根 沢	茨 城 県

国中畿近																				
署林滋賀森	署林三重管理森	署林福井管理森	署林石川森	署林東濃森	署林飛騨森					署林岐阜森	署林木曾森					署林南信森	署林東信森			
市大津	市龜山	市福井	市金沢	川中市	市高山					市下呂	松町	郡上	木曽	市伊那	市佐久					
県滋賀	県重三	県井福	県川石	県阜岐	県阜岐					県阜岐	県野長	県野長	県野長							
滋賀県	三重県	福井県	石川県	市市多治見市瑞浪市	市高野郡	郡郡郡郡市市市島市	郡郡郡郡市市市島市	郡郡郡郡市市市島市	郡郡郡郡市市市島市	郡郡郡郡市市市島市	木曽郡	郡駒ヶ根市諏訪市岡谷市	郡下伊那郡伊那市飯田市	郡南佐久郡佐久市東御市北佐久	上田市小諸市	曇郡東筑摩郡北安				
可児郡	可児市	岐阜市	瑞浪市	飛騨市	高山市	本巣郡安八郡養老郡海津市	本巣郡安八郡養老郡海津市	本巣郡安八郡養老郡海津市	本巣郡安八郡養老郡海津市	本巣郡安八郡養老郡海津市	美濃加茂市	岐阜市大垣市	岐阜市美濃加茂市羽	岐阜市美濃加茂市羽	岐阜市美濃加茂市羽	岐阜市美濃加茂市羽				
可児	惠那市	中津川	下呂	下呂	下呂	本巣市	本巣市	本巣市	本巣市	本巣市	本巣市	本巣市	本巣市	本巣市	本巣市	本巣市	本巣市	本巣市		

国四																				
理署森林管四十	署林安芸森	管理署高知中	署林愛媛森	署林德島森	管理署	部森林北					署林廣島森	署林岡山森	署林島根森	署林鳥取森	署林和歌山	署林兵庫森				
十四市	市安芸	市香美	市松山	市徳島	市	市三次					市廣島	市津山	市松江	市鳥取	市田辺	市宍粟				
県知高	県知高	県知高	県媛愛	県島徳	県島広						県島広	県山岡	県根島	県取鳥	県山歌和	県庫兵				
幡多郡	日高村 町、越知町及 び(佐)を除く。	川十市 土佐清水市 須崎市 高岡郡 宿毛市 四万	高岡市 高岡郡 宿毛市	高知市 高知郡 香南市	香南市 高知郡 香南市	愛媛県	徳島県	郡安芸高田市	郡三次市	郡江島市	郡市道原市	郡市原市	郡広島市	島根県	島根県	和歌山県	兵庫県			
高村								庄原市	世羅郡	山田島市	大竹市	福山市	三原市	吳市						
								神石												

州九																				
管理署部森林北	署林宮崎森	管理署宮崎森	管理署部森林西	署林管理署大分森	管理署部森林大分森	管理署部森林熊本南					署林管理森熊本森	署林管理森長崎森	署林管理森佐賀森	署林管理森福岡森					署林管理森嶺北森	
市日向	市宮崎	市宮崎	市日田	市大分	市大分	市人吉					市菊池	市諫早	市佐賀	市福岡					山郡本岡	
県崎宮	県崎宮	県崎宮	県分大	県分大	県本熊						県本熊	県崎長	県賀佐	県岡福					県知高	
郡東白杵郡	延岡市	県北諸県郡	小林市	宮崎市	市東郡	市市日別府市	野市臼杵市	大分市竹田市	水俣市阿蘇郡	八代市玉名郡	城郡阿蘇郡	郡合志市玉名郡	郡上天草市阿蘇郡	郡玉名市玉名郡	郡荒尾市山鹿市	郡鹿尾市宇土市	郡大島郡串木野市	郡大島郡霧島市	土佐郡(佐川町、吾川郡)	
郡	東白杵郡	日向市	東諸県郡	えびの市	都城市	速見郡東筑市	豊後高田市	由布市津久見市	佐伯市人吉市	球磨郡八代郡	郡天草郡	郡下益城郡	郡天草郡	郡宇土郡	郡宇城市	郡大島郡奄美市	郡大島郡姶良市	高岡郡(日高村)	に限る。)	
西白杵																				

知空	部西勝十	署理管林森轄所																			
署知北支空	署雪東支大	名称	別表第五(第五百二十四条関係)	署林沖縄森	理署森林屋久島	署林管理大隅森	署林管理北薩森					理署鹿兒島森	管理署湯森	西都児	管理署部森林						
町加郡雨内幌童	町士郡河幌上東	位置		市那霸	町久島郡熊毛	市鹿屋	町つまさ					島鹿	市西都	市日南							
道海北	道海北			県繩沖	県島児鹿	県島児鹿	県島児鹿					県島児鹿	県崎宮	県崎宮	県崎宮						
深川市	郡新得町	河東郡(音更町)		沖縄県	西之表市	曾於市	水郡	薩摩川内市	垂水市	志布志市	出水市	鹿兒島市	大島郡	九州市	南さつま市	奄美市	日置市	枕崎市	西都市	日南市	
雨童郡	上川町				熊毛郡	肝属郡	阿久根市	薩摩郡	垂水市	志布志市	出伊	鹿兒島市	大島郡	奄美市	日置市	日置市	日置市	日置市	日置市	日置市	

曾木	越下	津会	島福	形山	部東代米	田秋	部南手岩	部北陸三	輕津	部西走網
署曾南支木	支村署上	署津南支会	支白署河	支最署上	支阿上署仁小	支湯沢	支遠野	支久慈	支金木	署別西支紋
町木郡木曾南曾	市村上	津南津南町会郡会	市白河	町室郡最川真上	村阿上田北仁小郡秋	市湯沢	市遠野	市久慈	市川五原所	上郡紋町滝別
県野長	県潟新	県島福	県島福	県形山	県田秋	県田秋	県手岩	県手岩	県森青	道海北
限る。木曾郡（南木曾及び大桑村に）	村上市岩船郡	の区域を除く。（町南会津郡及び旧田島町の下郷）	白市白河郡岩瀬郡須賀川郡	新庄市最上郡	北秋田郡区域を除く。（秋田郡鷹巣町の北）	横手市雄勝郡湯沢市	（旧稗貫郡花巻市）遠野市（岩泉町のう花巻市）久慈市（岩泉町のう花巻市）下閉伊郡（大迫町のう花巻市）	除く。（九戸郡（岩泉町のう花巻市）久慈市（岩泉町のう花巻市）下閉伊郡（大迫町のう花巻市））	郡がる市五所川原市北津軽	、（滝上町、西興部村及び雄武町に限る。）紋別市西興部町、（滝上町に限る。）紋別市

崎宮
支都署城
市都城
県崎宮
都城市（旧西諸県郡野尻町及び須木村の北諸郡）えびの市北諸郡